



(号外)
発行内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔省令〕

○電波法施行規則等の一部を改正する省令(総務四一)

〔法規的告示〕

○電波法施行規則第六條第四項第四号(3)の規定に基づく総務大臣が別に告示する周波数及び場所を定める件の一部を改正する件(総務一四二)

○電波法施行規則第十八條第一項第三号の規定に基づく五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を定める件(同一四三)

○無線設備規則第十四條の二第一項第二号等の規定に基づく総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件(同一四四)

〔その他告示〕

○種苗法第十八條第一項及び第二十一條の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件(農林水産五四七)

○種苗法第十三條第一項及び第二十一條の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件(同五四八)

〔公告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

独立行政法人都市再生機構参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用・廃止関係
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

三

三

五

三 五 七

省

令

○総務省令第四十一号

電波法(昭和二十五年法律第三百三十一号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月七日

総務大臣 村上誠一郎

第四十二条の三 法第七十六条の二の二の総務省令で定める場合は、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局、携帯基地局、陸上移動中継局及び携帯局（第六条第四項第十一号に掲げるものを除く。）が増加することにより無線標定陸上局及び人工衛星局の運用に影響を与えるおそれがあると認められ、かつ、総務大臣が別に告示する条件に適合する場合とする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

（無線設備規則の一部改正）
 第二条 無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 法第四条第三号に規定する無線局が有しなければならない混信防止機能は、次のとおりとする。</p> <p>「一〇十一 略」</p> <p>十二 五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局及び携帯局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>（小電力データ通信システムの無線設備）</p> <p>第四十九条の二十 小電力データ通信システムの無線設備は、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる条件に適合するものでなければならない。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 五、一五〇MHzを超え五、三五〇MHz以下又は五、四七〇MHzを超え五、七三〇MHz以下の周波数の電波を使用するもの</p> <p>「イ・ロ 略」</p> <p>ハ 搬送波の周波数は、次のとおりであること。</p> <p>「(1)〜(4) 略」</p> <p>(5) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下であつて、次のいずれかの組合せにより二つの搬送波の周波数を同時に使用する場合</p> <p>(一) 五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局が使用する場合を含む。）又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz</p> <p>「(二) 略」</p> <p>「(三) 略」</p> <p>「四〜六 略」</p>	<p>（混信防止機能）</p> <p>第九条の四 「同上」</p> <p>「一〇十一 同上」</p> <p>十二 五・二GHz帯高出力データ通信システム（施行規則第六条第四項第十一号に規定する無線通信をいう。以下同じ。）の陸上移動局については、施行規則第六条の二第三号に規定する機能</p> <p>（小電力データ通信システムの無線設備）</p> <p>第四十九条の二十 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ・ロ 同上」</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>「(1)〜(4) 同上」</p> <p>(5) 「同上」</p> <p>(一) 五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用する場合を含む。）又は五、二九〇MHz及び五、五三〇MHz、五、六一〇MHz又は五、六九〇MHz</p> <p>「(二) 同上」</p> <p>「(三) 同上」</p> <p>「四〜六 同上」</p>

(五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十の二 五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

〔一〇九略〕

〔2略〕

3 五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 前条第三号イ、ロ、ホ（表エの項及び表オの項に掲げるものを除く）、へ、リ及びル（一）に掲げるものを除く。に掲げる条件に適合すること。

二 搬送波の周波数は、次のとおりであること。

(1) 占有周波数帯幅が二〇MHz以下の場合

五、一八〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二二〇MHz又は五、二四〇MHz

(2) 占有周波数帯幅が二〇MHzを超え四〇MHz以下の場合

五、一九〇MHz又は五、二三〇MHz

(3) 占有周波数帯幅が四〇MHzを超え八〇MHz以下の場合

五、二一〇MHz

三 送信装置の空中線電力は、前条第三号ト（表ウの項に掲げるものうち、占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のもの及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

四 一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力は、前条第三号チ（表アの項に掲げるものうち、占有周波数帯幅が八〇MHzを超え一六〇MHz以下のもの及び四〇MHzを超え八〇MHz以下（同号ハ(5)に規定する場合に限る。）のものを除く。）に掲げる条件に適合すること。

五 携帯基地局にあつては、他の無線局から制御されることなく送信を行うとともに、一の通信系内の他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うこと。

六 携帯局にあつては、他の無線局が使用する電波の周波数の設定その他の当該他の無線局の制御を行うもの又は携帯基地局若しくは他の携帯局からの制御を受けて当該携帯基地局又は他の携帯局と通信すること。

七 識別符号を自動的に送信し、又は受信する機能を備えるものであること。

八 前各号に規定するもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に適合するものであること。

(五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局の無線設備)

第四十九条の二十の二 〔同上〕

〔一〇九 同上〕

〔2 同上〕

〔新設〕

別表第三号 (第7条関係)

[1~28 略]

29 小電力データ通信システムの無線局の送信設備であつて5.150MHzを超え5.350MHz以下、5.470MHzを超え5.730MHz以下又は5.925MHzを超え6.425MHz以下の周波数の電波を使用するもの及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの無線局の送信設備の任意の1MHzの帯域幅における不要発射の等価電力の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局、陸上移動局及び携帯局の送信設備 (2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。

〔表略〕

〔2〕~〔10〕 略

[30~72 略]

別表第三号 (第7条関係)

[1~28 同左]

29 [同左]

- (1) 5.150MHzを超え5.350MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の送信設備及び5.2GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局の送信設備 (2)、(4)及び(5)に掲げるものを除く。

〔表同左〕

〔2〕~〔10〕 同左]

[30~72 同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正)

第三条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則(昭和五十六年郵政省令第三十七号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改	正	後	前
		(特定無線設備等) 第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。 [一]十九の二 略	(特定無線設備等) 第二条 [同上] [一]十九の二 同上]
		十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局並びに設備規則第四十九条の二十の二第三項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局に使用するための無線設備(第七十八号に掲げるものを除く。)	十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備(第七十八号に掲げるものを除く。)
		[十九の四]八十一 略	[十九の四]八十一 同上]
		[2] 略	[2] 同上]
備考 表中の「」の記載は注記である。			

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に受けている第二条の規定による改正前の無線設備規則第四十九条の二十第三号に規定する無線局の無線設備に係る電波法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は同法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

法規的告示

○総務省告示第百四十二号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第六条第四項第四号(3)の規定に基づき、令和元年総務省告示第百八号(電波法施行規則第六条第四項第四号(3)の規定に基づく総務大臣が別に告示する周波数及び場所を定める件)の一部を次のように改正する。

令和七年四月七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
備考	表中の「」の記載は注記である。	
○総務省告示第百四十三号		
電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十八条第一項第三号の規定に基づき、五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する無線局の開設区域を次のように定める。		
一 五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局及び陸上移動中継局の開設区域は、次のとおりとする。		
1 北海道総合通信局の管轄区域にあつては、北海道(札幌市及び河西郡更別村に限る。)の区域		
2 東北総合通信局の管轄区域にあつては、青森県(青森市及び弘前市に限る。)、岩手県(盛岡市及び釜石市に限る。)、宮城県(仙台市、宮城郡利府町及び柴田郡村田町に限る。)、秋田県秋田市、山形県尾花沢市及び福島県(福島市及び二本松市に限る。)の各区域		
3 関東総合通信局の管轄区域にあつては、茨城県(下妻市及び鹿嶋市に限る。)、栃木県芳賀郡茂木町、埼玉県(さいたま市、朝霞市、川越市、熊谷市及び所沢市に限る。)、千葉県(千葉市、浦安市、柏市、船橋市及び長生郡一宮町に限る。)、東京都(新宿区、江戸川区、大田区、江東区、品川区、渋谷区、世田谷区、台東区、千代田区、練馬区、港区、稲城市、多摩市、調布市及び府中市に限る。)、神奈川県(横浜市、川崎市及び藤沢市に限る。)、及び山梨県(甲府市及び富士吉田市に限る。)の各区域		
4 信越総合通信局の管轄区域にあつては、新潟県新潟市の区域		
5 東海総合通信局の管轄区域にあつては、次に掲げる区域		
(一) 静岡県(静岡市、伊豆市、磐田市、袋井市及び駿東郡小山町に限る。)の区域		
(二) 愛知県(豊明市及び豊田市に限る。)、及び三重県鈴鹿市稲生町の各区域(空中線の指向方向が中部国際空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。)		
(三) 三重県桑名市の区域(最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。)		

総務大臣 村上誠一郎

6 近畿総合通信局の管轄区域にあつては、京都府京都市、大阪府（大阪市東住吉区、岸和田市及び東大阪市松原南に限る。）及び兵庫県神戸市兵庫区の各区域（空中線の指向方向が大阪国際空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

7 中国総合通信局の管轄区域にあつては、岡山県美作市及び広島県広島市の各区域

8 四国総合通信局の管轄区域にあつては、徳島県徳島市の区域

9 九州総合通信局の管轄区域にあつては、次に掲げる区域

(一) 佐賀県鳥栖市、長崎県佐世保市、熊本県熊本市及び大分県（大分市及び日田市に限る。）の各区域

(二) 福岡県北九州市の区域（空中線の指向方向が福岡空港の方向以外の場合又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワット以下の送信設備の場合に限る。）

二五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用する五・二GHz帯高出力デー夕通信システムの携帯基地局及び携帯局の開設区域は、次のとおりとする。

1 北海道総合通信局の管轄区域にあつては、北海道（札幌市（白石区、豊平区、南区、西区、厚別区、手稲区及び清田区に限る。）、函館市、小樽市、釧路市、夕張市、岩見沢市、苫小牧市、美唄市、江別市、赤平市、名寄市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、恵庭市、北広島市、石狩市、北斗市、石狩郡当別町、石狩郡新篠津村、亀田郡七飯町、茅部郡鹿部町、茅部郡森町、二海郡八雲町、山形県上ノ国町、檜山郡厚沢部町、爾志郡乙部町、虻田郡京極町、余市郡仁木町、余市郡赤井川村、空知郡南幌町、空知郡奈井江町、夕張郡由仁町、夕張郡長沼町、夕張郡栗山町、樺戸郡月形町、樺戸郡浦臼町、樺戸郡新十津川町、雨竜郡雨竜町、中川郡美深町、中川郡音威子府村、中川郡中川町、枝幸郡枝幸町、紋別郡雄武町、白老郡白老町、勇払郡厚真町、勇払郡安平町、勇払郡むかわ町、中川郡池田町、中川郡豊頃町、中川郡本別町、足寄郡足寄町、十勝郡浦幌町、釧路郡釧路町、厚岸郡厚岸町、川上郡標茶町、阿寒郡鶴居村及び白糠郡白糠町を除く。）の区域及びその上空

2 東北総合通信局の管轄区域にあつては、青森県（三戸郡田子町を除く。）、岩手県（盛岡市、大船渡市、花巻市、北上市、遠野市、一関市、陸前高田市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、岩手郡葛巻町、岩手郡岩手町、胆沢郡金ヶ崎町、気仙郡住田町、九戸郡九戸村及び二戸郡一戸町を除く。）、宮城県（仙台市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、東松島市、大崎市、富谷市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡大河原町、柴田郡村田町、柴田郡柴田町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、宮城郡松島町、宮城郡七ヶ浜町、宮城郡利府町、黒川郡大和町、黒川郡大郷町、黒川郡大衡村、加美郡色麻町、加美郡加美町及び遠田郡美里町を除く。）、秋田県（秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、大仙市、北秋田郡上小阿仁村、南秋田郡五城目町、南秋田郡八郎潟町、南秋田郡井川町及び南秋田郡大潟村を除く。）、山形県（山形市、米沢市、鶴岡市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河内町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡高島町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町及び東田川郡庄内町を除く。）、及び福島県（福島市、喜多方市、伊達市、伊達郡桑折町、伊達郡国見町、耶麻郡北塩原村及び耶麻郡猪苗代町を除く。）の各区域及びその上空

3 関東総合通信局の管轄区域にあつては、茨城県（日立市、土浦市、龍ヶ崎町、常総市、常陸太田市、高萩市、取手市、牛久市、つくば市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、坂東市、稲敷市、かずみがうら市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡美浦村、稲敷郡阿見町、稲敷郡河内町、猿島郡境町及び北相馬郡利根町を除く。）、栃木県（日光市を除く。）、群馬県（前橋市、桐生市、伊勢崎市、沼田市、渋川市、みどり市、北群馬郡吉岡町、利根郡川場村及び利根郡昭和村を除く。）、埼玉県（さいたま市（見沼区、中央区、桜区、浦和区、南区、緑区及び岩槻区に限る。）、川口市、所沢市、春日部市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、流山町、杉野市、鎌倉谷市、葛ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野町、印旛郡栄町、香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町、山武郡横芝光町、長生郡白子町及び長生郡長柄町を除く。）、東京都（千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市及び西東京市を除く。）、神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、三浦郡葉山町、高座郡寒川町及び愛甲郡愛川町を除く。）、及び山梨県（富士吉田市、都留市、大月市、北杜市、笛吹市、甲州市、南都留郡西桂町、南都留郡忍野村、南都留郡山中湖村、南都留郡鳴沢村及び南都留郡富士河口湖町を除く。）の各区域並びにその上空

4 信越総合通信局の管轄区域にあつては、新潟県（新潟市（南区、西区及び西蒲区に限る。）、長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、見附市、村上市、燕市、胎内市、西蒲原郡弥彦村、東蒲原郡阿賀町、三島郡出雲崎町、刈羽郡刈羽村及び岩船郡関川村を除く。）、及び長野県（長野市、松本市、上田市、岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、安曇野市、南佐久郡小海町、南佐久郡南牧村、南佐久郡久穂町、北佐久郡立科町、小県郡青木村、小県郡長和町、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、諏訪郡原村、上伊那郡辰野町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡下條村、下伊那郡元木村、下伊那郡龍村、下伊那郡泰阜村、木曾郡南木曾町、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村、埴科郡坂城町及び上水内郡小川村を除く。）の各区域並びにその上空

5 北陸総合通信局の管轄区域にあつては、富山県（高岡市、氷見市、砺波市及び小矢部市を除く。）、石川県（金沢市、加賀市、羽咋市、かほく市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡宝達志水町及び鹿島郡中能登町を除く。）、及び福井県（福井市、あわら市、坂井市及び吉田郡永平寺町を除く。）の各区域並びにその上空

6 東海総合通信局の管轄区域にあつては、岐阜県（多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市、土岐市、可児市、海津市及び可児郡御嵩町を除く。）、静岡県（浜松市天竜区、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、御前崎市、菊川市、牧之原市及び榛原郡吉田町を除く。）、愛知県（名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡東郷町、西春日井郡豊山町、丹羽郡大口町、丹羽郡扶桑町、海部郡大治町、海部郡蟹江町、海部郡飛島村、知多郡阿久比町、知多郡南知多町、知多郡美浜町、知多郡武豊町、額田郡幸田町、北設楽郡設楽町及び北設楽郡豊根村を除く。）、及び三重県（津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、桑名郡木曾岬町、員弁郡東員町、三重郡菰野町、三重郡朝日町及び三重郡川越町を除く。）の各区域並びにその上空

7 近畿総合通信局の管轄区域にあつては、滋賀県（甲賀市、東近江市、蒲生郡日野町、愛知郡愛荘町及び犬上郡多賀町を除く。）、京都府（京都市（北区、南区、右京区、伏見区及び西京区に限る。）、福知山市、綾部市、宇治市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市、木津川市、乙訓郡大山崎町、綴喜郡井手町、相楽郡精華町及び船井郡京丹波町を除く。）、兵庫県（神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、川西市、三田市、丹波篠山市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市及び川辺郡猪名川町を除く。）、奈良県（奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、生駒郡平群町、生駒郡三郷町、生駒郡斑鳩町、生駒郡安堵町、磯城郡川西市、磯城郡三宅町、磯城郡田原本町、北葛城郡上牧町、北葛城郡王寺町、北葛城郡広陵町、北葛城郡河合町、吉野郡野迫川村及び吉野郡十津川村を除く。）及び和歌山県（和歌山市、海南市、橋本市、有田市、田辺市、紀の川市、岩出市、海草郡紀美野町、伊都郡かつらぎ町、伊都郡九度山町、伊都郡高野町、有田郡湯浅町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡印南町、日高郡みなべ町及び日高郡日高川町を除く。）の各区域並びにその上空

8 中国総合通信局の管轄区域にあつては、鳥取県（米子市及び境港市を除く。）、島根県（松江市、出雲市、益田市、安来市、雲南市及び鹿足郡吉賀町を除く。）、岡山県（岡山市北区、倉敷市、井原市、総社市、高梁市、新見市、真庭市、小田郡矢掛町、久米郡久米南町、久米郡美咲町及び加賀郡吉備中央町を除く。）、広島県（広島市、呉市、竹原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町及び豊田郡大崎上島町を除く。）及び山口県（岩国市を除く。）の各区域並びにその上空

9 四国総合通信局の管轄区域にあつては、徳島県（徳島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦郡勝浦町、勝浦郡上勝町、名東郡佐那河内村、名西郡石井町、名西郡神山町、那賀郡那賀町、海部郡牟岐町、海部郡美波町、海部郡海陽町及び美馬郡つるぎ町を除く。）、香川県（愛媛県（松山市、今治市、西条市、大洲市、西予市、東温市、上浮穴郡久万高原町、伊予郡砥部町及び喜多郡内子町を除く。）及び高知県（室戸市、須崎市、香美市、安芸郡東洋町、安芸郡奈半利町、安芸郡田野町、安芸郡北川村、安芸郡馬路村、吾川郡いの町、吾川郡仁淀川町、高岡郡中土佐町、高岡郡佐川町、高岡郡越知町、高岡郡禰原町、高岡郡日高村、高岡郡津野町及び高岡郡四万十町を除く。）の各区域並びにその上空

10 九州総合通信局の管轄区域にあつては、福岡県（北九州市（若松区、小倉南区、八幡東区及び八幡西区に限る。）、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、糸島市、那珂川市、糟屋郡宇美町、糟屋郡篠栗町、糟屋郡志免町、糟屋郡須恵町、糟屋郡新宮町、糟屋郡久山町、糟屋郡粕屋町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡水巻町、遠賀郡岡垣町、遠賀郡遠賀町、鞍手郡小竹町、鞍手郡鞍手町、嘉穂郡桂川町、朝倉郡筑前町、朝倉郡東峰村、三井郡大刀洗町、三潴郡大木町、八女郡広川町、田川郡香春町、田川郡添田町、田川郡糸田町、田川郡川崎町、田川郡大任町、田川郡赤村、田川郡福智町及び京都郡みやこ町を除く。）、佐賀県（佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、小城市、神埼市、神埼郡吉野ヶ里町、三養基郡基山町、三養基郡上峰町、三養基郡みやき町及び杵島郡江北町を除く。）、長崎県（五島市を除く。）、熊本県（山鹿市、菊池市、阿蘇郡南小国町及び阿蘇郡小国町を除く。）、大分県（日田市を除く。）、宮崎県（都城市、日南市、小林市、串間市、えびの市、北諸県郡三股町及び西諸県郡高原町を除く。）及び鹿児島県（鹿児島市、鹿屋市、指宿市、西之表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、始良市、薩摩郡さつま町、始良郡湧水町、曾於郡大崎町、肝属郡東串良町、肝属郡錦江町、肝属郡南大隅町、肝属郡肝付町、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種子町、大島郡大和村及び大島郡龍郷町を除く。）の各区域並びにその上空

11 沖縄総合通信事務所の管轄区域にあつては、沖縄県（那覇市、宜野湾市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、沖繩市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭郡本部町、国頭郡恩納村、国頭郡宜野座村、国頭郡金武町、中頭郡読谷村、中頭郡嘉手納町、中頭郡北谷町、中頭郡北中城村、中頭郡中城村、中頭郡西原町、島尻郡与那原町、島尻郡南風原町、島尻郡渡嘉敷村、島尻郡座間味村、島尻郡八重瀬町及び八重山郡竹富町を除く。）の区域及びその上空

○総務省告示第百四十四号
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条の二第二項第二号及び第二項第二号の規定に基づき、令和元年総務省告示第三十一号（総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年四月七日

総務大臣 村上誠一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改 正 後	改 正 前
一 無線設備規則（以下「設備規則」という。）第十四条の二第二項第二号及び第二項第二号の総務大臣が別に告示する同一の筐体に収められた他の無線設備は、次のとおりとする。 〔15 10 略〕	一 〔同上〕 〔15 10 同上〕	一 〔同上〕 〔15 10 同上〕
11 五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備 〔125 14 略〕	11 五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 〔125 14 同上〕	11 五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備 〔125 14 同上〕
備考 表中の「」の記載は注記である。		

そ の 他 如 示

○農林水産省告示第五百四十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月七日 農林水産大臣 江藤 拓

1(1) 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、育成者権の存続期間、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに出願公表の年月日

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	育成者権の存続期間	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	出願公表の年月日
第30877号 令和7年4月7日	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	ピーチロリポップ	25	久保仁一 埼玉県鴻巣市広田3862-1	令和3年6月29日
第30878号 令和7年4月7日	"	Bonmad 1653	"	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	令和4年3月1日
第30879号 令和7年4月7日	"	レディフレア	"	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	令和4年2月21日
第30880号 令和7年4月7日	"	スイングレモネード	"	"	"
第30881号 令和7年4月7日	"	スノーフレア	"	"	"
第30882号 令和7年4月7日	"	Bonmad 1651	"	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	令和4年3月30日
第30883号 令和7年4月7日	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. x Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	ビジューマムローズクォーツ	"	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	令和4年5月13日

第30884号 令和7年4月7日	Begonia L.	メモリーズ	"	佐々木公輔 岩手県一関市花泉町花泉字日吉29	令和4年6月7日
第30885号 令和7年4月7日	Begonia x hiemalis Fotsch	BKPBEB0	"	Beekenkamp Plants B.V. Korte Kruisweg 141, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	令和4年1月20日
第30886号 令和7年4月7日	"	BKPBERP	"	"	"
第30887号 令和7年4月7日	Chrysanthemum L.	DLFEVID1	"	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	令和4年7月26日
第30888号 令和7年4月7日	"	DLFALVE5	"	"	"
第30889号 令和7年4月7日	"	DLFCIPR3	"	"	"
第30890号 令和7年4月7日	"	秀芳栄光 <small>しゅうほうえいこう</small>	"	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鞆飼町531番地8	"
第30891号 令和7年4月7日	"	秀芳の結 <small>しゅうほう ゆい</small>	"	佐藤淳一 広島県福山市新市町大字金丸673番地	"
第30892号 令和7年4月7日	"	秀芳の丘 <small>しゅうほう おか</small>	"	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鞆飼町531番地8	"
第30893号 令和7年4月7日	"	シュースターライト	"	佐藤淳一 広島県福山市新市町大字金丸673番地	"

第30894号 令和7年4月7日	"	シューリニア	"	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鶉飼町531番地8	"
第30895号 令和7年4月7日	"	DLFBERI1	"	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Masdijk, The Netherlands	令和4年9月29日
第30896号 令和7年4月7日	"	DLFBLAK3	"	"	"
第30897号 令和7年4月7日	"	DLFTAZA1	"	"	令和4年10月17日
第30898号 令和7年4月7日	"	DLFSHAR12	"	"	"
第30899号 令和7年4月7日	"	DLFYIN10	"	"	"
第30900号 令和7年4月7日	"	DLFYIN7	"	"	"
第30901号 令和7年4月7日	"	DLFPULI1	"	"	"
第30902号 令和7年4月7日	"	DLFHONE3	"	"	"
第30903号 令和7年4月7日	"	DLFCOUT3	"	"	"
第30904号 令和7年4月7日	"	DLFMARR6	"	"	"
第30905号 令和7年4月7日	"	セイファセットイエロー	"	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鶉飼町531番地8	令和5年1月17日

第30906号 令和7年4月7日	"	DLFDICH2	"	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Masdijk, The Netherlands	"
第30907号 令和7年4月7日	"	DLFMARA2	"	"	"
第30908号 令和7年4月7日	"	琉 ^{りゅう} 1RT-35	"	沖縄県農業協同組合 沖縄県那覇市壺川2-9-1	"
第30909号 令和7年4月7日	"	リゼ ^{ふうしや} 風車	"	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鶉飼町531番地8	"
第30910号 令和7年4月7日	"	セイヌーボチェリーピンク	"	"	"
第30911号 令和7年4月7日	"	セイカプレラオレンジ	"	"	"
第30912号 令和7年4月7日	"	セイリリーク	"	"	"
第30913号 令和7年4月7日	"	セイラポルタ	"	"	"
第30914号 令和7年4月7日	"	Geumbitnuli	"	Rural Development Administration 300, Nongsaengmyeong-ro, Deokjin-gu, Jeonju-si, Jeollabuk-do 54875, Republic of Korea	令和5年5月19日
第30915号 令和7年4月7日	Hydrangea L.	KBH03	30	未来アグリズ株式会社 愛知県長久手市山越606番地 久保田哲也 群馬県伊勢崎市国定町1-141-42	平成30年10月25日

第30916号 令和7年4月7日	"	ハニーウェーブ	"	矢澤光一 埼玉県三郷市高州2-390-1-408 鈴木祐司 埼玉県川口市木曾呂364-2	令和元年 6月11日
第30917号 令和7年4月7日	"	スターリットジュエル	"	有限会社川與園芸 愛知県田原市小中山町北浜新田8番地2	令和元年 11月19日
第30918号 令和7年4月7日	Oryza sativa L.	えつなんごう 越南300号	25	福井県 福井県福井市大手3丁目17番1号	令和2年 7月16日
第30919号 令和7年4月7日	Pentas Benth.	PEZZ0021	"	Syngenta Crop Protection AG Rosentalstrasse 67, 4058 Basel, Switzerland	令和5年 5月19日
第30920号 令和7年4月7日	Pericallis x hybrida (Scheidw.) B. Nord.	MHTW2	"	有限会社モリヒロ園芸 香川県観音寺市高屋町942	令和3年 3月26日
第30921号 令和7年4月7日	"	MHTW4	"	"	令和3年 3月4日
第30922号 令和7年4月7日	"	MHTW5	"	"	"
第30923号 令和7年4月7日	"	MHTW6	"	"	"
第30924号 令和7年4月7日	"	しきさい 四季彩2022-1S	"	前川直人 香川県三豊市高瀬町比地2632-2番地 増田佳紀 兵庫県加西市繁昌町2306番地 渡部宗定 愛媛県東温市見奈良340-5 小野光一 岡山県玉野市南七区37	令和4年 7月26日
第30925号 令和7年4月7日	"	しきさい 四季彩2022-2S	"	"	"

第30926号 令和7年4月7日	"	しきさい 四季彩2022-3	"	"	"
第30927号 令和7年4月7日	"	しきさい 四季彩2022-4	"	"	"
第30928号 令和7年4月7日	"	MHS05	"	森川裕介 香川県観音寺市高屋町1287番地	令和4年 8月4日

- (2) 登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名
登録品種ごとの登録品種の審査特性、その概要及び登録品種の育成をした者の氏名は次のとおりである。
〔次のとおり〕は、省略し、農林水産省輸出・国際局知的財産課において縦覧に供するとともに、農林水産省のウェブサイトに公表する。)
- 2 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定国	輸出する行為を制限する旨
第30878号 令和7年4月7日	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	Bonmad 1653	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外で、当該国に輸出する行為及び当該国に輸出する行為を制限する。
第30879号 令和7年4月7日	"	レディフレア	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町9番6号	"	"
第30880号 令和7年4月7日	"	スイングレモネード	"	"	"

第30881号 令和7年4月7日	"	スノーフレア	"	"	"
第30882号 令和7年4月7日	"	Bonmad 1651	Bonza Botanicals Pty Limited 244 Singles Ridge Road, Yellow Rock, NSW 2777, Australia	"	"
第30883号 令和7年4月7日	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. x Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	ビジュームム ローズクオーツ	静岡県 静岡県静岡市葵区 追手町9番6号	"	"
第30915号 令和7年4月7日	Hydrangea L.	KBH03	未来アグリス株式会社 愛知県長久手市山越606番地 久保田哲也 群馬県伊勢崎市国定町1-141-42	"	"
第30918号 令和7年4月7日	Oryza sativa L.	えつなん ^{ごう} 越南300号	福井県 福井県福井市大手3丁目17番1号	"	"

3 品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第30879号 令和7年4月7日	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	レディフレア	静岡県 静岡県静岡市葵区 追手町9番6号	静岡県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
第30880号 令和7年4月7日	"	スイングレモネード	"	"	"

第30881号 令和7年4月7日	"	スノーフレア	"	"	"
第30883号 令和7年4月7日	Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip. x Rhodanthemum (Vogt) B. H. Wilcox et al.	ビジュームム ローズクオーツ	"	"	"

○農林水産省告示第五五五四十八号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づき品種登録出願及び同法第二十一条第二項の規定に基づき種苗の出産を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条第二項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年四月七日

農林水産大臣 江藤 拓

I 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Angelonia Bonpl.	Balarcsang	Ball Horticultural Company 622 Town Road West Chicago, Illinois 60185, USA	第37798号 令和6年12月20日
Anthurium Schott	AN2631609	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第37768号 令和6年11月21日
"	AN2704879	"	第37769号 令和6年11月21日
"	AN2824056	"	第37771号 令和6年11月21日
"	AN2824663	"	第37772号 令和6年11月21日
"	AN2865200	"	第37773号 令和6年11月21日
Arachis hypogaea L.	いろ黒 ^{くろ}	曾良久男 千葉県茂原市緑町1番地19	第37819号 令和7年1月7日
Berberis L.	RED HOT CHILI	DARIUSZ KAPIAS ul. Debowa 20-A PL - 43-262 Radostowice, Poland	第37774号 令和6年11月21日

Brassica rapa L.	かわうちな 川内菜	溝口憲幸 広島県広島市安佐南区川内六丁目 1番36号 宮本英明 広島県広島市安佐南区川内五丁目 5番2号 広島市農業協同組合 広島県広島市安佐南区中筋三丁目 26番16号	第37797号 令和6年12月19日
Calibrachoa Cerv.	WNCALSBDDBL YEL23	WinGen, L.L.C. 6834 Old Lockhart Hwy, Mus- tang Ridge, Texas 78610, USA	第37789号 令和6年12月10日
Callistephus chinensis (L.) Nees	FKAS19-75	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目9 番29号	第37831号 令和7年1月15日
Catharanthus roseus (L.) G. Don	MYCAT051	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2丁目1番 8号	第37734号 令和6年11月11日
Chrysanthemum L.	SKE190-0304	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鶴飼町531番地8	第37753号 令和6年11月15日
"	こぶち	進藤三郎 山梨県北杜市小淵沢町6135	第37822号 令和7年1月9日
Citrus unshiu Marcow.	みずた げう 水田1号	高知県 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20 号 高知県農業協同組合 高知県高知市五台山5015番地1	第37562号 令和6年8月15日
Clematis L.	ようせい うたげ 妖精の宴	有限会社はなせきぐち 群馬県前橋市北代田町497番地	第37756号 令和6年11月15日
Cymbidium Sw.	まち あ 街の明かり	株式会社河野メリクロン 徳島県美馬市脇町大字北庄562番 地の1	第37828号 令和7年1月14日
Dahlia Cav.	FKD20-05	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目9 番29号	第37834号 令和7年1月17日
Dianthus caryophyllus L.	ピーチキャンドル	雪印種苗株式会社 北海道札幌市厚別区上野幌一条五 丁目1番8号	第37625号 令和6年9月27日
Fragaria L.	FL 16 30 128	Florida Foundation Seed Pro- ducers, Inc. 3913 Highway 71, Marianna, Florida 32446, USA	第37638号 令和6年10月3日

"	FL 16 78 109	"	第37639号 令和6年10月3日
Gentiana L.	いわてEB-4号 ^{ごう}	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第37785号 令和6年12月4日
Impatiens New Guinea Group	DIMPSLRWT	Danziger Dan Flower Farm Moshav Mishmar Hashiva, 5029700, Israel	第37796号 令和6年12月18日
"	SAKIMP078	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁 目7番1号	第37807号 令和7年1月7日
"	SAKIMP079	"	第37808号 令和7年1月7日
"	SAKIMP080	"	第37809号 令和7年1月7日
"	SAKIMP081	"	第37810号 令和7年1月7日
Juniperus conferta Parl.	Cremy	Michal Jan Kaluzinski Boczki Parcela 14, 98-240 Sza- dek, Poland	第37687号 令和6年10月30日
Oryza sativa L.	かみあきつ 神秋津	公益財団法人農業・環境・健康研 究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地1	第37804号 令和6年12月26日
Phedimus takesimensis (Nakai)t Hart	オウミ シマ9号 ^{ごう}	鹿田良男 滋賀県守山市吉身7丁目2-29	第37759号 令和6年11月18日
"	オウミ シマ15号 ^{ごう}	"	第37760号 令和6年11月18日
Physocarpus (Cambess.) Maxim.	LP1	Leena Beheer B.V. Ellewaard 2, 4885KE, Achtmaal, The Netherlands	第37602号 令和6年9月10日
Rosa L.	Noa20059	Reinhard Noack Im Fenne 54, 33334 Gutersloh, Germany	第37784号 令和6年12月4日
Rubus idaeus L.	YMR-B1	金澤美浩 福島県東白川郡矢祭町大字下関河 内字下古宿8番地	第37611号 令和6年9月20日
"	YMR-S1	"	第37612号 令和6年9月20日

Salvia L.	Bocofpea	Boot & Co. Boomkwekerijen B.V. Halve Raak 7, 2771AC Boskoop, The Netherlands	第37640号 令和6年10月3日
"	Bocoffla	"	第37641号 令和6年10月3日
Torenia L.	19TOR263205	株式会社ハクサン 愛知県日進市岩藤町三番割321番地1	第37788号 令和6年12月10日
Zinnia L.	SAKZIN022	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第37761号 令和6年11月20日
"	SAKZIN023	"	第37762号 令和6年11月20日

II 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Arachis hypogaea L.	いろ黒 <small>いろくろ</small>	曾良久男 千葉県茂原市緑町1番地19	第37819号 令和7年1月7日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外であって指定国以外の国に對し種苗を輸出する行為及び当該国に對し最終消費以外の目的をもって收穫物を輸出する行為を制限する。
Callistephus chinensis (L.) Nees	FKAS19-75	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目9番29号	第37831号 令和7年1月15日	"	"

Catharanthus roseus (L.) G. Don	MYCAT051	株式会社ミヨシ 東京都世田谷区八幡山2丁目1番8号	第37734号 令和6年11月11日	"	"
Citrus unshiu Marcow.	みずた <small>みづた</small> ころ <small>ころ</small> 水田1号	高知県 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県農業協同組合 高知県高知市五台山5015番地1	第37562号 令和6年8月15日	"	"
Dahlia Cav.	FKD20-05	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目9番29号	第37834号 令和7年1月17日	"	"
Gentiana L.	いわてEB-4号 <small>いわてEB-4号</small>	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第37785号 令和6年12月4日	"	"
Impatiens New Guinea Group	SAKIMP078	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第37807号 令和7年1月7日	"	"
"	SAKIMP079	"	第37808号 令和7年1月7日	"	"
"	SAKIMP080	"	第37809号 令和7年1月7日	"	"
"	SAKIMP081	"	第37810号 令和7年1月7日	"	"
Juniperus conferta Parl.	Cremy	Michal Jan Kaluzinski Boczki Parcela 14, 98-240 Szadek, Poland	第37687号 令和6年10月30日	"	"
Oryza sativa L.	かみあきつ <small>かみあきつ</small> 神秋津	公益財団法人農業・環境・健康研究所 静岡県伊豆の国市浮橋1601番地1	第37804号 令和6年12月26日	"	"

Rubus idaeus L.	YMR-B1	金澤美浩 福島県東白川郡矢祭町大字下関河内字下古宿8番地	第37611号 令和6年9月20日	”	”
”	YMR-S1	”	第37612号 令和6年9月20日	”	”
Salvia L.	Bocofpea	Boot & Co. Boomkwekerijen B.V. Halve Raak 7, 2771AC Boskoop, The Netherlands	第37640号 令和6年10月3日	”	”
”	Bocoffla	”	第37641号 令和6年10月3日	”	”
Zinnia L.	SAKZIN022	株式会社サカタのタネ 神奈川県横浜市都筑区仲町台二丁目7番1号	第37761号 令和6年11月20日	”	”
”	SAKZIN023	”	第37762号 令和6年11月20日	”	”

III 品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Citrus unshiu Marcow.	みずた 水田1号	高知県 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号 高知県農業協同組合 高知県高知市五台山5015番地1	第37562号 令和6年8月15日	高知県	指定地域以外において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
Gentiana L.	いわてEB-4号	岩手県 岩手県盛岡市内丸10番1号	第37785号 令和6年12月4日	岩手県	”



破 産 手 続

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第101号

福岡県遠賀郡遠賀町大字別府4011番地の1
アバンツァートMⅡ-102号、住民票上の住所福岡県嘉麻市桑野2409番地2
債務者 梶原 耕一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 章悟
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月27日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月12日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和6年(フ)第376号

愛知県岡崎市法性寺町字上屋敷85番地3 B uena suerte 102
債務者 今泉 宏樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小出 和之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月20日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月14日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第6号

新潟県佐渡市下新穂475番地2
債務者 藤田 豊美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 江花 史郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

令和7年(フ)第15号

福岡県飯塚市潤野1127番地8 アプライズグラン・トミール3、前住所福岡県飯塚市伊岐須888番地21

債務者 カフェR o b 飯塚こと 野崎 勝広
1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
3 破産管財人 弁護士 矢野真依子
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前10時
5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第17号

福岡県飯塚市吉原町8番17号 ライフマンション飯塚303
債務者 中村 孝生

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松尾 朋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和7年(フ)第15号

群馬県みどり市大間々町高津戸630番地3
債務者 小島 富夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 金井 勇樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月13日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第13号

新潟県上越市北城町1丁目5番3号 ハイソグロリー 202号
債務者 丸山 友徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中澤 亮一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和6年(フ)第190号

東京都中央区銀座1丁目28-17プラウド銀座一丁目501号室、住民票上の住所広島県福山市芦田町大字福田738番地5(旧住所)愛知県西春日井郡豊山町豊場字志水106 レオパレス十三110号室

債務者 Harvestこと餃子の紋楼こと内田 誠一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敦史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第191号

広島県福山市芦田町大字福田738番地5

債務者 内田 冨香

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 敦史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第142号

北九州市小倉南区沼本町3丁目2番32号

債務者 重村 崇士

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平尾 真吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第18号

長崎県諫早市小船越町613番地2、住民票上の住所長崎県諫早市真崎町918番地 ハイツ真崎2-201号

債務者 高尾 義和

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 牟田 伊宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第832号

大阪府豊中市服部西町3丁目11番2-106号

債務者 谷垣 宏尚

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大原 靖史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第889号

大阪市港区磯路2丁目6番3号 アンシャンテ 601号

債務者 米田 堅也

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 射場 一典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第92号

福岡県中間市中尾3丁目12番50号

債務者 カットハウステルUこと 井上 照彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩岡 優子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第256号

仙台市青葉区梅田町2番10号 アビダシオン梅田102

債務者 佐々木拓海

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 笹木 基秀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第277号

仙台市宮城野区鉄砲町東4番地の12 Wi11鉄砲町201

債務者 八重樫萌以

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 町屋 和憲
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第278号

仙台市宮城野区新田4丁目6番46号 グレートインシバタ305

債務者 加藤 豊章

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安藤 秀樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第9号

宮城県登米市東和町錦織字大木沢56番地1

債務者 千葉 一夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄司 智弥
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後4時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第10号

宮城県登米市中田町上沼字浦沼142番地2

債務者 及川 真也

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東田 正平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後4時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第11号

宮城県登米市迫町佐沼字大綱359番地1

債務者 小野寺 博

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 東田 正平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後4時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和7年(フ)第24号

三重県桑名市藤が丘3丁目403番地、前住所三重県鳥羽市浦村町1500番地7

債務者 吉川塗装こと 吉川 友弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木下 琢太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第47号

三重県四日市市あがたが丘3丁目26番地8、前住所三重県四日市市あがたが丘2丁目9番地11

債務者 田中 保彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊川 雄志
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第92号

兵庫県西宮市丸橋町4番67-303号

債務者 中森菜穂子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高田 晃子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月9日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第155号

広島市東区牛田東2丁目4番3号
債務者 室積 秀典

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 寛之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第173号

広島県安芸郡坂町坂東2-2-9
債務者 築城 恵理 (旧姓鈴木)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野村 幸保
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第177号

広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム3丁目25番14号
債務者 山地 健一郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松田 健
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
広島地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第178号

広島県福山市西新涯町2丁目19番8-405号、
前住所広島県福山市新涯町5丁目14番8号
チャンボールホワイトC103
債務者 内藤 亜季

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 萩田 啓祐
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第36号

北九州市八幡西区上の原3丁目28番24号
債務者 村上 健治

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森 啓輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月6日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第13号

岩手県一関市室根町折壁字入沢61番地
債務者 小松 真人

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 北村 宏洋
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後1時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和6年(フ)第210号

兵庫県西宮市中殿町2番1-505号
債務者 西原裕薫こと SONG YOHOHON (宋 裕薫)

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 入星 亮介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第21号

鳥取県日野郡日野町下菅163番地
債務者 恩田 正重

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野口 浩一
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(フ)第265号

広島県府中市高木町1014番地4
債務者 橘高 隆一

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時55分

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺澤 恵美
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第67号

愛媛県松山市北立花町3番地7
債務者 久米 桂吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村上 亮二
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第52号

高知市神田172番地3
債務者 岡林 克長

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 川竹 佳子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第41号

北九州市小倉北区木町4丁目13番8-303号
債務者 植永 真次

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 恵良 健史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月10日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第38号

埼玉県狭山市大字北入曾1359番地の1 502
債務者 大瀧 忍

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 段 貞行
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第117号

埼玉県鶴ヶ島市羽折町21番地9
債務者 伊藤 英和

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 重成 大毅
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第937号

大阪市平野区加美正覚寺1丁目13番20号 宮本マンション 202
債務者 居楽酒房元家こと 元 明光

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 芦田 祐典
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第94号

兵庫県尼崎市稲葉元町1丁目3番5号、前住所兵庫県尼崎市武庫町1丁目40番27号
債務者 大村 隆司

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 靖子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第112号

兵庫県芦屋市浜町12番3号老人保健施設エルステイ芦屋、住民票上の住所兵庫県芦屋市呉川町18番9号
債務者 徐 明之

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 清藤 律司
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第468号

茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2509番地22
県営石神アパート6-3-2
債務者 渡邊 舞

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大塚 雅子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第23号

横浜市神奈川区七島町141番地1 POWE
RHOUSE子安602号
債務者 須郷 達也

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉橋 昂輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月2日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第13号

福岡県宮若市下有木1056番地1
債務者 齊藤 淳

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小山 明輝
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第304号

埼玉県桶川市若宮2丁目34番1号 中央グ
リーンパーク102号
債務者 矢野詩緒里

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊奈 達也
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第325号

埼玉県志木市上宗岡5丁目9番54号 シャー
トーコンフォース 201号
債務者 飛田美南海

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 新保 明久
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後3時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第47号

横浜市緑区北八朔町1641番地8 谷津田原ハ
イツ6-303
債務者 松澤 杏

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 本間 春代
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月3日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第56号

兵庫県南あわじ市北阿方伊賀野911番地1
債務者 阿部 芳久

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 富本 和路
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後3時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

令和6年(フ)第433号

愛知県西尾市平坂吉山2丁目31番地
債務者 やったあ家西尾本店こと 山本 一彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 和香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第41号

愛知県安城市根崎町長配58番地 西尾運輸社
宅
債務者 川本 浩一

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 亀村 恭平
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第20号

鹿児島県伊佐市大口里344番地1 ルーチェ
リヒトI 102、前住所鹿児島県奄美市名瀬
和光町34番地1 (2F)
債務者 豊田亜梨沙

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 雨宮 敬之
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月4日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第847号

埼玉県入間市大字上藤沢406番地 12-302
債務者 松木 勝也

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 村山 志穂
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第121号

埼玉県飯能市大字永田121番地1
債務者 虹美装ことアルクアンシェルこと 細
田みゆき(旧姓中村)

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田口 博章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後3時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第82号

静岡県駿東郡小山町小山162番地の2
債務者 井上 正経

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 尾沢 勇紀
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(フ)第59号

名古屋市千種区今池1丁目12番7号
債務者 渋谷 和男

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 木村 斉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第233号

名古屋市中川区打中2丁目73番地 岡村貸家
103号、従前の住所名古屋市中川区江松5丁
目416番地 クオリティハイムⅢ番館101号
債務者 石原奈美紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平野 滋隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第373号

愛知県常滑市栄町7丁目184番地の1
キャスル常滑110号
債務者 信國 真輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 宮澤宏太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第150号

京都府木津川市相楽古川19-1 シャトウ
ドックリヨン105、住民票上の住所鳥取県西
伯郡大山町上市247番地
債務者 引田 悠紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 押川 知樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午前10時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第187号

京都府亀岡市東堅町9番地1
債務者 榎 康博

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 錦織 秀臣
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後2時45分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第13号

長崎県諫早市西柴田町711番地 ハイツ吉岡A棟2号
債務者 浦田 甲大

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾場尾雅宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第14号

長崎県諫早市西柴田町711番地 ハイツ吉岡A棟2号
債務者 浦田佳奈子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 曾場尾雅宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第123号

大阪府柏原市玉手町18番50-316号 ドリーム松村式番館
債務者 溝川 威文

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉田 剛
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第195号

堺市東区西野288番地63
債務者 石川 清隆

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 中川 澄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月19日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

令和7年(フ)第234号

埼玉県志木市柏町2丁目9番53号 ウィステリアK 103号
債務者 轡田 亮太

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田辺 敏晃
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第323号

埼玉県東松山市若松町1丁目18番24号 ロイヤルハイツ 102
債務者 窪田 昌人

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今泉 真昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第324号

埼玉県東松山市若松町1丁目18番24号 ロイヤルハイツ 102
債務者 森山 由香

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 今泉 真昭
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第3286号

大阪府北区長柄中3丁目13番10号
債務者 牧 ちはる

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 康介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5223号

大阪府旭区赤川2丁目1番14-401号
債務者 安達 泰治

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森井 祐吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5873号

大阪府吹田市内本町2丁目2番39-504号
債務者 塚脇 裕美(旧姓二宮)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鍵谷 文子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第793号

大阪府淀川区東三国1丁目16番15号 佐藤方
債務者 林田貴星こと KIM KWISUN
G 金 貴星

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 康貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第794号

大阪府淀川区東三国1丁目16番15号 佐藤方
債務者 林田 美帆

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤田 康貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第906号

大阪府平野区西脇1丁目12番12-206号、前住所高松市浜ノ町69番1-903号 サーバス
サンポート高松ペイタワー
債務者 中野 雅代

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 久保 宏貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後2時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第36号

福井市江端町第32号60番地2 グループホーム おーるわん、旧住所福井県あわら市滝第7号18番地2
債務者 吉崎 伸一

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 寺田 昇市
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第49号

福井県越前市丹生郷町第10号2番地の32
債務者 山田 優樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 梅田 景子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第53号

福岡県坂井市丸岡町寅国第4号30番地2
債務者 中場 翔平

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 漆間 圭吾
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
福岡地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第32号

鹿児島県霧島市横川町中ノ56番地1
債務者 大城戸一明

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 河口友一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月11日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第318号

愛知県尾張旭市新居町今池下2902番地87、従前の住所東京都足立区梅島1丁目22番6号
ポエムハウス302
債務者 中世古周作

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大橋 雅史
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第198号

佐賀市諸富町大字徳富1886番地1
債務者 稲脇 実

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 下津浦 公
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第364号

佐賀市諸富町大字為重898番地1 東寺井団地C401号室、前住所佐賀市諸富町大字為重328番地1
債務者 野村 花

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 奈良崎真士
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第2号

佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里1063番地6
債務者 松原 愛

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小野紗夕香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月12日午後2時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第22号

北海道上川郡新得町栄町59番地1 T S R A号
債務者 菅沼 岳史

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 明子
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

令和7年(フ)第9号

山形県鶴岡市日枝字大塚141番地4 エクセルローズB号室
債務者 佐藤 聡

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 渡辺 麻里
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

令和7年(フ)第290号

埼玉県久喜市鷲宮6-2-20 ヴィラコスモス101、住民票上の住所埼玉県久喜市鷲宮509番地
債務者 吉田 雄太

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 朋宏
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第1080号

大阪府東大阪市旭町7番6号
債務者 廣瀬 佳徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山本 知広
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第21号

佐賀県武雄市橘町大字片白364番地
債務者 中村 翔一

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福岡 寛章
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月18日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和7年(フ)第14号

三重県伊勢市勢田町434番地7、前住所三重県伊勢市神久4丁目1番49号
債務者 出崎 憲治

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 庄司 正樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第15号

富山市水橋島等170番地
債務者 山崎 高史

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大坪 直人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月26日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第3427号

大阪府東大阪市三島1丁目7番6号
債務者 藤井 千佳

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森本 芳樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後2時10分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第655号

大阪市西区新町4丁目10番21-501号
債務者 植 有里佳

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 立田 夕貴
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第13号

山口市朝田649番地1 サンシャイン朝田203
債務者 石丸友紀こと 羅 友紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 山田 圭介
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで
山口地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第1692号

相模原市中央区上溝827番地1 ウィンドワード105号
債務者 今崎真由美(旧姓信清)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1693号

相模原市中央区上溝827番地1 ウィンドワード105号

債務者 今崎 修次

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野木 大輔
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午前11時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第31号

石川県白山市五歩市町503番地1

債務者 上田 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 永来 宏隆
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第6049号大阪府茨木市橋の内2丁目7番7-201号、
前住所京都府木津川市木津八ヶ坪6番地6
債務者 HERI WAHYUDI ヘリワフユディ

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡崎 宣利
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月7日午後2時50分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第16号

三重県伊勢市辻久留町545番地52

債務者 鈴木 よし

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 白山雄一郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 津地方裁判所伊勢支部破産係

令和7年(フ)第14号

沖縄県中頭郡読谷村字喜味2698番地1

債務者 仲松 竜二

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 仲座 利哉
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第52号

沖縄県沖縄市照屋1丁目32番25号 アルトマンション404

債務者 鈴木ゆかり

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 田村ゆかり
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午前9時40分
- 5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで 那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第17号

富山県氷見市窪1775番地1

債務者 紺谷 俊輔

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 嘉義 亮太
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月3日まで 富山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第152号

埼玉県行田市駒形1丁目5番13号

債務者 神田 恭宏

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池永 知樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時
- 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**破産手続開始・破産手続廃止
及び免責許可申立てに関する
意見申述期間****令和7年(フ)第19号**

千葉県山武郡九十九里町粟生848番地6

債務者 山口 神司

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第28号

千葉県東金市東金1308番地6 アメニティセブン201

債務者 渡辺 憲一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第343号

愛知県春日井市上条町4丁目119番地 ミノタハイツ上条2-D号

債務者 長谷川英夫

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第356号

名古屋市天白区塩釜口1丁目143番地 ドール塩釜口 202号

債務者 小出 節子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第367号

名古屋市千種区春岡1丁目11番23号 オルバス春岡3A

債務者 前田 昂輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第389号

名古屋市昭和区八事富士見1611番地 サンハイツ八事ふじみB棟407号

債務者 山田 佳弘

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第424号

名古屋市天白区植田3丁目1209番地の1 サンテラスタカギ305号

債務者 成瀬 恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第455号

名古屋市港区品川町1丁目3番地の2 コーワ品川

債務者 鷺尾 法子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月16日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第144号

札幌市中央区南29条西11丁目5番26号 ローヤルハイツ南29条305号
債務者 池田 ゆか

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第210号

札幌市南区澄川2条4丁目7番10-407号
債務者 伊藤 那菜(旧姓倉本)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第292号

札幌市東区北20条東19丁目1番17号 グラード元町503号
債務者 田村 あゆみ(旧姓岡田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第304号

札幌市東区北17条東16丁目2番22号 メニーズコート環状通北503号
債務者 竹田 竜悟

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第321号

札幌市白石区菊水6条2丁目6番2号
債務者 石川 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第339号

札幌市白石区栄通2丁目7番10-105号
債務者 竹谷 勇輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第31号

北海道北見市相内町65番地42 相内団地2-202号
債務者 上杉みち子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第54号

群馬県前橋市日吉町4丁目22番地5 藤コーポ 102号、旧住所群馬県前橋市間屋町2丁目8番地3 ダイアパレスピュアステージ新前橋 808号
債務者 渡辺 悦雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第48号

群馬県高崎市箕郷町生原1313番地1 グランデ・ヒルⅡ101号
債務者 高崎 大翔

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第111号

埼玉県春日部市牛島126番地9 ウィステリアルンルン201
債務者 田口 豊

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第121号

埼玉県三郷市早稲田2丁目29番地5 根岸荘C号室、旧住所埼玉県八潮市大字南川崎833番地1
債務者 菊池 和好

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第126号

埼玉県吉川市保1丁目31番地2 ライオンズヴィアール吉川106号
債務者 小野寺香織

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第129号

埼玉県三郷市彦成3丁目10番4-407号
債務者 岡本 久子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第154号

埼玉県狭山市狭山台3丁目23番地 3-4-205
債務者 神部 孝則

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第158号

埼玉県川越市新宿町5丁目15番地14 (オリーブハウス102号室)
債務者 田島 暁

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第176号

埼玉県所沢市くすのき台2丁目17番地の11 アップルハイム105
債務者 古屋 祐司

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第183号

埼玉県入間市大字扇町屋1226番地2 県住向原5-602

債務者 今村 麻子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第185号

埼玉県所沢市大字山口418番地の2 サンヴィレッジG-101

債務者 久野 徹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第65号

埼玉県本庄市児玉町児玉1375番地1

債務者 西澤 寛輝

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第977号

川崎市宮前区有馬6丁目7番29-105号

債務者 瀬戸 周子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第41号

川崎市多摩区登戸1408番地1 ツインテラス102

債務者 大貫 秋乃(旧姓岩田)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第104号

川崎市多摩区菅馬場2丁目14番8号

債務者 中易 健一

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第137号

川崎市宮前区有馬6丁目6番1-203号 五十嵐ハイツ

債務者 周藤 直紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第2号

岐阜市曾我屋6丁目37番地6 (有料老人ホーム花えみ)、前住所岐阜県大垣市三津屋町1丁目64番地 アップタウン大垣

債務者 油川 友吉

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第20号

岐阜市八代2丁目13番19号

債務者 辻 義徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第23号

岐阜県中津川市茄子川1671番地の114 サニースプリングB203

債務者 早川 久美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

令和7年(フ)第71号

静岡県熱海市下多賀817番地の2 遠藤AP202

債務者 中島 数江

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和6年(フ)第77号

三重県多気郡明和町大字中村582番地

債務者 山本 員豊

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第343号

高知県南国市立田824番地3 西山ハイツII 201号

債務者 竹島 純一

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第6号

高知県南国市東山町1丁目10番6号

債務者 川本里子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第28号

高知市神田23番地1 船岡団地R9-309号

債務者 三木 智子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
高知地方裁判所破産係

令和7年(フ)第128号

福岡県筑後市大字鶴田601番地 仁愛荘、住民票上の住所北九州市小倉北区高尾1丁目19番8-101号

債務者 坂本 徹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第135号

北九州市戸畑区丸町1丁目1番1-206号

債務者 河野 康子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第156号

北九州市八幡西区力丸町20番19号 (202)
債務者 山口 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第20号

長崎県大村市原口町593番地4 原口町3F
ビル2F

債務者 中牟田靖也

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第24号

長崎県諫早市多良見町化屋23番地8 大島ハイツ102号

債務者 前田 憲吾

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第25号

長崎県大村市桜馬場2丁目367番地6 ポーマノワールⅢ102、前住所長崎県大村市協和町800番地3 アゲインⅡ202

債務者 藤原 美月

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月19日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

令和7年(フ)第42号

盛岡市西青山2丁目10番8号 ルミエール青山107号

債務者 高屋敷 充

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第64号

岩手県滝沢市菓子887番地7 シャトレー森B103号

債務者 伊藤 彪凱

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第62号

茨城県水戸市内原町1071番地の1 ブラウンコーポ205号

債務者 飯田 英文

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第2605号

神奈川県大和市上和田2664番地1 サニーコート12 201

債務者 宮永 遼

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2755号

横浜市中区野毛町3丁目122番地 パークヒルズ桜木701号室、住民票上の住所札幌市中央区南10条西7丁目6番3号 コーポ花月201号

債務者 横山 怜

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3064号

横浜市鶴見区東寺尾4丁目9番25-205号

債務者 福原 愛希

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第301号

横浜市港南区日野2丁目63番5号 小笠原アパート201

債務者 山下 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第345号

横浜市栄区公田町250番地 マルモビル1F 栄荘18号

債務者 村上 豊

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第378号

横浜市緑区十日市場町900番地12 ライオンズマンション十日市場第2 306号

債務者 山下佐知江

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第408号

神奈川県藤沢市城南4丁目8番18号 イースト城南A103

債務者 長野真澄美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第423号

神奈川県茅ヶ崎市中海岸2丁目7番32号 シーサイド湘南103

債務者 藏本 伸彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第435号

横浜市南区中村町3丁目195番地1 ウィンブルーム阪東橋302

債務者 柴田 稔

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第457号

神奈川県海老名市下今泉3丁目3番22号 相模土木(株)内
債務者 大木 歩

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第488号

横浜市南区中村町3丁目211番地 市営中村町住宅509号室
債務者 山本 光男

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第551号

横浜市戸塚区矢部町577番地1 マンション築山第4 C-102号
債務者 野尻 結菜

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第600号

横浜市港北区新羽町2093番地 ビックヴァレー201号
債務者 和田加奈子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第20号

新潟県村上市中浜804番地
債務者 平方いづみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
新潟地方裁判所新発田支部

令和7年(フ)第12号

新潟県上越市下源入550番地 フォレスタハウス源 5、住民票上の住所新潟県上越市稲田4丁目4番15号
債務者 田鹿 圭太

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第30号

愛知県岩倉市大市場町郷第273番地2
債務者 三原はるみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第31号

滋賀県草津市野路6丁目17番23-101号 グレースフル18
債務者 飯田 直哉

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第201号

京都市東山区福稲御所ノ内町2番地 Mir e i 東福寺106
債務者 濱原 正範

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第213号

京都府京田辺市田辺中央6丁目4番地2 アゴラ316号室
債務者 前田 泰智

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第250号

京都市左京区修学院坪江町15番地2 フローレンス北白川203
債務者 川嶋 恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第262号

京都市伏見区深草大亀谷古御香町10番地2
債務者 林部 静美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第678号

兵庫県尼崎市東難波町5丁目19番23-406号、前住所兵庫県尼崎市今福2丁目13番22号フォーチュンパーク201
債務者 増富 有紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第1号

兵庫県尼崎市東難波町5丁目21番19号美和ビル403、前住所兵庫県尼崎市道意町6丁目2番地の26ファミール武庫川東1508
債務者 徳田 修

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第33号

兵庫県尼崎市上ノ島町3丁目3番1-809号
債務者 大森 美枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第38号

兵庫県芦屋市三条町8番22-403号
債務者 アオネコクリエイティブラボこと 森 千尋

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第44号

兵庫県西宮市上大市2丁目3番2号ハイツサニースポット102号、前住所兵庫県西宮市東山台2-33-1-2-405

債務者 橋本 淳

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第58号

兵庫県西宮市城ヶ堀町3番14-405号

債務者 三足 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第71号

兵庫県尼崎市栗山町1丁目9番5号ラピース栗山301号

債務者 カバーオールイタタニこと 板谷 雅行

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第82号

兵庫県芦屋市大東町11番7-106号、前住所兵庫県芦屋市奥山12番505号

債務者 松井 抄織

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第89号

兵庫県尼崎市富松町4丁目29番12号松田ハイツ204号

債務者 加地 明美

- 1 決定年月日時 令和7年3月18日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第18号

福岡県大牟田市天道町127番地3

債務者 古賀 健太

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第19号

福岡県大牟田市天道町127番地3

債務者 古賀 薫奈

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第24号

福岡県大牟田市出雲町1番地15 出雲ハイツ

債務者 島添 龍二

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで福岡地方裁判所大牟田支部

令和7年(フ)第30号

鹿児島県鹿屋市串良町岡崎3428番地3 福留アパート301号

債務者 泉 孝一

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第31号

鹿児島県鹿屋市打馬2丁目5番7号 シェアホームブルート

債務者 イシカワ キルダール セイジ (ISHIKAWA KILDER SEIJI)

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第36号

鹿児島県志布志市志布志町志布志3丁目10番フレグランスK101、住民票上の住所鹿児島県鹿屋市上谷町33番16号

債務者 池畑 大矢

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月20日まで鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和6年(フ)第2184号

東京都昭島市玉川町4丁目3番10号

債務者 小川 勝弥

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第139号

東京都武蔵村山市緑が丘1460番地1124-306

債務者 大曲 早織

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第262号

埼玉県所沢市並木8丁目1番地3-608

債務者 村山 隆英

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第293号

東京都日野市落川464番地A&U百草園508

債務者 青木 りえ

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第297号

東京都福生市大字福生866番地14オークロシェ106号室

債務者 小針 彩乃

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第12号

栃木県足利市江川町2丁目4番地2
債務者 戸早 健太

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第26号

栃木県佐野市栃本町2500番地1 下田沼市営
住宅2-237、旧住所栃木県佐野市吉水駅前
1丁目1番地3
債務者 齋藤 孝子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第29号

栃木県佐野市田沼町827番地6 シェソワII
102、旧住所栃木県佐野市田沼町1817番地18
ルピナスB106
債務者 菊地 沙斗

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第7号

岐阜県瑞穂市牛牧455番地1 ブルメリア
B101号、前住所愛知県一宮市木曾川町門間
字福塚前57番地3
債務者 浅野 純也

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第70号

岐阜市川部1丁目13番地3 (ファミリー52
105号室)
債務者 菅野 稔

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第87号

岐阜市西荘1丁目13番15-406号(第2ヴィ
ラあさの)
債務者 清水 美穂

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第5号

島根県江津市嘉久志町イ1681番地7 2F
債務者 豊田数英教室こと 豊田 松美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月22日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和7年(フ)第212号

仙台市宮城野区岩切字鴻巣101番地の3
債務者 阿部 守

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第259号

仙台市若林区蒲町33番11号 パークスST
103
債務者 嶋原 敬子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第15号

宮城県石巻市飯野字宮下南112番地1
債務者 赤間 健治

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第28号

宮城県東松島市矢本字下浦185番地3 県営
下浦住宅151号室
債務者 庄司 幸子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第51号

茨城県猿島郡境町大字塚崎4864番地
債務者 吉岡とし子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第41号

千葉県旭市平松1571番地1
債務者 関口 雄介

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和7年(フ)第10号

山梨県上野原市上野原2889番地8
債務者 河野 弘美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第12号

山梨県大月市大月町真木4680番地5 グルー
プホームあおば
債務者 原田 菜子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時45分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

令和7年(フ)第28号

岐阜市下鵜飼1735番地
債務者 内山 哲朗

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第68号

静岡市葵区北安東4丁目9番10号 カテージ
TⅡ203号、旧住所静岡市葵区北安東2丁目
21番35-5号

債務者 一瀬 加代

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第135号

静岡市駿河区下島422番地の1 リージェン
ト下島206

債務者 木村 則子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第136号

静岡市駿河区小黒2丁目1番35-203号、旧
住所静岡市駿河区中島459番地の3 中島団
地S12号棟203号室

債務者 松下 寛

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第22号

静岡県磐田市勾塚中428番地

債務者 青島 道秀

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第75号

静岡県浜松市中央区佐鳴台1丁目22番4号
彦尾平ハイツ102

債務者 杉本 萌

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第241号

滋賀県守山市勝部4丁目1番69-2号

債務者 福元太久八

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第64号

大津市朝日が丘1丁目5番5-501号

債務者 樫田 智久

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第73号

滋賀県草津市青地町96番地2-204 アルコ
パレーノ草津青地、前住所滋賀県草津市草津
3丁目14番40-9E号 サンクリエート草津

債務者 甲斐亜利花

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第82号

滋賀県高島市今津町南新保28番地 こすもす
1-204号

債務者 森下 芳正

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第83号

滋賀県高島市今津町南新保28番地 こすもす
1-204号

債務者 森下富美枝

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大津地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3号

滋賀県長浜市高月町柏原355番地1 北斗
202号室

債務者 富永 正二

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和7年(フ)第358号

大阪市住吉区荻田5丁目17番17号 コーポみ
やざき 307号

債務者 政廣 瑠依

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第618号

大阪府東大阪市鴻池町2丁目8番26-A302
号

債務者 西脇 幸路

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第651号

大阪府茨木市双葉町4番2号 双葉コーポ
206号、前住所大阪府茨木市南春日丘7丁目
3番27号の9 サンビレッジA 101号

債務者 櫻井 正昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第710号

大阪府豊中市原田元町2丁目16番18号 201
号、前住所大阪府豊中市長興寺北3丁目3番
7-501号

債務者 永橋由里子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第713号

大阪市北区中崎2丁目2番22号 STAY v
i n t a g e N A K A Z A K I E A S T 301
号室、前住所大阪市浪速区日本橋5丁目8番
3-1304号

債務者 南濱 和希

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第728号

大阪市平野区西脇1丁目11番13—403号
債務者 山城 利江

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第739号

大阪市東住吉区中野3丁目6番15—301号
債務者 近藤 凜香

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第777号

大阪市東淀川区菅原6丁目4番1—404号
債務者 森 早季(旧姓田中)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第809号

大阪市東住吉区田辺5丁目1番32—907号、
前住所大阪市阿倍野区昭和町3丁目4番27号
平和寮
債務者 阪上 美和

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第814号

大阪府枚方市船橋本町2丁目18番地の2
債務者 鈴木 一之

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第843号

大阪市西成区千本南2丁目16番50号
債務者 佐伯妃登美

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第862号

大阪府寝屋川市長栄寺町9番7号(202号)
債務者 大崎 皓陽

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第868号

大阪府東大阪市大蓮東1丁目8番3号 コムズMAY 103号
債務者 坂口 功

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第869号

大阪府吹田市山手町3丁目20番18号(210)、
前住所大阪府吹田市千里山西1丁目1番14—404号
債務者 渡邊 菜月

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第899号

大阪市此花区春日出北1丁目9番21—602号
債務者 時吉 典昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第915号

大阪市西区新町3丁目8番10—1102号
債務者 齋藤 真央

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第941号

大阪市浪速区大国3丁目3番23—502号
債務者 山元和香子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第973号

大阪府高槻市奈佐原1丁目1番403—304号
債務者 中島 真澄

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1048号

大阪市東住吉区公園南矢田3丁目4番20号
ニューヤマダII 202号

債務者 西本 長次

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1120号

大阪市浪速区大国3丁目8番8号 宗川マンション 602号

債務者 新留 大軌

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1147号

大阪市鶴見区茨田大宮3丁目8番1—107号
債務者 三木 和代

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第727号

神戸市北区有野台5丁目3番B55棟402号
債務者 丸元 信彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第1136号

兵庫県三木市志染町西自由が丘1丁目631番地の1

債務者 高橋 博美

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第11号

兵庫県宝塚市口谷東3丁目67番地の19 アメニティマンションⅢ101号室

債務者 大峽 正之

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和6年(フ)第780号

兵庫県尼崎市口田中1丁目9番19号恵ハイツ105、前住所兵庫県尼崎市金楽寺町2丁目29番15-3D号

債務者 河原 拓也

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第781号

兵庫県尼崎市久々知1丁目33番20号

債務者 木村 理子

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第96号

兵庫県尼崎市武庫之荘1丁目9番1号シードワンK. T. M201

債務者 坂梨 烈紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月21日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第601号

岡山県倉敷市下津井2丁目4番71号

債務者 白神 潔

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第63号

岡山市北区青江1丁目16番6号 301

債務者 大原 勲

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第66号

岡山県倉敷市児島樟田町1959番地1 サザンベル211号

債務者 大前 友昭

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第107号

岡山県玉野市八浜町大崎478番地5

債務者 相賀 幸江

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第111号

岡山市中区国富1041番地1 住吉A市営住宅107

債務者 上西 郁子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第122号

岡山市南区片岡888番地47、旧住所兵庫県尼崎市南竹谷町3丁目9番地の2 424

債務者 西山 龍人

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第23号

鹿児島県鹿屋市寿5丁目13番29号

債務者 中釜みどり

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和7年(フ)第26号

北海道小樽市稲穂4丁目6-3 MINI HOUSE203号室、住民票上の住所札幌市中央区南11条西14丁目2番31-305号

債務者 長谷川来夢

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
札幌地方裁判所小樽支部

令和7年(フ)第20号

北海道苫小牧市日新町4丁目4番20-207号

債務者 畠山可奈子(旧姓平目)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第28号

北海道苫小牧市桜木町3丁目20番5号 ハイッ桜木 1階

債務者 島津 豊

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第29号

北海道苫小牧市桜木町3丁目20番5号 ハイッ桜木 1階

債務者 島津 紗彩(旧姓開沼)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第36号

北海道苫小牧市はまなす町1丁目12番14号
債務者 小林 悦子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第8号

岩手県一関市萩荘字高梨南方40番地3、前住
所岩手県一関市萩荘字川崎45番地3
債務者 岸 凌也

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第19号

宮城県柴田郡大河原町字小島11番地8
債務者 佐藤由美子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和7年(フ)第41号

宮城県大崎市古川江合錦町2丁目3番26号
古川ランドC棟21号
債務者 泉澤 政志

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和7年(フ)第10号

秋田県由利本荘市二番堰18番地6 コーポ舞
201
債務者 小松 俊志

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和7年(フ)第11号

秋田県由利本荘市中梵天54番地6 ビーグ
ロード202
債務者 昌山和貴子(旧姓浅野)

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
秋田地方裁判所本荘支部

令和7年(フ)第28号

千葉県茂原市緑町15番地3(ビレッジハウス
早野1棟202号)
債務者 矢部 友和

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和7年(フ)第51号

金沢市伏見台3丁目11番20号、従前の住所金
沢市東力1丁目184番地
債務者 小倉 淑恵

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
金沢地方裁判所民事部

令和7年(フ)第48号

長野県松本市双葉5番502号
債務者 二枝慎太郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第61号

長野県松本市大字里山辺3791番地8
債務者 越原 未来

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第19号

長野県伊那市西春近2297番地1 ヨーロピ
ア
ン
シャ
レ
ー
ア
ー
ト
A
号
室
債務者 上野真一郎

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
長野地方裁判所伊那支部

令和7年(フ)第23号

岐阜県安八郡輪之内町海松新田1213番地の11
債務者 東郷 一徳

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和7年(フ)第44号

静岡県富士市石坂606番地の14 コーポ広見
403号
債務者 塩田 照雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第33号

三重県桑名市大字大福311番地1 Gプラザ
大藤402号
債務者 藤本 俊子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第127号

兵庫県西宮市今津巽町1番9-201号、前住
所兵庫県西宮市甲子園浦風町1番23-412号
債務者 大島 優

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第35号

鳥取県鳥取市西品治825番地14 サンライト
城北A-202号、旧住所鳥取県鳥取市材木町
369番地2
債務者 濱口恵理子

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第37号

鳥取県鳥取市徳吉272番地1 R16-16号
債務者 西原 毅

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和6年(フ)第27号

大阪府富田林市甲田3丁目2番7号(109)、
旧住所鳥取県東伯郡三朝町大字西尾469番地
債務者 馬野 勝幸

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

令和7年(フ)第24号

広島県呉市広大広2丁目7番4号
債務者 濱本 淳子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
広島地方裁判所呉支部

令和7年(フ)第32号

山口県下関市中豊町2丁目6番28-101号
新下関Bレジデンス
債務者 正田 哲也

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第11号

徳島県小松島市中田町字出口33番地の4
債務者 八原 宏実

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第59号

愛媛県松山市南梅本町655番地 ヴィラ・アンソレイエ南梅本312号
債務者 前田 愛

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第4号

愛媛県今治市小泉5丁目10番5号 玉井タオル第3ビル 106号、前住所愛媛県西条市新町209番地1

債務者 丹下なつこ

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
松山地方裁判所今治支部

令和7年(フ)第8号

福岡県直方市大字下境3910番地401 市住1458号

債務者 福田 忠

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
福岡地方裁判所直方支部

令和7年(フ)第39号

佐賀県鳥栖市加藤田町3丁目144番地2 加藤田県営住宅A7棟11、前住所佐賀県鳥栖市弥生が丘5丁目218番地 モントディダンスB101

債務者 戸塚 節子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第27号

大分市大津町3丁目4番23-307号 県営大空住宅HRR-1

債務者 後藤 あい

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第67号

大分市大字横尾3901番地の1 サンメゾンI202

債務者 鍛冶矢 哲

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第68号

大分市大字横尾3901番地の1 サンメゾンI202

債務者 鍛冶矢かすみ

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第39号

宮崎県延岡市富美山町83番地472

債務者 水流園航希

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第300号

沖縄県宜野湾市普天間2丁目29番6-102号
メゾンひで

債務者 赤嶺 貴博

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第26号

沖縄県沖縄市仲宗根町18番5号 知名アパート202号

債務者 新垣 賢二

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第24号

松江市八雲町平原503番地、住民票上の前住所松江市古志原2丁目1番25-306号松本ビル

債務者 石倉 幸子(旧姓井上)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第66号

佐賀県鳥栖市松原町1776番地10

債務者 嶺石 泉美

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第5号

佐賀県唐津市石志2871番地12 明日葉グループホーム石志
債務者 清水 思実

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第37号

神奈川県横須賀市佐原5丁目7番17号 ハイッサハラ1F
債務者 山本 陽子

- 1 決定年月日時 令和7年3月19日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 横浜地方裁判所横須賀支部

令和7年(フ)第318号

東京都多摩市豊ヶ丘6丁目2番地2-801
債務者 アンソヨン 安 素瑛

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第355号

東京都三鷹市大沢1丁目2番36号サンウイングT1-C
債務者 岩切 満江(旧姓志水)

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第356号

東京都町田市南大谷5丁目6番12号TMハイッ204
債務者 伊藤 弘之

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第28号

青森市大字幸畑字唐崎53番地1 KSハイッ201号
債務者 川村喜司雄

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第26号

神奈川県秦野市千村1丁目5番7号 ロイヤルハイッ青木Ⅲ 103号
債務者 吉岡 裕人

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第49号

神奈川県小田原市寿町5丁目14番18-102号 第3寿ハイッ
債務者 岩間 宏二

- 1 決定年月日時 令和7年3月25日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第84号

広島市西区中広町2丁目7番9号 103号室
債務者 田村 洋子

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第135号

広島市佐伯区五日市中央1丁目14番38-101号 ウィンザーヒルズ
債務者 竹口 龍穂

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第168号

広島県東広島市八本松飯田1丁目10番19号 茶幡住宅2号
債務者 中川 喜市

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第139号

広島市佐伯区八幡2丁目3番11号
債務者 篠原由華莉

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第198号

広島市安佐北区可部南1丁目17番9-204号
債務者 滝田 秀紀

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第30号

山口市大内御堀3027番地19
債務者 堀 和彦

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 山口地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第37号

山口市小郡山手上町14番14号 イムウッド山の手A棟102
債務者 西川恵梨南

- 1 決定年月日時 令和7年3月24日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年6月6日まで 山口地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止**令和6年(フ)第751号**

埼玉県入間市大字上藤沢573番地12
破産者 株式会社望工務店

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第75号

鹿児島県霧島市国分郡田900番地17
破産者 株式会社ピュアリティ&プライム

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和4年(フ)第5058号

東京都足立区六木2丁目4番27号 コンフォートB

破産者 おとなの遠足株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和4年(フ)第5059号

東京都葛飾区東水元5丁目6-12 ラ・ベルメゾンVI201、開始決定時の住所東京都足立区六木2丁目4-27 コンフォートB

破産者 上原 昌仁

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1915号

東京都練馬区北町2丁目36-5-105

破産者 森村加代子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2717号

東京都世田谷区代沢1丁目3-6

破産者 土肥いずみ(旧姓野田)

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2771号

東京都港区西新橋3丁目24番5号 御成門ビル7階

破産者 トゥルー・マネージメント株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3250号

東京都練馬区北町2丁目36-5-105

破産者 有馬 和代

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3722号

東京都渋谷区松濤1丁目1番3号

破産者 株式会社BARAKA

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3870号

東京都世田谷区下馬1丁目40番10号

破産者 ジャンフランコ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3871号

東京都目黒区中目黒1丁目3-11-405

破産者 関 俊一郎

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4915号

東京都江東区枝川1丁目9-17-905

破産者 丸山 洋子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5089号

東京都港区東新橋1丁目6番3号24F

破産者 ライフシフト株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6267号

東京都東大和市高木3丁目347-87

破産者 柳美澤直子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6562号

東京都葛飾区青戸4丁目27-2-402

破産者 佐藤 明

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6872号

神奈川県横浜市港北区日吉4丁目13-26-404

破産者 永江 悟

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6935号

東京都葛飾区金町5丁目18番3号

破産者 株式会社ちよいす

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7163号

東京都荒川区西尾久1丁目13-9-602

破産者 高田 円樹

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7369号

東京都三鷹市井口2丁目4-27-105

破産者 嶋倉 章史

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7998号

東京都多摩市貝取1493-1-201

破産者 大崎 弘之

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8101号

東京都新宿区新宿1丁目14番5号

破産者 株式会社SUCCESS21

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8177号

東京都江戸川区松江1丁目10番20号

破産者 株式会社オールテツ

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8283号

東京都新宿区百人町1丁目23番19号

破産者 有限会社ティーケー管理サービス

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8368号

東京都台東区谷中3丁目8番13号
破産者 有限会社まるふじ

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8490号

東京都墨田区東墨田2丁目18-17-202
破産者 工藤 和俊

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8497号

東京都杉並区高井戸東4丁目9番1-604号
破産者 合同会社digno

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8498号

東京都杉並区高井戸東4丁目9-1-604
破産者 栗田 紘二

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8499号

東京都足立区梅田7丁目8-13
破産者 株式会社ポジティブゴート

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8500号

東京都墨田区堤通2丁目13-1-714
破産者 青柳 努

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8510号

東京都足立区西新井栄町2丁目1番1号
破産者 広陽装備有限公司

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8617号

東京都足立区花畑3丁目18番1号
破産者 株式会社MTロジスティクス

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8618号

埼玉県八潮市大瀬2-2-13-103、住民票上の住所東京都足立区花畑3丁目18-1
破産者 二俣 元二

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8653号

東京都文京区湯島4丁目2番3号
破産者 株式会社エンジニアリング・ジャーナル社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8654号

東京都千代田区鍛冶町2丁目10番7号
破産者 C・Fハイテック株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8655号

東京都板橋区徳丸1丁目20-17-101
破産者 後藤 真

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8665号

東京都港区西新橋1丁目2番9号 日比谷セントラルビル14階
破産者 株式会社W-E S T

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8667号

東京都世田谷区代田3丁目5番29号
破産者 株式会社松の木

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8668号

東京都世田谷区祖師谷1丁目12-13-102
破産者 岩佐 征悟

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8842号

東京都板橋区坂下3丁目23-9-202
破産者 糸賀 優樹

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第8905号

東京都西東京市南町3丁目18-40-113
破産者 福島 良明

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第21号

東京都大田区大森南3丁目16-11-202、開始決定時の住所東京都大田区西糀谷2丁目22-18 マツイチサンパレスNO7 506

破産者 田山 弥生

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第24号

東京都世田谷区北鳥山9丁目20-17-201

破産者 宮嶋 雪菜

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第29号

東京都練馬区石神井町6丁目10-9-101

破産者 吉村亜希子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第38号

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目53-5-205

破産者 齊藤 瑛

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第49号

東京都葛飾区東水元2丁目33-9-101

破産者 田邊 友幸

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第53号

東京都葛飾区東金町5丁目14-8-207
破産者 田畑 和美

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第54号

東京都足立区大谷田3丁目15-17-101
破産者 中道 國男

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第55号

東京都大田区大森南3丁目16-11-201
破産者 麓 幸樹

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第100号

東京都世田谷区三軒茶屋2丁目7-6 京谷方
破産者 坂田 岬

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第108号

東京都大田区東糀谷4丁目2-17-101
破産者 三隅 淳

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第144号

東京都墨田区吾妻橋1丁目11-4-402
破産者 石川 大起

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第160号

東京都目黒区下目黒3丁目16-20-203
破産者 宮本 亘

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第162号

東京都西東京市谷戸町2丁目4-5-203
破産者 宮崎 和巳

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第192号

東京都大田区蒲田5丁目33-7-803
破産者 田中 沙知

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第195号

東京都足立区千住仲町21-3-101
破産者 桑島 真美

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第196号

東京都東久留米市氷川台1丁目23-12-201
破産者 居酒屋きょうここと 清水 恭子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第198号

東京都足立区綾瀬4丁目22-19 シャンブル綾瀬B101
破産者 村瀬 忍

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第200号

東京都江東区深川2丁目6-6-704
破産者 平田絵美子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第263号

神奈川県相模原市南区南台2丁目3-7
破産者 酒井 涼那

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第264号

21 kelsey rd Noraville NSW 2263 Australia、最後の住所地東京都中央区築地1丁目3-4-202
破産者 フォスター善江(旧姓金光)

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第276号

東京都新宿区北新宿2-2-23-201
破産者 茂野 里歩

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第173号

愛知県豊川市豊川栄町21番地
破産者 株式会社KEIAI

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和6年(フ)第833号

仙台市太白区中田町字杉ノ下1番地の24
破産者 株式会社伊澤工業

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第617号

さいたま市桜区町谷4丁目27番3号
破産者 株式会社Growring

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第1914号

東京都千代田区神田佐久間町4-14 ニューイワサキビル8階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区紀尾井町3番33号
破産者 株式会社セバック

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6380号

岡山県津山市神戸88番地
破産者 EIF西日本株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第5419号

大阪市西区西本町1-7-21ニシモトビル8階

破産者 株式会社ライフプランニング

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第5420号

大阪市東成区東中本2丁目3番20号403号室

破産者 株式会社燦燦

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第566号

大阪市淀川区西宮原3丁目2番1号2階

破産者 株式会社GLAM

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第660号

大阪市北区中津1丁目6番29-2003号

破産者 S株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第3206号

大阪市北区豊崎7丁目7番11号

破産者 マルエイ株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第5857号

大阪府吹田市垂水町3丁目25番11号

破産者 株式会社三興

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第107号

香川県善通寺市榊梨町857番地2

破産者 亮心興業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所丸亀支部

令和6年(フ)第67号

青森県つがる市木造千代町72番地1

破産者 株式会社ナガタ

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和6年(フ)第579号

愛知県豊田市陣中町1丁目18番地7 マンション一光1B号、商業登記簿上の本店所在地愛知県豊田市陣中町一丁目15番地13

破産者 株式会社みらいビジネスサポート

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第620号

愛知県碧南市須磨町5番地16

破産者 株式会社ホンダ

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和6年(フ)第264号

神戸市西区押部谷町福住12番地の1

破産者 株式会社加幡造園

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

神戸地方裁判所明石支部破産係

令和5年(フ)第44号

香川県観音寺市流岡町943番地1

破産者 有限会社西田オート

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所観音寺支部

令和5年(フ)第50号

香川県観音寺市大野原町花稻784番地

破産者 有限会社クライム・オート・レア

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

高松地方裁判所観音寺支部

令和6年(フ)第744号

代替住所A(旧住所 北九州市八幡西区浅川台2丁目1番14-106号)

破産者 松井 竜太(旧姓末次)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

破産手続終結**令和6年(フ)第303号**

埼玉県富士見市水谷東2丁目42番10号

破産者 有限会社福島建材

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

さいたま地方裁判所川越支部

令和5年(フ)第2027号

東京都港区白金5丁目4-1-203、開始決定上の住所東京都渋谷区恵比寿3丁目43-3-701

破産者 金子 妙子(旧姓菅原)

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第7576号

千葉県千葉市花見川区花園町2451-34 花園ハウスF102、開始決定時の住所東京都新宿区天神町85-4F

破産者 梅村 直希

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第8143号

東京都中央区日本橋中洲6番6-903号

破産者 有限会社興和エージェンシー

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第8148号

東京都大田区蒲田1丁目24番16-101号

破産者 株式会社ミートファーム

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第295号

東京都世田谷区桜3丁目17-13-402

破産者 加藤 雅史

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第610号

埼玉県所沢市狭山ヶ丘2丁目614-24

破産者 高橋 悟

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1063号

東京都北区赤羽南1丁目29-9-201

破産者 神山菜美子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1260号

東京都足立区綾瀬5丁目2-5-204、開始決定時の住所東京都足立区綾瀬1丁目4-7

破産者 山川 満一

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1420号

東京都調布市調布ヶ丘2丁目22-2

破産者 阿部 文浩

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1649号

東京都中央区銀座8丁目10番3号

破産者 株式会社ワッフル

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2282号

東京都台東区東浅草1丁目11番11号

破産者 有限会社第一商工

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2359号

東京都大田区大森北1丁目21番7-502号

破産者 株式会社ティアンドティ

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第2822号

東京都板橋区舟渡3丁目8番4号

破産者 有限会社サンホーム

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4095号

東京都豊島区上池袋2丁目41-5 池袋第1

ハイム101

破産者 磯崎 秀雄

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4414号

東京都江戸川区西小岩3丁目10番2号 藤信

ビル1階

破産者 有限会社相川電設

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4539号

東京都葛飾区新小岩1丁目54-1

破産者 茂田 雅一

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4581号

東京都江戸川区西瑞江4丁目20-11-405

破産者 亡相川繁相続財産

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4660号

東京都台東区浅草橋1丁目11番5号

破産者 株式会社ピンクピンク

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4791号

東京都荒川区荒川6丁目12-10

破産者 永山 清孝

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4827号

東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目27番13号

破産者 株式会社ブライト

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4828号

岐阜県岐阜市長良1252-1 (YM FLAT III 3-B)、開始決定時の住所東京都文京区湯島3丁目2-9-101

破産者 野中 昭彦

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5364号

東京都足立区千住東1丁目8-7

破産者 笠井健太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5583号

東京都文京区本郷3-30-10 本郷K&Kビル5階、商業登記簿上の本店所在地東京都文京区本郷3丁目40番10号 三翔ビル本郷7階

破産者 Coaido株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5584号

東京都豊島区南池袋2丁目40-13-201

破産者 玄正 慎

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5625号
東京都杉並区井草1丁目4-9-206
破産者 武藤 純子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第5862号
東京都板橋区泉町1-7-202
破産者 神子 葵季
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6445号
東京都台東区元浅草4丁目7番15号
破産者 株式会社中沢金網
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6458号
東京都大田区大森西4丁目13-12-201
破産者 宮原 節子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6578号
東京都足立区島根2丁目27-7
破産者 波木 広孝
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6580号
東京都杉並区高円寺南2丁目21-6
破産者 ジ・ジェイオブエルエフ合同会社
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6906号
東京都三鷹市牟礼6丁目7番23号
破産者 株式会社グートファーマシー
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6907号
東京都国立市中1丁目9-77-501
破産者 近藤 浩之
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6974号
埼玉県朝霞市三原2丁目26-8 エスポワール3 202
破産者 尾上 武士郎
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7124号
東京都新宿区南山伏町3番4号
破産者 株式会社ナチュラルアートサービス
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7125号
埼玉県朝霞市根岸台7丁目20-14-101
破産者 佐藤 敏行
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7182号
東京都新宿区余丁町7-3-302
破産者 吉原 茂
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7754号
東京都世田谷区上馬3丁目16-6-201
破産者 中山 葵子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7756号
東京都中野区中野3丁目11-11-208
破産者 伊藤 芳行
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7792号
東京都江戸川区北小岩5丁目24-4-403
破産者 鈴木 幸子
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第69号
広島県福山市新市町大字下安井4番地の1
破産者 マツバ建設株式会社
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和5年(フ)第125号
広島県福山市新涯町6丁目1番26号
破産者 あゆみギフト株式会社
1 決定年月日 令和7年3月21日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第433号
仙台市若林区中倉2丁目22番37号
破産者 株式会社テクノマート
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第520号
仙台市宮城野区鶴ヶ谷字北畑37番地の2
破産者 有限会社みやぎ葬祭
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第5号
山形県米沢市東2丁目7番6号
破産者 有限会社山形チャイルド社
1 決定年月日 令和7年3月24日
2 主文 本件破産手続を終結する。
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

山形地方裁判所米沢支部

令和4年(フ)第4540号

大阪府吹田市岸部中4丁目8番32号
破産者 株式会社アースシテイ

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第3959号

大阪市中央区久太郎町2丁目6番14号
破産者 株式会社ギヤレ

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和5年(フ)第4276号

大阪府吹田市山手町4丁目4番38号
破産者 十王電機株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第1755号

大阪府東大阪市御厨6丁目6番5号
破産者 日本レヂン工業株式会社

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第45号

愛媛県松山市古川西3丁目17番6号、登記簿上の住所愛媛県松山市東石井六丁目14番20号
破産者 株式会社リアルエステート松山

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松山地方裁判所民事部

令和5年(フ)第116号

秋田市河辺大張野字水口沢212番地2
破産者 有限会社工藤畜産

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

秋田地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第62号

福島県田村郡三春町字鶴蒔田12番地
破産者 有限会社三春モータース

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

福島地方裁判所郡山支部破産係

令和5年(フ)第32号

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲徳積311番地
破産者 株式会社立花屋

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和5年(フ)第933号

大阪府高槻市桜ヶ丘北町15番25号 富田寮B棟204号
破産者 美濃部 峻

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第8号

島根県鹿足郡吉賀町六日市785番地
破産者 有限会社カスヤ

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

松江地方裁判所益田支部

令和6年(フ)第62号

宮崎市田野町甲7511番地
破産者 有限会社谷口フラワーファーム

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 本件破産手続を終結する。
- 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定**令和6年(フ)第160号**

鹿児島県始良市加治木町本町150番地 西アパート203号、前住所鹿児島県薩摩郡さつま町求名3283番地1
破産者 山崎 球子

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第162号

鹿児島県霧島市隼人町住吉1144番地 住吉団地15棟103
破産者 米澤由美子

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第165号

鹿児島県始良市鍋倉1465番地3、前住所鹿児島県始良市東餅田170番地1 カーサエスパランサB101号
破産者 永島 美紅

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第4号

鹿児島県霧島市国分福島1丁目5番27号
破産者 早田 千史

- 1 決定年月日 令和7年3月18日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第864号

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保6071番地
破産者 野村 弘子

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第901号

埼玉県ふじみ野市福岡中央1丁目1番15号
キャッスルマンション上福岡301
破産者 田中 翼

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第905号

埼玉県飯能市大字原町222番地 関根ハイツ8号、前住所埼玉県飯能市大字川寺674番地15
破産者 酒井 秀治

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第16号

埼玉県日高市高麗川1丁目5番地28
破産者 荒川 麗夢

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第25号

埼玉県入間郡三芳町大字北永井849番地38
破産者 渡辺 奈々

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第664号

兵庫県西宮市山口町下山口3丁目4番47-302号
破産者 福井 康之

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第669号

兵庫県尼崎市西立花町1丁目1番9号松崎マンション503
破産者 正木 健児

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第684号

兵庫県尼崎市高田町15番21号ウォーターフロント園地205号

破産者 今北 武志

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和6年(フ)第692号

兵庫県尼崎市御園1丁目17番3号

破産者 市川 陽子

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

令和7年(フ)第3号

鹿児島県霧島市隼人町内山田1892番地1 第二内山田団地18棟303号、旧住所鹿児島県霧島市隼人町内山田1819番地3 MSハイツA棟507

破産者 網脇 美歩(旧姓井ノ口)

- 1 決定年月日 令和7年3月19日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和6年(フ)第436号

茨城県水戸市百合が丘町1番地の75

破産者 渡邊さおり

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第2588号

愛知県日進市栄3丁目2116番地 アルティスコート日進302、従前の住所愛知県一宮市緑3丁目1番19号 シンシア緑2ーA

破産者 青山 桃子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2810号

名古屋市南区笠寺町字大門60番地 レオエルドA棟203号

破産者 小川友嘉梨

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2885号

名古屋市北区玄馬町101番地の2

破産者 本村 敦子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2904号

名古屋市名東区八前三丁目913番地 コーポ大原A401号、従前の住所名古屋市市中村区鈍池町2丁目19番地 ハイツ鈍池105号

破産者 長谷川由美子

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2923号

名古屋市西区児玉2丁目25番29号 OMRレジデンス名西3C号

破産者 湯浅 秀明

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2943号

名古屋市守山区下志段味5丁目3504番地 BULLICIO201号、従前の住所名古屋市守山区青山台737番地 グランパーク青山台107号

破産者 竹内 凌

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2946号

名古屋市昭和区川名本町1丁目26番地 アルバ川名310号

破産者 柘植 政司

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2958号

名古屋市中区江松1丁目901番地 シャトーII202

破産者 田中 慎司

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2979号

名古屋市守山区町南23番17号 サンハウス第1101号

破産者 松元 孝

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2992号

愛知県小牧市大字三ツ淵1810番地1 ハイツ三清202号

破産者 山越 英司

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3023号

愛知県豊明市香掛町棧敷30ー7 豊明老人保健施設、住民票上の住所愛知県刈谷市松栄町3丁目12番地14 グリーンスクウェア209号

破産者 稲垣 一男

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3026号

名古屋市天白区中平3丁目1601番地 サンパーク中平302号

破産者 相川 虹歩

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3073号

名古屋市名東区藤見が丘161番地 ゴールドサポート名東306号

破産者 長沼 徳幸

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第294号

広島県福山市新市町大字宮内219番地5、旧住所広島県福山市新市町大字宮内684番地1 ひまわりハイツ205

破産者 竹中 友美

- 1 決定年月日 令和7年3月21日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第1800号

札幌市白石区南郷通1丁目北4番17ー201号

破産者 伊藤 想(旧姓植地)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2181号

札幌市豊平区平岸3条15丁目1番27ー208号

破産者 三宅 佑季

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2277号

札幌市東区北39条東3丁目2番17ー405号

破産者 柳 利恵

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2284号

札幌市中央区大通西18丁目1番地45 エステート大通201号

破産者 石原 要文

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2331号

札幌市白石区中央1条5丁目11番7号 アルノルテ白石202号

破産者 菊池 愛(旧姓渡邊)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2341号

札幌市白石区平和通2丁目北4番45ー217号

破産者 鈴木 正人

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2346号

札幌市手稲区曙4条3丁目15番17号

破産者 奥山 美香

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2457号

札幌市手稲区金山1条3丁目13番54ー102号

破産者 小野 章央

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第14号

北海道留萌市沖見町2丁目6番地
破産者 石田 隆義

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所留萌支部

令和6年(フ)第117号

岩手県陸前高田市米崎町字脇の沢91番地1
市営住宅脇の沢団地1107号
破産者 小松 由佳

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和6年(フ)第127号

山形県西置賜郡飯豊町大字黒沢18番地
破産者 長谷川清美

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第129号

山形県米沢市金池1丁目3番1-24号
破産者 高橋美代子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第130号

山形県米沢市矢来1丁目1番85号 ライフステ
ージチェリーA-205号室、前住所山形県
東置賜郡高畠町大字高畠1627番地の6 ライ
フステージ川辺201
破産者 菊池 瑠偉

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

令和6年(フ)第1045号

代替住所A(旧住所新潟県新発田市東新町3
丁目3番14号)
破産者 竹内 香織

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第863号

埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘3丁目6番24号
破産者 吉野知奈美(旧姓堀口)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第865号

埼玉県入間郡毛呂山町前久保南3丁目19番地
24
破産者 鈴木 敏明

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第879号

埼玉県富士見市大字鶴馬2627番地9 コーポ
白雅101
破産者 中村 篤彦

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第895号

埼玉県鶴ヶ島市富士見1丁目9番29-202号
若葉グリーンプラザ壱番館
破産者 井立 敬士

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第10号

埼玉県日高市横手2丁目33番地16
破産者 金子 遥香

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和6年(フ)第172号

千葉県山武市埴谷2117番地
破産者 西川 嘉一

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第205号

千葉県東金市東金1471番地3 ディアコート
東金 303
破産者 小暮 孝枝

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第130号

新潟県新発田市早道場144番地1
破産者 石山 諒太

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

令和6年(フ)第170号

新潟県長岡市栃尾原町5丁目6番25号
破産者 佐藤 靖子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第111号

岐阜県多治見市松坂町1丁目104番地、従前
の住所愛知県春日井市不二ガ丘2丁目45番地
破産者 ゼン パトリシア(ZEN PATR
ICIA)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所多治見支部

令和6年(フ)第306号

静岡県富士市今井1丁目14番25号
破産者 安藤 弘子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第2998号

名古屋市緑区徳重4丁目1415番地 ロイヤル
徳重88 206号
破産者 三輪 肇

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3037号

愛知県日進市栄2丁目809番地 サンウッド
グリーン第2 201
破産者 関口 庸司

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3056号

名古屋市天白区平針1丁目1402番地 グリー
ンテラス20 202号
破産者 石部慶子こと 崔 慶子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3067号

名古屋市中区富田大字千音寺字土坪3741
番地 スペリア千音寺803号
破産者 板倉 千佳

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第332号

大津市坂本3丁目20番20号 イストワール
208、前住所大津市皇子が丘1丁目11番22号
プリンスヒルズ202

- 破産者 山下 弘喜(旧姓竹澤)
- 1 決定年月日 令和7年3月24日
 - 2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第497号

大津市今堅田2丁目24番2号 ハイツ千栄
205号
破産者 長田 正美

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和6年(フ)第116号

福岡県飯塚市椿613番地5 カメリアグラン
デI-101号
破産者 井上 幸彦

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第117号

福岡県飯塚市有安965番地1 県営有安団地
3棟204号
破産者 中山 美春

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第121号

福岡県飯塚市綱分1407番地4 市営大坪住宅
2棟234号
破産者 原野愛由美(旧姓岩崎)

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第20号

長崎県五島市松山町461番地5
破産者 藤井ゆかり

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

令和6年(フ)第130号

鹿児島県鹿屋市横山町1912番地1 横山貸家4号
破産者 斉藤喜世子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和6年(フ)第133号

鹿児島県鹿屋市笠之原町30番17-1号 コーポたけし102号
破産者 長谷場純一

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

令和6年(フ)第428号

沖縄県那覇市字安謝664番地50 安謝第一市営住宅312
破産者 親川 菊江

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第483号

沖縄県豊見城市宜保2丁目6番地3 ルイハーモニー豊見城306号室
破産者 渡口 政子

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第3部

令和6年(フ)第323号

沖縄県中頭郡北谷町北谷2丁目3番地6 マンションカナ202
破産者 石川 理枝

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和6年(フ)第58号

沖縄県名護市字許田242番地
破産者 岸本 千尋

- 1 決定年月日 令和7年3月24日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

令和7年(フ)第26号

函館市赤川1丁目12番4号 コーポKEN赤川パラソル 101号室
破産者 工藤 孝仁

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

令和7年(フ)第2号

釧路市光陽町21番6号
破産者 福田 有造

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部

令和6年(フ)第394号

盛岡市東見前1地割88番地4 イーハトーヴB101号
破産者 佐々木百恵

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和7年(フ)第4号

盛岡市青山3丁目11番4-302号
破産者 尾ヶ瀬 茂

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第1318号

仙台市泉区南光台1丁目32番15号 サニーブレジデント壺番館201
破産者 中野 僚太

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1349号

仙台市青葉区小松島4丁目16番5-102号
破産者 藤川 健児

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1350号

仙台市青葉区小松島4丁目16番5-102号
破産者 藤川 麻衣

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第1353号

宮城県黒川郡大和町吉岡字上柴崎82番地 コンフォール203
破産者 佐藤 宜浩

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第5号

仙台市青葉区国見ヶ丘5丁目3番27号
破産者 戸石 充

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和6年(フ)第152号

宮城県大崎市鹿島台木間塚字小谷地161番地1 コーポイサオ203号
破産者 千葉 愛

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和6年(フ)第268号

秋田市桜3丁目11番8号 ハウスマインズ103号(前住所)秋田市御所野元町1丁目1番2-301号、前々住所秋田県南秋田郡八郎潟町字一日市413-1
破産者 青木 虹歩

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第279号

秋田市河辺三内字上野87番地
破産者 田口 雅士

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第281号

秋田市千秋留守町5番1号 メゾンドセドル 511号
破産者 渡邊 廣子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1号

秋田県大館市有浦4丁目1番4号 ライフピア有浦 101号
破産者 山田 和也

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和6年(フ)第270号

福島県郡山市湖南町福良字屋敷前1333番地
破産者 二瓶 絵美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ)第2号

福島県郡山市大槻町字隠居免44番地の12
破産者 渡邊 栄一

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和6年(フ)第437号

東京都中野区弥生町2丁目37番9号 弥生町Let's 204、開始決定時の住所茨城県水戸市赤塚1丁目386番地の7 カーサ・ディ・赤塚102号
破産者 中谷 祐樹

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第473号

茨城県水戸市元吉田町1508番地の20 コート元吉田G棟
破産者 小林 優也

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第479号

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町5232番地の5 茶ノ木ハイツ201
破産者 田中美代子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第246号

茨城県筑西市井上28番地2

破産者 岡本 佳樹

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第251号

茨城県下妻市半谷491番地72

破産者 新井ナツキ

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第5号

茨城県常総市大生郷町1818番地1 筑波キングス・ガーデン ケアハウス

破産者 平井 昌子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和6年(フ)第394号

群馬県前橋市広瀬町3丁目20番地 UD-307号、住民票上の住所埼玉県児玉郡上里町大字三町926番地1 アルベジオ三町104号(旧住所)埼玉県春日部市緑町3丁目5番46号 レオネクストタケウチ206

破産者 伊藤 安奈(旧姓関根)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(フ)第367号

埼玉県本庄市児玉町秋山594番地5

破産者 木村 里沙(旧姓石田)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和7年(フ)第8号

千葉県銚子市海鹿島町5173番地の5 ハイツダイリン15-5

破産者 池田 広之

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(フ)第749号

東京都西多摩郡瑞穂町長岡1丁目49番地1 瑞穂スマイルハウスA

破産者 西澤 裕次

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1712号

東京都立川市錦町1丁目15番30号ラ・パルフェ・ド立川401号

破産者 大澤 和人

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第1848号

東京都府中市小柳町5丁目4番地の12

破産者 松木 芳文

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2052号

東京都町田市小山町1147番地3 T S ミキハイツII303

破産者 庄子歩乃末

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2077号

東京都八王子市横山町13番4号エステムコート東京八王子903号

破産者 高橋 采女

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2085号

東京都八王子市元横山町3丁目7番21号M&M元横101号

破産者 小俣 昭彦

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2115号

東京都稲城市大丸831番地セザール多摩ガーデン313号室

破産者 石塚 涼二

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2135号

東京都府中市美好町2丁目1番地の5 サニーハイツ207

破産者 田島よし美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2139号

東京都小平市上水南町2丁目21番3号

破産者 渡辺 拓夢

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2146号

東京都町田市小山町4190番地1 彩ハイツ102

破産者 青木 貴裕

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2159号

東京都あきる野市引田359番地1

破産者 吉田 尚子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2170号

東京都稲城市百村218番地の2 ゴールドシャイン203

破産者 柏田 忍

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2171号

東京都町田市高ヶ坂3丁目35番A6-34号

破産者 皆藤 彩夏

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2181号

東京都西東京市西原町3丁目7番B-442号

破産者 細見幸太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2182号

東京都分寺市東元町3丁目13番6号カサベルデ小坂102

破産者 松林 昭雄

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2218号

東京都府中市府中町1丁目28番地の2 コーポ第2本多205

破産者 神田パトリシアこと カミダ ヨナミネ パトリシア

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2222号

東京都東大和市新堀2丁目1453番地の67

破産者 牧嶋 日向

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2225号

東京都武蔵野市西久保3丁目10番4-101号

破産者 小俣 勝吉

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2237号

東京都八王子市元八王子町2丁目3306番地2

破産者 松岡 幸恵

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2241号

東京都町田市玉川学園5丁目18番5号ビレッジ玉川学園207

破産者 池田 崇

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2245号

東京都昭島市中神町1260番地昭島荘

破産者 立川 千秋

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2251号

東京都稲城市矢野口724番地の1ラプラス・カヤマ208

破産者 中園 英樹

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2253号

東京都多摩市一ノ宮4丁目38番地の15ハイライズ聖蹟桜ヶ丘208

破産者 松山浩一郎

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第2261号

東京都立川市高松町3丁目20番3号AZES T立川II401号室

破産者 加藤 純子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第36号

東京都西東京市柳沢5丁目1番18号葵ビル301号

破産者 菅野 成信

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第497号

神奈川県秦野市下大槻410番地1-16-202

破産者 相場 美穂

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第515号

神奈川県足柄上郡大井町金子1005番地1ル・シエルII 204

破産者 杉澤 郁恵(旧姓小豆畑)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第593号

神奈川県厚木市及川2丁目16番13号 リエス厚木及川107

破産者 杉山よし子(旧姓藤井)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第607号

神奈川県伊勢原市沼目5丁目1番30号 パラディ201号

破産者 加藤 奈実

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第623号

神奈川県厚木市中依知316番地2 アンビシア201

破産者 前田 美幸

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第660号

神奈川県平塚市浅間町2番10-704号 サニークレスト湘南平塚

破産者 杉山 晟

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第661号

神奈川県厚木市妻田東2丁目4番16号 GHソシオMYSELF妻田東106

破産者 高崎 宏太

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第667号

神奈川県伊勢原市桜台1丁目2番13号 ReHOPE伊勢原、前住所神奈川県平塚市東中原1-2-32

破産者 遠山 浩史

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第689号

神奈川県小田原市東町1丁目28番14号 ロータスハイツ102

破産者 松澤 美香

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第700号

神奈川県厚木市妻田東3丁目30番6号 第2グリーンハイツ202

破産者 進藤 幸子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第702号

神奈川県厚木市岡田2丁目16番20号 コーポ本間101

破産者 畠山 雅人

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第707号

神奈川県愛甲郡愛川町中津991番地の20コーポーツ井A101

破産者 川村 政美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第435号

新潟市江南区元町4丁目2番34号 ハイツレグルスD102号

破産者 郷野 太郎

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第439号

新潟県五泉市東本町1丁目3番11号、申立時の住所新潟県五泉市南本町1丁目4番6号

破産者 徳永 一馬

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第469号

新潟市東区新松崎2丁目1番6号 セジュールコスモス302号

破産者 長崎 結菜

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第475号

新潟市中央区上近江3丁目12番2号 サンライズ近江203、前住所新潟市中央区上近江1丁目4番64-505号

破産者 保坂 順子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第496号

新潟市中央区上所3丁目4番10号 ファミールハイツ鶴木302

破産者 盛岡 克司

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第499号

新潟市西区木場233番地2

破産者 小林 清一

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第508号

新潟市西区五十嵐東1丁目13番75号 チェリーハイム2、前住所新潟市南区鍋湯1603番地レジデンス71 202号

破産者 星 道男

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和7年(フ)第10号

新潟県東蒲原郡阿賀町岡沢30番地 岡沢団地5号

破産者 神田 真理

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和6年(フ)第169号

富山県砺波市千代63番地1 グレインハウス千代307号室

破産者 田知花亜貴(旧姓能村)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第4号

長野県上田市舞田126番地9

破産者 工藤 瑠嘉

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所上田支部

令和6年(フ)第221号

長野県安曇野市穂高北穂高2947番地2 市営住宅追分団地F-2-3

破産者 伊藤 純子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和6年(フ)第225号

長野県安曇野市豊科1831番地2 ハイツ小林201号

破産者 米山伊久子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

令和7年(フ)第2号

長野県駒ヶ根市北町20番2号 小池アパート2号

破産者 潘 末子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所伊那支部

令和6年(フ)第737号

静岡市葵区羽鳥5丁目21番64号 ヘルブランシュ羽鳥B102

破産者 田野 博昭

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第782号

静岡県牧之原市相良263番地184

破産者 吉永 建夫

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第784号

静岡県焼津市策牛202番地の3

破産者 工島 誠子(旧姓増山)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第6号

静岡市駿河区下川原2丁目11番201号、旧住所静岡市駿河区下川原5丁目20番28号 ハイツ葵101

破産者 遠藤友里亜

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第11号

静岡県榛原郡吉田町川尻1858番地

破産者 福用 竜也

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第16号

静岡市駿河区登呂4丁目16番19号 キャッスルCOCO202号

破産者 海野夫美恵

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第277号

静岡県富士市江尾186番地の2 グラシアス101号、前住所静岡県富士市久沢83番地の1 レオパレスシブヤ101号

破産者 西津 政文

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第288号

静岡県富士宮市下条556番地、前住所静岡県富士宮市万野原新田3350番地の3 201号

破産者 ナジマ ラフマン (NAJMA RAHMAN)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第303号

静岡県富士宮市小泉2008番地 レオパレスメイシエル103号

破産者 吉川 雅弘

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第3号

静岡県富士市中島124番地の6の1 ヘルコムズC-202号

破産者 伊東 信治

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

令和6年(フ)第384号

静岡県袋井市土橋60番地 福山通運社宅2号棟 101号室

破産者 増田 照夫

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第441号

静岡県浜松市中央区上島3丁目38番12号 プラセオ上島301

破産者 大野喜美子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第444号

静岡県浜松市中央区萩丘2丁目5番28号 サウスエレガンスハギオカ201

破産者 只尾 夏暉

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第465号

静岡県浜松市中央区曳馬3丁目13番43号 レスポワール曳馬II 201、前住所静岡県浜松市中央区安松町3022番地の2

破産者 金子 鈴子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第471号

静岡県浜松市中央区雄踏町山崎3400番地の45 Family Base 2

破産者 中垣 公男

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第472号

静岡県浜松市中央区雄踏町山崎3400番地の45 Family Base 2

破産者 中垣エウザこと ASAKAWA NAKAGAKI ELZA

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第477号

静岡県浜松市中央区頭陀寺町338番地の1

ドエールアポロII 102号

破産者 野村 広美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第482号

静岡県浜松市中央区舞阪町弁天島3285番地の15 大和丸文マンション 608

破産者 松本 葉子(旧姓鈴木)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第485号

静岡県掛川市大坂4161番地 小笠老人ホーム、開始決定時の住所静岡県掛川市大池680番地 医療法人川口会 川口会病院

破産者 小野 行生

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第495号

静岡県袋井市岡崎406番地の3

破産者 内田 博文

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第496号

静岡県浜松市中央区鳴江2丁目46番5号 ヴィータ・ルミノソ101、前住所静岡県浜松市中央区海老塚1丁目5番3号 エーレガート402

破産者 荻原 育美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第497号

静岡県浜松市中央区上浅田1丁目9番29号
しおかぜ浅田
破産者 北村 智視

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第16号

静岡県浜松市中央区早出町1260番地の1 テラスハウス川合B
破産者 中澤きよ子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和6年(フ)第355号

愛知県一宮市多加木1丁目16番23号
破産者 伊藤かおり

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(フ)第276号

三重県津市香良洲町5654番地3
破産者 刀根 夕子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第280号

三重県鈴鹿市神戸6丁目14番19号
破産者 廣田 雄大

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所破産係

令和6年(フ)第95号

三重県松阪市末広町2丁目200番地 県営住宅エスプラント末広A棟104号
破産者 谷岡 欣恵

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第96号

三重県松阪市菅生町50番地、前住所東京都豊島区北大塚1丁目33番10-205号
破産者 橋本 雅文

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所松阪支部

令和6年(フ)第337号

三重県四日市市笹川4丁目103番地10
破産者 坂倉 歩

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第3号

三重県四日市市城北町5番9号 シャトー・ノールI 101
破産者 深瀬 希美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第6号

三重県員弁郡東員町大字長深3373番地 町営住宅205号室
破産者 岡田 健吾

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第8号

三重県桑名市大字安永623番地1 フラットY206号
破産者 寺田 英二

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和7年(フ)第9号

三重県四日市市東日野町298番地1 プリシェール・モネ203
破産者 清水みち代

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所四日市支部破産係

令和6年(フ)第27号

三重県北牟婁郡紀北町矢口浦1094番地43
破産者 山本 和

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和7年(フ)第2号

京都府舞鶴市字京田93番地9-201号
破産者 川村順子こと 黄 福順

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年(フ)第3号

京都府舞鶴市字寺内135番地2、前住所京都府舞鶴市田中町6番地13-A101号
破産者 川端 里奈

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和6年(フ)第277号

兵庫県明石市松が丘1丁目4番17-208号
破産者 山本 世嗣

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第286号

兵庫県明石市大久保町大窪2075番地の18
破産者 松村 美佳

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和6年(フ)第316号

神戸市西区伊川谷町有瀬1259番地の1 101号
破産者 中山 昇

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和7年(フ)第4号

鳥取県鳥取市賀露町南2丁目2番9-37号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町西3丁目135番地4 グレイス・ベルA-202号
破産者 下田 晴奈

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和6年(フ)第682号

岡山市北区御津野々口267番地1 ハアラン御津202号室
破産者 神谷ひかる

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第683号

岡山市東区益野町451番地3 石井マンション3-B、旧住所岡山県赤磐市山陽4丁目4番22号
破産者 松田 丈司

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第692号

岡山市中区さくら住座2番2号 さくら市営住宅2番館0807号、住民票上の住所岡山市東区東平島742番地1 ハウスM205号室
破産者 黒田 菜美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第724号

岡山市南区西市256番地10
破産者 小島 秀登

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第108号

広島県尾道市御調町市24番地2 ローブコートミツギ201
破産者 北岡 和雄

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和6年(フ)第176号

山口県下関市彦島西山町3丁目15番3号
破産者 澗田 和直

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第183号

山口県下関市長府逢坂町4番78号
破産者 中野内装こと中野由紀治こと中野和幸こと 喪 幸春

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第193号

山口県下関市豊浦町大字小串153番地5
破産者 山田 美江 (旧姓橋本)

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和7年(フ)第3号

山口県下関市彦島江の浦町1丁目9番21号
破産者 西村 修

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

令和6年(フ)第246号

徳島県徳島市庄町5丁目81番地の123 アーバン加茂名 101

破産者 高木 龍一

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1号

徳島県阿南市那賀川町黒地627番地1 黒地住宅8号棟205号室

破産者 宮田 佳伸

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和7年(フ)第2号

徳島県阿南市富岡町東池田口10番地4 マンションM102号室

破産者 森崎 学

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所阿南支部

令和6年(フ)第390号

香川県さぬき市志度3247番地3

破産者 石原 克之

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第391号

香川県さぬき市志度3247番地3

破産者 石原 典子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第394号

香川県高松市東山崎町318番地1 ルーラルハウス東山崎B103号室

破産者 西本 彩暉

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第395号

香川県高松市屋島西町2311番地 県住10-102

破産者 小林 眞弓

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第360号

愛媛県伊予市下吾川410番地5棟5号

破産者 松野 紀子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第374号

愛媛県松山市小栗7丁目1番32号 小栗寮106号

破産者 山本 楓

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1号

愛媛県今治市東村2丁目3番36号、前住所愛媛県今治市南高下町4丁目2番7号 グレイ

スK C棟102号、前々住所愛媛県西条市今在家46番地1 カローラハイツ壺番館606号

破産者 川浪 邦男

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

令和6年(フ)第302号

高知市横浜新町2丁目102番地 県営住宅横浜団地2号棟101

破産者 三宮 美子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

令和6年(フ)第71号

福岡県直方市大字下新入556番地2 コスモハイツ201号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘北4丁目1番地4 (ラ・ポール佐藤202号)

破産者 木内 勇

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第72号

福岡県直方市大字下新入556番地2 コスモハイツ201号、前住所福岡県筑紫野市美しが丘北4丁目1番地4 (ラ・ポール佐藤202号)

破産者 木内 朋味

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

令和6年(フ)第76号

福岡県筑後市大字熊野1637番地5

破産者 河口 拓磨

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和7年(フ)第2号

福岡県八女市上陽町下横山456番地

破産者 小塩喜美子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和6年(フ)第127号

佐賀県伊万里市立花町1807番地32

破産者 幸島さや香

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第128号

佐賀県藤津郡太良町大字糸岐1551番地

破産者 浦津千枝子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(フ)第593号

大分市三川下1丁目3番7号 サンライズハイツ原川303

破産者 小村 良三

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第594号

大分市三川下1丁目3番7号 サンライズハイツ原川303

破産者 小村 早苗

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第604号

大分県臼杵市野津町大字山頭2810番地の3

破産者 赤峰 摩耶

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第537号

宮崎市恒久南3丁目4番地13 コーポカズマ105号

破産者 本多 一夫

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第555号

宮崎市恒久6丁目17番地10 HMC-1-203号、前住所宮崎市大淀3丁目1番19号

第1久保ビル301号

破産者 横場 吉隆

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第3号

宮崎市神宮東3丁目1番3-2号

破産者 永田 優子

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第183号

宮崎県日向市大字日知屋5880番地1 畑浦アパートB棟102号

破産者 黒木 正

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和6年(フ)第201号

宮崎県日向市東郷町迫野内2191番地
破産者 黒木 重美

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第6号

鹿児島県伊佐市大口篠原743番地1
破産者 濱田 莉沙

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

令和7年(フ)第3号

鹿児島県鹿屋市川西町3769番地5 メゾンひろふみ201号
破産者 白木 好

- 1 決定年月日 令和7年3月25日
- 2 主文 破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

小規模個人再生による再生計画認可

令和5年(再イ)第288号

福岡県朝倉郡筑前町三並887番地1
再生債務者 真鍋 友子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和5年(再イ)第289号

福岡県朝倉郡筑前町三並887番地1
再生債務者 真鍋 豊

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第224号

福岡市中央区小笹1丁目15番10-106号 カメリア小笹

再生債務者 黒岩 弘幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第196号

福岡県糟屋郡須恵町大字新原378番地1 リアントール新原4号
再生債務者 松尾 巖

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第198号

福岡市東区三苦5丁目3番53-106号 エンゼルハイム3号館
再生債務者 岡村 優介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第299号

福岡市東区唐原1丁目9番23-101号 フラッグ唐原
再生債務者 荒木 康夫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第309号

福岡市東区青葉7丁目38番12-407号 ロワールマンション青葉EAST棟

再生債務者 小嶋 正典

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第219号

福岡県春日市春日原北町1丁目1番地3九州電力株式会社春日原社宅A-407号
再生債務者 山口 輝晃

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第306号

福岡市博多区対馬小路1番9-101号 リーフ天神東
再生債務者 横谷 とりえ

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第293号

福岡市博多区博多駅南3丁目18番22-703号 ウインステージ博多駅南
再生債務者 岡崎 慎也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年2月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第296号

福岡県筑紫野市二日市西2丁目3番3-301号

再生債務者 橋本 英司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月6日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月18日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第24号

石川県白山市美里町97番地 ENEX302号室(従前の住所)金沢市若松町南43番地
再生債務者 伊藤 勇介

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

金沢地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第178号

福岡市博多区上牟田1丁目24番30-307号 博多駅東パークホームズ
再生債務者 網代 陽子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第27号

大分市ふじが丘山手2丁目20番12号
再生債務者 川野 俊

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

大分地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(再イ)第93号

福岡市西区野方2丁目44番16号
再生債務者 宗雲 広志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月19日

福岡地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第14号

福島県白河市大信田園町府1番地109
再生債務者 嶋 貴司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

福島地方裁判所白河支部再生係

令和6年(再イ)第42号

愛知県江南市上奈良町神明37番地2
再生債務者 澤田 千波

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月17日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和6年(再イ)第115号

東京都稲城市平尾2丁目52番地の15
再生債務者 萩原 春彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(再イ)第37号

山梨県山梨市正徳寺1377番地11
再生債務者 山本 賢二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

甲府地方裁判所民事部破産係

令和6年(再イ)第52号

大阪府松原市東新町1丁目102番地の12
再生債務者 M'sことStepこと 榎井一宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第50号

埼玉県熊谷市万吉1912番地1 メゾンフレンド101号
再生債務者 山中 邦洋

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第3号

和歌山県新宮市橋本1丁目7番37号
再生債務者 久保 光希

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

和歌山地方裁判所新宮支部

令和6年(再イ)第52号

広島県廿日市市地御前4丁目20番20-2号
再生債務者 中川 昌明

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第16号

愛媛県四国中央市具定町248番地5
再生債務者 坂上 郁弥

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

松山地方裁判所西条支部

令和6年(再イ)第11号

佐賀県藤津郡太良町大字大浦丙1098番地19
再生債務者 林 寿則

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(再イ)第13号

佐賀県嬉野市塩田町大字久間乙2962番地1
再生債務者 平野千穂子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

佐賀地方裁判所武雄支部

令和6年(再イ)第39号

宮崎市大字赤江1396番地5
再生債務者 上杉 栄一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

宮崎地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第113号

仙台市青葉区北根1丁目13番1-1303号
再生債務者 佐々木勇人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第122号

仙台市青葉区北根1丁目1番65-205号
再生債務者 佐藤 貢

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第60号

福岡県糟屋郡粕屋町長者原東2-5-16 サンセール長者原402
再生債務者 國重 勝彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

広島地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第27号

長崎県西海市西彼町上岳郷227番地2
再生債務者 品川 和文

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

長崎地方裁判所民事部個人再生係

令和6年(再イ)第107号

宮城県塩竈市後楽町8番7号
再生債務者 藤原 英治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月20日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第9号

秋田県仙北郡美郷町黒沢字西野75番地2
再生債務者 高階 良美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

秋田地方裁判所大曲支部

令和6年(再イ)第3号

福島県相馬市岩子字宝迫22番地の7
再生債務者 菅野 久

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 福島地方裁判所相馬支部

令和6年(再イ)第191号

千葉県若葉区桜木5丁目4番11号 ダイアパ
レス千葉桜木306号

再生債務者 齋藤 幸治

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第199号

千葉県船橋市東船橋4丁目25番1号
再生債務者 石井 晃

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第205号

千葉県花見川区幕張町5丁目252番地33 リ
ブリ・ルフェリドーチェ101号

再生債務者 二階堂元秀

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和6年(再イ)第84号

川崎市麻生区東百合丘1丁目4番5号
再生債務者 山本 勉努(旧姓植松)

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和6年(再イ)第15号

長野県伊那市西春近660番地16

再生債務者 原 和弘

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 長野地方裁判所伊那支部

令和6年(再イ)第90号

静岡県葵区桜町2丁目3番24-1号

再生債務者 杉山 理貴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再口)第3号

静岡県浜松市中央区坪井町2363番地

再生債務者 小柳 直之

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

静岡地方裁判所浜松支部再生係

令和6年(再イ)第5号

三重県南牟婁郡紀宝町成川694番地1

再生債務者 門脇 輝幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 津地方裁判所熊野支部

令和6年(再イ)第104号

兵庫県姫路市夢前町寺2370番地15
再生債務者 右手 誠

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第26号

鳥取県米子市錦町2丁目116番地1 ニシキ
レーベンII102号

再生債務者 柴田みのり

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 鳥取地方裁判所米子支部

令和6年(再イ)第40号

徳島県小松島市小松島町字馬場ノ本70番地の
9

再生債務者 橋本 優子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 徳島地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第30号

愛媛県松山市本町3丁目2番地35 フォルテ
本町2 702号

再生債務者 丸岡 一樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日 松山地方裁判所民事部

令和5年(再イ)第543号

大阪市東淀川区井高野1丁目30番14-502号

再生債務者 ハッピーリングこと 荒木 和幸

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第360号

東京都板橋区高島平3-2-1-103

再生債務者 酒庭 敦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第383号

東京都墨田区石原4-13-2-101

再生債務者 富田 将史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第167号

北海道恵庭市下島松511番地

再生債務者 齊藤美智夫

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第23号

群馬県高崎市浜尻町1163番地 ネオファミール304号

再生債務者 入澤 充

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和7年3月24日

前橋地方裁判所高崎支部

令和6年(再イ)第139号

神戸市中央区八雲通1丁目1番30-1303号
再生債務者 原山 直樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

神戸地方裁判所第3民事部個人再生係

令和5年(再イ)第37号

和歌山市屏風丁13番地 吉田ビル地下1階
(住民票上の住所) 和歌山市堀止西2丁目5番23号 有本マンション103
再生債務者 HERONこと 山本 暢哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和6年(再イ)第197号

札幌市厚別区厚別東5条8丁目1番1-105号
再生債務者 岸川 雅光

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第32号

北海道北斗市飯生2丁目6番5-302号 メゾン京屋
再生債務者 寺田由美子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日

函館地方裁判所

令和5年(再イ)第25号

神奈川県横須賀市根岸町4丁目7番7-105号(前住所) 神奈川県横須賀市佐野町6丁目24番地4
再生債務者 上田 博正

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

横浜地方裁判所横須賀支部

令和6年(再イ)第548号

大阪府高槻市玉川2丁目15番503号
再生債務者 荒張 裕哉

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第6号

鹿児島県肝属郡東串良町川東4629番地
再生債務者 城元 純一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

鹿児島地方裁判所鹿屋支部再生係

令和6年(再イ)第359号

東京都葛飾区東四つ木4-25-9
再生債務者 和田 孝勝

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第417号

東京都江東区大島8-16-4
再生債務者 村瀬 智彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第438号

東京都練馬区大泉町3-32-3
再生債務者 木村 真宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第468号

東京都練馬区練馬3-14-6-102
再生債務者 玄地 正人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(再イ)第61号

滋賀県草津市追分2-4-35 108、住民票上の住所兵庫県姫路市北条1084番地1 ヴィラルーチェ201号
再生債務者 相澤 鉄平

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第65号

大津市真野1丁目15番31号 瀬津方
再生債務者 小杉 寛

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第138号

埼玉県川口市上青木西5丁目3番6号
再生債務者 渡邊 貴史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日

さいたま地方裁判所第3民事部

令和6年(再イ)第17号

千葉県旭市鎌数10814番地4
再生債務者 板倉 直樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日

千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和6年(再イ)第33号

静岡県富士市宮島1463番地の8
再生債務者 鈴木浩一郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和6年(再イ)第44号

静岡県富士市川成新町29番地 カーサデロア302号
再生債務者 山田 穂

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日

静岡地方裁判所富士支部破産係

令和6年(再イ)第58号

滋賀県湖南市岩根3289番地
再生債務者 望月 研

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
大津地方裁判所民事部再生係

令和6年(再イ)第57号

埼玉県児玉郡上里町大字金久保710番地20
再生債務者 小林 幸子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(再イ)第25号

石川県野々市市清金1丁目148番地
再生債務者 西川 丈晴

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 金沢地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第87号

静岡県島田市阿知ヶ谷92番地の22
再生債務者 駒形 倫世

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第274号

愛知県知多郡阿久比町大字宮津字山田1番地85
再生債務者 新海圭一郎

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第308号

名古屋市西区大野木4丁目125番地の1
再生債務者 岩城 進

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月21日
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第83号

愛知県刈谷市東境町高山63番地1
再生債務者 高橋美佐子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和6年(再イ)第358号

大阪府高槻市郡家新町66番10号
再生債務者 藤塚 隆

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第105号

大阪府松原市天美北3丁目18番6号
再生債務者 毛呂 裕司

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和6年(再イ)第49号

岡山県総社市福井50番地8
再生債務者 野原ホセこと NOVARA C
UCHO JOSE ALFREDO

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 岡山地方裁判所倉敷支部

令和6年(再イ)第11号

福岡県八女郡広川町大字川上149番地4
シャーメゾン都201号
再生債務者 平 亨

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日
福岡地方裁判所八女支部個人再生係

令和6年(再イ)第194号

北海道北広島市大曲光3丁目3番地4
再生債務者 西田 知広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第207号

札幌市東区伏古6条5丁目1番6-401号
再生債務者 佐々木吉則

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(再イ)第133号

仙台市青葉区中山吉成1丁目8番10号 レジ
デンス吉成205
再生債務者 永澤 一彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日
仙台地方裁判所第4民事部

令和6年(再イ)第40号

秋田市港北松野町2番27号
再生債務者 工藤 博

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日
秋田地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第11号

福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平381
番地17
再生債務者 鈴木 武彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日
福島地方裁判所白河支部再生係

令和6年(再イ)第27号

群馬県太田市細谷町52番地4
再生債務者 和田 卓

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 前橋地方裁判所太田支部

令和6年(再イ)第47号

福井県大野市泉町14番23号 ヴィラ清瀧A
202号
再生債務者 松浦 嘉浩

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 福井地方裁判所

令和6年(再イ)第49号

福岡県鯖江市中野町第257号8番地3
再生債務者 高嶋 秀長

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 福岡地方裁判所

令和6年(再イ)第13号

長野県上田市五加875 内堀団地U5号棟521号室(住民票上の住所)長野県上田市神畑319番地1 サニリーオ102号
再生債務者 山極 克彦

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 長野地方裁判所上田支部

令和6年(再イ)第21号

岐阜県大垣市和合新町2丁目40番地3
再生債務者 飯田 康二

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 岐阜地方裁判所大垣支部

令和6年(再イ)第49号

静岡県富士市御幸町1番5号 レーベン富士吉原本町905号
再生債務者 川口 高範

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 静岡地方裁判所富士支部破産係

令和6年(再イ)第291号

名古屋市中村区宮塚町46番地の2
再生債務者 裏川 洋申

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第314号

名古屋市緑区鳴海町字小森8番地の1 サンヴィラ野並B棟301号
再生債務者 金子 哲也

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第319号

愛知県半田市瑞穂町2丁目3番地の4 レインボー第4半田208号
再生債務者 古谷野 宏

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第326号

愛知県知多郡東浦町大字緒川字西本坪24番地の6
再生債務者 齋藤 智広

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(再イ)第7号

三重県伊勢市河崎3丁目14番21号
再生債務者 服部 慎一

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 津地方裁判所伊勢支部再生係

令和6年(再イ)第128号

京都市下京区西七条南月読町92番地5 P I N E W E S T 402号
再生債務者 外川 佳正

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 京都地方裁判所第5民事部再生係

令和6年(再イ)第240号

大阪府茨木市上穂積3丁目3番8号
再生債務者 黒岡 正人

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(再イ)第16号

兵庫県多可郡多可町加美区寺内107番地16
再生債務者 杉岡 瑞樹

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 神戸地方裁判所社支部

令和6年(再イ)第20号

鳥取県鳥取市北園1丁目264番地
再生債務者 中村 貴史

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 鳥取地方裁判所民事部

令和6年(再イ)第48号

佐賀市大和町大字尼寺1555番地19
再生債務者 岡崎 正志

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 佐賀地方裁判所民事部破産係

令和6年(再イ)第18号

鹿児島県霧島市国分新町990番地
再生債務者 八木久美子

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月24日 鹿児島地方裁判所加治木支部

令和6年(再イ)第28号

福島県郡山市静西1丁目276番地 MBエクセレントII206号
再生債務者 渡邊 隆義

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 福島地方裁判所郡山支部再生係

令和6年(再イ)第40号

三重県四日市市波木町1077番地102
再生債務者 ミランダ アドリアノこと DE MIRANDA ADRIANO APARECIDO

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月25日 津地方裁判所四日市支部

参加者の有無を確認する公募 手続きに係る参加意思確認書 の提出を求める公示

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

令和7年4月7日

独立行政法人都市再生機構
総務部長 丹 圭一

1 当該招請の主旨

本業務は、独立行政法人都市再生機構（以下「機構」という。）が使用している電子決裁システムの機能追加及び運用中の機能改善・強化のための改修を行うものである。業務の実施にあたっては、運用に支障を与えないよう本システムに精通し、必要な技術を保有していることが必要である。

このため、従前から当該システムにおける改修業務を実施した特定の法人を契約の相手先とする契約手続を行う予定としているが、当該法人以外の者で下記の応募要件を満たし本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定した法人との契約手続に移行する。

なお、4の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、当該手続を終了して一般競争入札に移行するものとする。

2 業務概要

(1) 業務名 令和7年度電子決裁システムに係る改修業務

(2) 業務内容 電子決裁システムの改修

(3) 履行期限 契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

3 業務目的 現状の課題解決及び業務の効率化を図るため、電子決裁システムの改修を行う。

4 応募要件

(1) 基本的要件

イ 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

ロ 当機構から本件業務の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている者でないこと。

ハ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずる者でないこと。

ニ 当機構が発注した以下の業務の受注者及びその者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに以下の業務の委託先事業者でないこと。

業務名：令和6年度情報化統括責任者（C I O）補佐官業務

受注者：PwCコンサルティング合同会社

ホ 令和7・8年度独立行政法人都市再生機構東日本地区物品購入等の契約に係る競争参加資格審査において、開札時まで業種区分「役務提供」の資格を有すると認定された者であること。

(2) 技術力に関する要件

イ 当該業務に関し、仕様書に記述する要求要件をすべて満たしていること。

ロ 平成26年度以降において、本業務と同種の業務を履行完了した実績を1件以上有すること。なお、同種の業務とは、総ユーザー数が6,000人以上の電子決裁に係るシステムの開発または移行作業を行ったことをいう。

(3) 守秘性に関する要件

イ I S O / I E C 27001 : 2013、I S O / I E C 27001 : 2022若しくはJ I S Q 27001 : 2014、J I S Q 27001 : 2023に基づく情報セキュリティマネジメントシステム（I S M S）適合性評価制度の認証を受けていること、又はプライバシーマーク使用許諾を受けていること。

ロ 機構と個人情報保護に関する特約を締結できること。

ハ 業務の実施により、直接又は間接に知り得た内容について、第三者へ漏洩しない体制となっていること。なお、当該業務完了後においても同様とする。

(4) 業務執行体制に関する要件

イ 本業務の契約開始時から直ちに本業務を円滑に行える体制を確立できること。

ロ 緊急時及び障害発生時等に対応するため、機構との連絡が確保できる体制を維持できること。

5 手続等

(1) 担当部署 〒231—8315 神奈川県横浜市中区本町六丁目50番地1 独立行政法人都市再生機構 総務部情報システム推進課 電話045—650—0365

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法 令和7年4月7日から令和7年4月21日まで上記(1)の担当部署にて交付する。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法 令和7年4月21日17時00分まで 上記(1)の担当部署に持参又は郵送（書留郵便に限る・提出期限必着）すること。

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当機構本社における令和7・8年度独立行政法人都市再生機構物品購入等の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格審査において業種区分「役務提供」の認定を受けていない場合も、参加意思確認書を提出することができる。

(4) 詳細は説明書による。

7 Summary

(1) Subject matter of service : revision of the electronic authorization system, 1 set

(2) Time-limit to express interests : April 21, 2025 at 17 : 00

(3) Contract point for documentation relating to the proposal : Information System Team, General Affairs Department, Head Office, Urban Renaissance Agency, 6—50—1 Honcho, Naka-ku, Yokohama City, Kanagawa pref. 231—8315, Japan TEL 045—650—0365

弁理士登録公告

令和7年3月19日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登 録	月 日	登録番号	氏 名
	3月19日	23541	毛利 勝
	3月19日	23542	中川 千尋

登録抹消

年 月 日	登録番号	氏 名	事 由
令和7年1月14日	17063	山本 航介	死亡抹消
令和7年2月20日	7907	荒井 俊之	死亡抹消
令和7年3月4日	7438	松永 善蔵	死亡抹消
令和7年2月28日	10533	眞鍋 潔	申請抹消
令和7年2月28日	13865	蒔田 吉生	申請抹消
令和7年2月28日	19906	黒宮 友美	申請抹消
令和7年2月28日	21320	西嶋 大作	申請抹消
令和7年3月19日	10613	石橋 政幸	退会処分（滞納）
令和7年3月19日	17246	東谷 勉	退会処分（滞納）

弁理士数 11,759名
(令和7年3月19日現在)

令和7年4月7日

日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記 公告

令和7年3月19日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の5に基づき次のとおり公告します。

付 記	月 日	登録番号	氏 名
	3月19日	21491	中川 純子
	3月19日	21985	大山 和久
	3月19日	22301	持田 高志

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数 3,493名
(令和7年3月19日現在)

令和7年4月7日

日本弁理士会

弁護士名簿登録・登録換え・ 登録取消し

令和7年2月中処理の登録・登録換え・登録取消しは次のとおりにつき弁護士法第19条の規定により公告します。

登 録	(月 日)	(登録番号)	(所属会)	(氏 名)
	2月1日	18844	第一東京	早川眞一郎
	2月1日	39636	第一東京	倉田 詩野
	2月1日	45014	東 京	井澤 壮志
	2月1日	50810	新 潟 県	齋藤 行紘

2月1日	50966	東京	岡崎 慎子	2月1日	62577	埼玉	第二東京	竹内 佑馬	
2月1日	56573	第一東京	秋山絵理子	2月1日	62616	徳島	長崎県	嶋田 碧	
2月1日	65634	第一東京	宮澤 龍太	2月1日	63110	埼玉	愛知県	坪内みなみ	
2月1日	65635	第一東京	鷗田 晋幸	2月1日	63131	香川県	愛知県	玉田宗一郎	
2月1日	65636	愛知県	長谷川恭弘	2月1日	63427	神奈川	第一東京	稲葉 大貴	
2月2日	43173	大阪	外川美登里	2月1日	63639	秋田	第二東京	鈴木 祐矢 (込山 祐矢)	
2月3日	65637	第一東京	井廻 直美	2月1日	64227	神奈川	第二東京	有田 大修	
2月18日	65638	東京	小宮山茂樹	2月3日	59398	東京	第二東京	木村 洋文	
2月20日	45286	第二東京	須田 章子	2月18日	21001	兵庫県	大阪	青木 秀篤	
2月20日	50259	第一東京	永山 合敏	2月18日	59877	福岡県	千葉県	吉村 俊吾	
2月20日	50502	第二東京	根岸紘太郎	2月18日	63725	埼玉	第二東京	小橋 歩実	
2月20日	55671	第一東京	野村 和史	2月23日	55934	長野県	東京	喜納 直也	
2月20日	58706	愛知県	宮川 麗	2月28日	26934	第二東京	神奈川	川口 言子	
2月20日	64745	宮崎県	鶴 大樹	2月28日	32439	第二東京	福岡県	原田 義昭	
2月20日	65639	第二東京	橋本 由佳	2月28日	33476	第一東京	埼玉	水内麻起子	
2月20日	65640	第二東京	三井 優	2月28日	61860	第一東京	神奈川	山本 晴敏	
2月20日	65641	第二東京	松間 有香	2月28日	61871	第二東京	神奈川	坂本 徳子	
2月20日	65642	第二東京	奥川 恵司	2月28日	64599	神奈川	広島	鈴木 智貴	
2月20日	65643	東京	行木 愼一	2月28日	65401	第二東京	埼玉	竹内 遥 (松本 遥)	
2月20日	65644	東京	宮崎 貴博						
登録換え									
(月 日)	(登録番号)	(新所属会)	(旧所属会)	(氏名)					
2月1日	35217	福岡県	青森県	眞鍋 彰啓	2月28日	61871	第二東京	神奈川	坂本 徳子
2月1日	39554	京都	大阪	谷 憲和	2月28日	64599	神奈川	広島	鈴木 智貴
2月1日	39765	第一東京	大阪	西村 学	2月28日	65401	第二東京	埼玉	竹内 遥 (松本 遥)
2月1日	43198	第二東京	千葉県	佐藤 隆信 (佐藤 隆信)					
2月1日	44969	京都	大阪	長谷川洋平	登録取消し				
2月1日	46350	島根県	沖縄	大嶋 功	(月 日) (事由)	(登録番号)	(所属会)	(氏名)	
2月1日	49988	東京	神奈川	谷脇 立恵	令和6年11月25日	死亡	20231	広島	三谷浩二郎
2月1日	51054	愛知県	群馬	小林 穂高	12月14日	死亡	52161	東京	加藤 哲夫
2月1日	52947	大阪	京都	田崎 亜衣 (笹山 亜衣)	12月25日	死亡	17930	第二東京	高階 雅芳
2月1日	55914	大阪	第二東京	佐久間玄任	令和7年1月6日	死亡	16764	東京	内藤 隆
2月1日	56603	東京	滋賀	川崎 真人	1月21日	死亡	24550	第一東京	土川 泰信
2月1日	56711	大阪	京都	佐藤 聖子 (小林 聖子)	1月26日	死亡	37375	東京	齊藤 博
2月1日	58866	鹿児島	高知	高橋 新	1月27日	死亡	24980	第二東京	新井 章
2月1日	59634	愛媛	京都	小村 麻子	1月28日	死亡	9622	東京	堀野 紀
2月1日	60198	東京	岩手	松田 明子	1月31日	死亡	10481	大阪	芹田 幸子
2月1日	60762	岐阜県	愛知県	片桐 一行	2月2日	死亡	12624	第二東京	森本宏一郎
2月1日	61171	鳥取県	秋田	志賀 貴光	2月5日	法17条1号	33550	第一東京	横山 晃崇

2月8日	死亡	27726	富山県	福島	重雄
2月9日	死亡	9526	神奈川県	小笹	勝弘
2月13日	法17条3号	29097	京都	神長	信行
2月18日	請求	55038	大阪	皆川 征輝	
2月18日	請求	60085	第一東京	守屋 麻依 (長本 麻依)	
2月18日	請求	60587	埼玉	吉成 純輝	
2月25日	請求	34808	東京	梅村 嘉久	
2月28日	請求	9165	東京	高野 洋一	
2月28日	請求	9921	仙台	廣野 光俊	
2月28日	請求	14040	千葉	酒井 正利	
2月28日	請求	18670	大阪	藤田 裕一	
2月28日	請求	21787	神奈川	高橋 富雄	
2月28日	請求	35226	宮崎	吉谷 友和	
2月28日	請求	38608	第一東京	坂本真佐代 (古川真佐代)	
2月28日	請求	42484	東京	菅原 直美	
2月28日	請求	45814	宮崎	木村 太志	
2月28日	請求	65453	岡山	北川 明典	

※職務上の氏名を使用している弁護士は括弧内に職務上の氏名を記載しています。

令和7年3月1日 日本弁護士連合会

弁護士氏名変更の公告

次のとおり、弁護士氏名の変更の届出がありましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名(旧)	氏名(新)
第一東京	64387	板井 万由	進藤 万由
大阪	65181	金子 梨都	佐々木梨都
京都	60804	竹内 香織	佐々木香織
東京	64890	齊藤 有里	片岡 有里
神奈川	64981	森本 優花	三宅 優花
札幌	64016	澤口 桜子	進藤 桜子
第二東京	62462	大内 美穂	野崎 美穂
第二東京	63677	原田奈々弥	反町奈々弥
第二東京	62518	村本莉佳子	渡邊莉佳子
東京	49500	南部 典子	上林 典子
第二東京	62082	三輪 萌香	竹内 萌香
第二東京	59332	進 華菜子	古川華菜子
東京	64871	盛口 恵理	木原 恵理
第一東京	62367	齋藤 野花	岩橋 野花

令和7年3月1日 日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、弁護士名簿に弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第二東京	45286	須田 章子	横山 章子
第一東京	46842	西内 愛	田中 愛
第二東京	52679	陳 翥洲	秋山テレサ
大阪	53235	高橋 正樹	高橋 正樹
第二東京	59332	古川華菜子	進 華菜子
京都	60804	佐々木香織	竹内 香織
第二東京	62082	竹内 萌香	三輪 萌香
第一東京	62367	岩橋 野花	齋藤 野花
第二東京	62462	野崎 美穂	大内 美穂
第二東京	62496	杉山真由葉	山田真由葉
第二東京	63677	反町奈々弥	原田奈々弥
札幌	64016	進藤 桜子	澤口 桜子
東京	64871	木原 恵理	盛口 恵理
東京	64890	片岡 有里	齊藤 有里
神奈川	64981	三宅 優花	森本 優花
大阪	65181	佐々木梨都	金子 梨都

令和7年3月1日 日本弁護士連合会

弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
東京	49500	上林 典子	上林 典子
大阪	59561	高橋 翔志	高橋 翔志
第一東京	64387	進藤 万由	進藤 万由

令和7年3月1日 日本弁護士連合会

弁護士記章紛失公告

次のとおり弁護士記章の紛失届がありましたので公告します。なお、職務上の氏名を使用中の者については職務上の氏名を記載しています。

(記章番号)	(所属会)	(氏名)
45603	東京	五十嵐麻由
64063	東京	佐々木 瞭
61592	第一東京	河村 博
64232	大阪	藤田 義清
12082	兵庫	松重 君予
46237	島根	山本 樹
46263	釧路	藤川 拓也
51761	香川	寺瀬 竜二

令和7年3月1日 日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第25条第2項の規定による外国法事務弁護士の登録をしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年2月1日	G1322	ソウ・リツブ	中華人民共和国	東京
令和7年2月1日	G1323	ゾーイ・チン・アイ・リム	連合王国	第二東京
令和7年2月1日	G1324	チョウ・ケイブン	中華人民共和国	第二東京
令和7年2月1日	G1325	ガヤトリ・ゴゴイ	連合王国	第一東京
令和7年2月1日	G1326	フウ・チュンイ	中華人民共和国	埼玉
令和7年2月1日	G1327	ロナルド・ゴードン・カルスティアン	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	第一東京
令和7年2月18日	G1328	ハン・メイリン	中華人民共和国	東京
令和7年3月1日				日本弁護士連合会

外国法事務弁護士名簿の登録取消し

下記のとおり外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第31条第1項の規定による外国法事務弁護士の登録の取消しをしたので、同法第33条の規定により公告します。

記

年月日	事由	登録番号	氏名	原資格国	所属会
令和7年2月14日	請求	G854	マティアス・ユルゲン・ヘルムー ト・フォス	連合王国	東京
令和7年3月1日				日本弁護士連合会	

外国法事務弁護士の職務上の氏名の使用

次のとおり、外国法事務弁護士名簿に外国法事務弁護士の職務上の氏名を記載しましたので、公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第二東京	G770	トウ・ウンメイ	陶 雲明
東京	G1322	ソウ・リツブ	庄 立武
第二東京	G1323	ゾーイ・チン・アイ・リム	ゾーイ・リム
第二東京	G1324	チョウ・ケイブン	張 継文
埼玉	G1326	フウ・チュンイ	胡 純軼
東京	G1328	ハン・メイリン	韓 美琳
令和7年3月1日 日本弁護士連合会			

外国法事務弁護士の職務上の氏名の廃止

次のとおり、外国法事務弁護士が職務上の氏名を廃止しましたので公告します。

所属会	登録番号	氏名	職務上の氏名
第二東京	G770	トウ・ウンメイ	陶 云明
令和7年3月1日 日本弁護士連合会			

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項第2号の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月7日 千葉県教育委員会

- 免許状の種類（教科）及び番号
(1) 中学校教諭一種免許状（数学）
平29中一種第774号
(2) 中学校教諭一種免許状（技術）
平29中一種第782号
(3) 高等学校教諭一種免許状（数学）
平29高一一種第906号
- 授与年月日及び授与権者
(1) 平成30年3月31日 神奈川県教育委員会
(2) 平成30年3月31日 神奈川県教育委員会
(3) 平成30年3月31日 神奈川県教育委員会
- 氏名及び本籍地
石井歩野花 茨城県
- 失効年月日
令和7年3月31日
- 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号
(同法施行規則第74条の2第8号ホ) 該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項第2号の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月7日 千葉県教育委員会

- 免許状の種類（教科）及び番号
(1) 中学校教諭一種免許状（国語）
令2中一第1065号
(2) 高等学校教諭一種免許状（国語）
令2高一第1282号
- 授与年月日及び授与権者
(1) 令和3年3月13日 千葉県教育委員会
(2) 令和3年3月13日 千葉県教育委員会
- 氏名及び本籍地
馬淵 陸 東京都

- 失効年月日
令和7年3月21日
- 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号
(同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法第10条第1項第2号の規定により、次の免許状は失効した。

令和7年4月7日 千葉県教育委員会

- 免許状の種類（教科）及び番号
(1) 中学校教諭一種免許状（保健体育）
令5中1第5411号
(2) 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
令5高1第6732号
- 授与年月日及び授与権者
(1) 令和6年3月31日 東京都教育委員会
(2) 令和6年3月31日 東京都教育委員会
- 氏名及び本籍地
南部 翔大 千葉県
- 失効年月日
令和7年3月21日
- 失効の事由
教育職員免許法第10条第1項第2号
(同法施行規則第74条の2第8号イ) 該当

旅行死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の女性、左大腿骨
上記の者は、令和6年8月18日午前11時45分こ
ろ宮城県亶理郡亶理町吉田字大塚172番地亶理町
吉田体育館から北東方約2.5キロメートルの砂浜
にて白骨化した状態で発見された。身元不明のため
遺体は火葬に付し、遺骨は亶理町逢隈鹿島字北
鹿島231の観音院に安置してありますので、心当
たりの方は当町福祉課まで申し出てください。

令和7年4月7日
宮城県 亶理町長 山田 周伸

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢不明の男性。身長166cm、着衣黒色パンツのみ。所持品なし。上記の者は、令和6年7月16日午前9時35分頃、酒田港内南防波堤消波ブロック上において発見。死亡推定日時は不明。遺体は火葬に付し、遺骨は当市で仮安置。心当たりのある方は、当市地域福祉課まで。

令和7年4月7日

山形県 酒田市長 矢口 明子

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・生年月日不詳、推定年齢50代から60代、女性、身長155センチメートル、中肉、茶髪で長め、右下腿部癬痕あり、シヨルダーバック、現金1,380円、香水、鏡、口紅、ヘアブラシ、ガム所持

上記の者は、令和7年3月6日午前7時24分、東京都中央区日本橋浜町二丁目62番先隅田川河川内に浮かんでいるところを歩行者に発見されました。警察が岸に引き上げましたが、現場で死亡が確認されました。ご遺体は火葬に付し、遺骨は保管してあります。心当たりのある方は、本区福祉保健部地域福祉課まで申し出てください。

令和7年4月7日

東京都 中央区長 山本 泰人

公示送達

柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第77条第2項の規定による建築物等移転・除却通知及び照会は、送付したが受領を拒まれたので、同法第133条第1項及び第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、書類の送付にかえて当該通知及び照会の内容を以下のとおり公告する。

令和7年4月7日

- 柏都市計画事業北柏駅北口土地区画整理事業
施行者 柏市
代表者 柏市長 太田 和美
- 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所 千葉県松戸市常盤平三丁目11番地6
氏名 有限会社飯島産業
住所 千葉県柏市明原二丁目8番18号
氏名 飯島功市郎

2 通知の内容

あなたが所有する下記建築物等は、土地区画整理事業の施行のため、令和7年12月9日までに移転又は除却していただくこととなりましたので通知します。

前記の期限後は、土地区画整理法第77条第8項の規定に基づき、施行者柏市が移転又は除却を行うこととなりますので、あなたが前記期限までに自ら移転し又は除却される意思があるか否かを令和7年9月25日までに書面で回答して下さい。

以上、土地区画整理法第77条第2項の規定に基づき、通知及び照会します。

記

建築物等の所在地

柏市根戸字中馬場1823番2

建築物等の概要

コンクリートブロック造平家建・倉庫

その他工作物（合流樹等）及び立竹木等（敷地部分）

教示

- この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると原則として審査請求をすることができなくなります。）。

- この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、柏市を被告として（訴訟において柏市を代表する者は柏市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると原則として処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

注意事項

- 自ら移転又は除却される場合の補償金については、柏市都市部北柏駅周辺整備課に書面にておたずね下さい。
- 移転又は除却完了前に所有者が変わった場合は新旧所有者連署のうえ、ただちに柏市都市部北柏駅周辺整備課へ書面にて届け出て下さい。
- 自ら移転又は除却する意思がある場合は、以下の連絡先にご連絡ください。
柏市都市部北柏駅周辺整備課
所在地 千葉県柏市根戸1854番8
電話 04-7160-3851

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

札幌市豊平区旭町三丁目一番七号

北海道東リ・ソーイング株式会社

代表清算人 徳島 裕恭

解散公告

当社は、令和6年9月13日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

岩手県盛岡市本町通二丁目七番四号

株式会社ミルハウス

代表清算人 宇土沢 康

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

仙台市太白区松が丘四二番六号

有限会社泰久ビル

清算人 遠藤 晴久

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

宮城県塩竈市泉沢町七番五七号

大日電気工業株式会社

代表清算人 鈴木 徹

解散公告

当社は、令和7年3月3日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

宮城県仙台市泉区虹の丘二丁目三番地の二

シンエエ株式会社

代表清算人 榊澤 英一

解散公告

当社は、令和7年3月31日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

宮城県名取市上余田字千刈田一五六番地

株式会社トーエーブワンニング

代表清算人 渡邊 英勝

解散公告

当社は、令和7年3月24日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和7年4月7日

福島県郡山市大町二丁目一六番二号ケラウ

フオセット郡山一四〇一号

株式会社ケンノウメティカル

代表清算人 佐藤 弘子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

福島県南相馬市小高区仲町一丁目三番地の二
トキタ建設株式会社
代表清算人 時田 敬雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

茨城県筑西市井出蛸沢一四一番地の三
有限会社古谷野製作所
清算人 古谷野英雄

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

茨城県常総市館方八三番地一
株式会社いのせ内装
代表清算人 猪瀬智亜紀

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

茨城県水戸市けやき台三丁目六番地の一
スカイヒルズ201号室
株式会社Nメンテナンス
代表清算人 井浪 将利

解散公告

当社は、令和七年三月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

群馬県高崎市倉沢町三ノ倉一一九番地
株式会社佐藤
代表清算人 佐藤 勝吉

解散公告

当社は、令和六年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

埼玉県川口市江戸袋一丁目一五番五号
株式会社Eden
代表清算人 奥山 丈二

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

千葉県習志野市茜浜三丁目七番一号
日通千葉貨物運送株式会社
代表清算人 平山 雅裕

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

千葉県千葉市花見川区柏井一丁目二〇番四
棟五〇五号
合同会社ネクストライフ
代表清算人 中島 義夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都新宿区新宿五丁目九番六号
メディアネットワークス株式会社
清算人 田才可奈子

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都文京区本郷三丁目八番五号
株式会社藤原硝子店
代表清算人 藤原 文雄

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都渋谷区本町一丁目二〇番二号
株式会社半月社
代表清算人 孫 廷旭

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都港区東麻布一丁目二三番五号PMC
ビル六階
LimeLife Japan株式会社
代表清算人 ドウバケール・ファビア
ン・マリー・フランソワ

解散公告

当法人は、令和七年二月二十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都葛飾区新小岩四丁目三七番一
特定非営利活動法人Juns
清算人 関 潤哉

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都渋谷区神宮前二丁目二番三九号
合同会社北村
清算人 北村 信三

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都新宿区矢来町七五番地
一般社団法人病院トップマネジメント研
究会
代表清算人 長 隆

解散公告

当社は、令和六年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都葛飾区立石八丁目六番一
ホームズ立石三〇一
株式会社花喜三商店
代表清算人 川島 博孝

解散公告

当社は、令和七年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都渋谷区神宮前一丁目五番八号神宮前
タワービルディング一二階
株式会社メゾン・ド・アーティスト
代表清算人 原田 瞳

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日付社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都世田谷区祖師谷六丁目三二番一六号
一般社団法人日本医療受診支援研究機構
代表清算人 野口 英一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都港区西麻布三丁目九番一三二号
有限会社アイ・ティー・エフ・コーポ
レーション
清算人 東郷 晃子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都品川区大崎一丁目六番四号
トレクセルジャパン株式会社
代表清算人 松井 宏信

解散公告

当社は、令和七年三月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一五番三三号
株式会社麴町メディアカル
代表清算人 原田 広幸

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号
合同会社築地ホテル管理
清算人 福永 隆明

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ
門グローバルスクエア
ギヤラガージャパン株式会社
代表清算人 野口 剛志

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ
門グローバルスクエア
ギヤラガーブローカージャパン株式会社
代表清算人 野口 剛志

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号東京虎ノ
門グローバルスクエア
ギヤラガーホールディングスジャパン株
式会社
代表清算人 野口 剛志

解散公告

当社は、令和七年三月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

神奈川県川崎市川崎区駅前本町一番地二
川崎フロンティアビル四階
株式会社NKO C
代表清算人 横山 真央

解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

神奈川県横須賀市本町二丁目一番地
社会福祉法人横須賀市社会福祉事業団
清算人 竹内 英樹

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

富山県高岡市福岡町福岡新一八一番地
有限会社オニツク河北潟農場
清算人 高井 章光

解散公告

当組合は、令和七年三月十九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

石川県金沢市北安江三丁目一五番二四号
協同組合あいあいケイ
清算人 加志 尚久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

石川県金沢市専光寺町イ五四番地
石川日通運輸株式会社
代表清算人 山本 昭雄

解散公告

当法人は、令和六年七月六日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

山梨県南巨摩郡富士川町長澤八七七番地
特定非営利活動法人全日本スルーネット
ピンポン協会
清算人 鈴木 義昭

解散公告

当社は、令和七年三月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除外します。

令和七年四月七日

岐阜県各務原市鵜沼南町四丁目一九八番地
有限会社プランニング
清算人 関谷 好弘

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

岐阜県美濃加茂市加茂野町市橋七七八番地

株式会社源氏

代表清算人 倉橋 隆

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

静岡県静岡市清水区蒲原新田一丁目一番二
三号

株式会社エコー山喜

解散公告

当社は、令和七年二月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

名古屋市区大杉町六丁目一〇七番地の二

株式会社G E L

解散公告

当社は、令和七年三月十七日に解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

名古屋市中区春岡一丁目七番一、二号

有限会社サンエイ

清算人 森 秀郷

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

三重県四日市市波木町一〇五番地の二

有限会社岩間設備

清算人 岩間 宗弘

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

大阪府大正区三軒家東一丁目一六番九号

有限会社三光湯

解散公告

当社は、令和六年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

大阪府中央区島之内一丁目一番二九号七
〇二室

日本美盛株式会社

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

大阪府中央区淡路町四丁目三番五号F P
G l i n k s M I D O S U J I 二〇一

株式会社G C T J A P A N

代表清算人 池川 元太

解散公告

当社は、令和六年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

大阪府中央区淡路町四丁目三番五号F P
G l i n k s M I D O S U J I 二〇一

株式会社H F G

代表清算人 池川 元太

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

島根県仁多郡奥出雲町下横田八九番地四

有限会社キヤロットハウス

解散公告

当社は、令和六年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

岡山県津山市小原一三番一、二番一、三番一

株式会社オーブンジェネレーション

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

広島市中区舟入本町一〇番四号

株式会社クンジョウ

代表清算人 藤島 秀昭

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

山口県山口市大内千坊六丁目七番一、二番一

一般社団法人山口・海ごみゼロ維新プロジェクト

代表清算人 村岡 聖治

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

香川県高松市宮脇町一丁目八番二、八番三

株式会社ウェーブリンクス

解散公告

当法人は、令和七年三月二十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

香川県高松市上之町三丁目九番二、八番三

特定非営利活動法人S W J O エンタープライズ

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月七日

福岡県北九州市八幡西区香月西二丁目八番五号

合同会社花みずき

清算人 小貴美代子

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

佐賀県佐賀市富士町大字藤瀬七二四番地の
一般財団法人スマイルアース
代表清算人 重田 音彦

解散公告

当社は、令和七年二月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

熊本県山鹿市鹿本町御宇田二〇二番地
合同会社mahoroba
清算人 古荘 勝

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

宮崎県清武町木原五三四番地二
特定非営利活動法人ハートム
清算人 初鹿野 聡

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

宮崎県小林市細野二二六四番地二六
有限会社中村商店
清算人 中村 勝実

解散公告

当社は、令和五年十二月十三日会社法第四七二条第一項の規定により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

沖繩県うるま市字江洲八七番地二
株式会社宇良ハウジング
代表清算人 宇良 順子

解散公告(第一回)

当法人は、令和六年九月三十日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月十九日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

札幌市清田区清田一条四丁目五番三〇号
医療法人社団清田小児科医院
清算人 三戸 和昭

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年四月六日開催の集会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

千葉県市原市瀬又九六二番地の三三三
誉田第二造成地等共有施設団地管理組合
法人 清算人 岡田 繁

解散公告(第一回)

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

石川県白山市向島町四九三番地三
農事組合法人松南園芸組合
清算人 北 芳徳

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年一月十一日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年三月七日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

三重県鈴鹿市飯野寺家町五八番地の一
医療法人徳徳会
清算人 廣瀬 和徳

解散公告(第一回)

当組合は、令和七年二月二十一日奈良県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

奈良県磯城郡田原本町一六〇番の二
田原本駅南地区市街地再開発組合
代表清算人 寺井 孝雄

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月十五日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

千葉県船橋市山野町一〇三番地一
西船橋住宅管理組合法人
清算人 田野 毅

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年九月九日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月四日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

東京都中央区月島三丁目二七番一五サンシ
ティ銀座EAST二階
医療法人社団平静の会
清算人 西崎 直人

解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月十七日甲府府地方裁判所の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年三月三十一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

山梨県上野原市大曾根八五番地
宗教法人大葉教会
清算人 弁護士 木暮 利志

解散公告(第二回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

兵庫県芦屋市業平町六番三二号
医療法人社団芦屋橋本クリニク
清算人 橋本 裕美

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年三月二十五日開催の臨時総会の決議により、令和七年三月三十一日付で解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日

岩手県盛岡市加賀野四丁目一八番五〇号
職業訓練法人岩手中中央職業訓練協会
清算人 大峠 勝志

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、令和七年六月上旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)において議決権を行使することができる株主を確定するため、令和七年四月二十二日(火曜日)を基準日として定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主と定め、公告いたします。

令和七年四月七日

茨城県高萩市上手綱三三三三番地三
株式会社シンニッタン
代表取締役社長 平山 泰行

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年十一月三十日開催の社員総会の決議並びに福島県知事の認可により、令和七年三月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 福島市南沢又字桜内三三番一五号

医療法人社団根本皮膚科 清算人 根本 洋

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 埼玉県本庄市児玉町八幡山三二一番地

医療法人中神内科クリニックス 清算人 鶴飼 慧子

解散公告(第三回)

当法人は、大阪府教育長の認定を受けて令和七年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 大阪市天王寺区堀越町九番一五号

学校法人関西学院 清算人 竹中新三郎

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年三月二十八日兵庫県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年四月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 兵庫県美方郡香美町香住区香住八七〇番地の一

兵庫県美方郡香美町香住区香住八七〇番地の一 代表清算人 本多 功

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年二月二十七日をもって解散しましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 山口県周南市東山町二番四一五号

医療法人こうち医院 清算人 河内 康博

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年十一月十三日開催の役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月三日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 香川県高松市鶴市町二〇二番地二二

美代教会 清算人 小川 翼

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市錦町一番、最後の住所北海道小樽市富岡二丁目七番四〇八号ヴェルビュ小樽富岡 被相続人 亡 横濱 裕美 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 北海道小樽市花園二丁目六番七号

ラムビル二階 西尾弘美法律事務所 清算人 西尾 弘美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道中川郡音威子府村字音威子府四〇五番地、最後の住所北海道旭川市花咲町七丁目四〇四八番地 国立療養所道北病院 被相続人 亡 安藤 幸夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 北海道旭川市二条通八丁目一四四一二旭川二条通ビル2F 大平法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍宮城県登米市中田町宝江新井田字新姥沼一四四番地、最後の住所宮城県登米市豊里町笑沢一五三番地六二特別養護老人ホーム松風園 被相続人 亡 五十嵐静代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 宮城県遠田郡美里町字藤ヶ崎一六一一

ミルフィユ五〇四 あじさい法律事務所 相続財産清算人 弁護士 鈴木 絢子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市清西七五六番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 菊込 初雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 事務所千葉県木更津市大和一丁目一番一号

おつビル四階 プルメリア国際法律事務所 相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県木更津市牛袋七五〇番地、最後の住所千葉県木更津市清川一丁目一六番三号 被相続人 亡 影山 喜一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 事務所千葉県木更津市大和一丁目一番一号

おつビル四階 プルメリア国際法律事務所 相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市弥栄町栃木六三七番地一、最後の住所島根県浜田市弥栄町栃木六三七番地一 被相続人 亡 千部 友子

事務所千葉県木更津市大和一丁目一番一号

おつビル四階 プルメリア国際法律事務所 相続財産清算人 弁護士 塚本 秀夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市弥栄町栃木六三七番地一、最後の住所島根県浜田市弥栄町栃木六三七番地一 被相続人 亡 千部 友子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 東京都港区虎ノ門一丁目一番九号コンシエリア虎ノ門七〇四

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍島根県那賀郡弥栄村大字栃木六三七番地ノ一、最後の住所島根県那賀郡弥栄村大字栃木六三七番地 被相続人 亡 千部タキヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 東京都港区虎ノ門一丁目一番九号コンシエリア虎ノ門七〇四

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所 相続債権者受遺者への請求申出の催告 本籍島根県那賀郡弥栄村大字栃木六三七番地ノ一、最後の住所島根県那賀郡弥栄村大字栃木六三七番地 被相続人 亡 千部タキヨ

第76期決算公告

令和7年4月7日 東京都港区北青山二丁目12番28号

株式会社ヤクルト球団 代表取締役 林田 哲哉

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月七日 東京都港区虎ノ門一丁目一番九号コンシエリア虎ノ門七〇四

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産, 資産合計, 負債・純資産合計.

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市弥栄町栃木六三七番地一、最後の住所島根県浜田市弥栄町栃木六三七番地一 被相続人 亡 千部 峯晴

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十七日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和七年四月七日

東京都港区虎ノ門一丁目二番九号コンシェルリア虎ノ門七〇四

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都八王子市上川町二九八二番地、最後の住所東京都八王子市上川町二九八二番地 被相続人 亡 奥住 益男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和七年四月七日

東京都八王子市安町三丁目七番二号パインハイム ひだまり法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県金沢市石引二丁目二〇番地、最後の住所東京都板橋区東山町四一番三号 加奈尾 忠司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月九日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、併済から除斥します。

令和七年四月七日

東京都千代田区神田須田町一丁目五番地東洋須田町ビル五階 NS総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県藤沢市高倉九九九番地一三、最後の住所神奈川県藤沢市高倉九九九番地の一三 被相続人 亡 飯田 沖

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

横浜市中区海岸通一三海事ビル三階 横浜開港法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市中原区丸子通一丁目六三四番地一、最後の住所川崎市中原区丸子通一丁目六三四番地一 二新九子ダイカンプラザ シティ三〇二 被相続人 亡 坂野 敏規

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

川崎市中区新城五丁目九番二三号 奥田ビル四階 新城法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市中区七島町三五番地、最後の住所神奈川県横浜市中区中野町一一三番地五リス・ディネット一〇三 被相続人 亡 高野 勲

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

横浜市中央区尾上町三丁目三五番地 LIST EAST BLD. 五階

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県桑名郡木曾町大字源緑輪中九一番地一、最後の住所静岡県伊東市川奈一一五五番地三四〇 大島方 被相続人 亡 伊藤 征男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

静岡県賀茂郡東伊豆町稲取二八〇番地の一 相続財産清算人 司法書士 長田 祐樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県一志郡一志町大字波瀬五六〇番地の一、最後の住所三重県一志郡一志町大字波瀬四六七番屋敷 被相続人 亡 谷口作太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

三重県四日市市諏訪栄町二番四号フアース トビル二階 稲七総合法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県東近江市五個荘川並町七一九番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 川尻 忠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

滋賀県彦根市立花町二番二号 三番町ビル 三階 しろまち法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県大津市真野二丁目二二四番地、最後の住所滋賀県大津市坂本五丁目一三番一 真盛園 被相続人 亡 瀬津つゆ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは併済から除斥します。

令和七年四月七日

滋賀県大津市中央三十四一八 第式ワークスワン二〇二 すみれ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木下 康代

第52期決算公告

令和7年4月7日 宮城県仙台市青葉区昭和町2番38号 宮城県仙台市青葉区昭和町2番38号 ホシザキ東北株式会社 代表取締役 今野 浩治

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円) Table with columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産.

第5期決算公告

令和7年3月26日 東京都千代田区丸の内一丁目11番1号 パシフィックセンチュリープレイス13階 ジェダイトメディスン株式会社 代表取締役 高橋 栄一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産.

第42期決算公告

令和7年3月19日 東京都新宿区市谷本村町3番19号 日本サンテック株式会社 代表取締役 遠藤 進

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 純資産.

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県栗市一宮町西安積四九〇番地、最後の住所京都府城陽市枇杷庄島ノ宮八〇番地の一六四 被相続人 亡 岡田 丞市 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和七年四月七日

京都市中京区越屋町通丸太町下ル舟屋町四〇七 長栄ビル五階 植松・鈴木法律事務所 相続財産清算人 弁護士 伊藤 友紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区荒田町三丁目四五番地、最後の住所大阪府東大阪市六万寺町三丁目二番三二号有料老人ホームわかさ瓢箪山 被相続人 亡 小嶋 鋭子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和七年四月七日

大阪府北区西天満二丁目六番八号堂ビル二一〇号 相続財産清算人 弁護士 松本 昭人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県木田郡三木町大字池戸一四四七番地、最後の住所大阪府大正区三軒家東六丁目一五番一〇号 被相続人 亡 松原 勲子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和七年四月七日

大阪府北区西天満五丁目一番九号大地所 南森町ビル二階 相続財産清算人 弁護士 緒方 雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三木市本町二丁目一一二八番地、最後の住所大阪府大阪市此花区高見二丁目七番一四一七〇九号 被相続人 亡 福岡 一子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和七年四月七日

大阪府北区堂島一―二五新山本ビル四階 相続財産清算人 弁護士 岸本 孝二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県赤穂市東有年二七八番地、最後の住所兵庫県明石市松が丘一丁目四番一三―二一八号 被相続人 亡 福島 千鶴 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和七年四月七日

兵庫県明石市本町一―二四大明石本町ビル五階五〇二明石さざんか法律事務所 相続財産清算人 弁護士 有年 麻美

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県多可郡多可町八千代区中村三〇〇番地一、最後の住所兵庫県多可郡多可町八千代区中村三〇〇番地一 被相続人 亡 須原 新一 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは、本公告掲載の翌日から除斥します。

令和七年四月七日

事務所兵庫県小野市王子町二番地一―二一ズハイツ王子一〇三号 弁護士法人菜の花支所 菜の花小野法律事務所 相続財産清算人 弁護士 若原 暁昭

第4期決算公告 令和7年3月21日

東京都中央区日本橋二丁目3番4号 フェローテック・セミコンダクター・マテリアル株式会社 代表取締役 中田 雅巳

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

第25期決算公告 2025年3月28日

東京都中央区八重洲二丁目2番1号 船井総研ロジ株式会社 代表取締役社長 橋本 直行

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

第3期決算公告 令和7年4月7日

東京都千代田区平河町1丁目6番15号 USビル8階 レプリスクジャパン株式会社 代表取締役 ニコル・フルスト・ストロイリ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額(百万円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

第7期決算公告 令和7年3月27日

東京都千代田区大手町二丁目2番1号 株式会社ロールマットジャパン 代表取締役 杉浦 教郎

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円) Table with columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

第5期決算公告 令和7年4月7日

三重県伊勢市黒瀬町1425番地 株式会社壽幸 代表取締役社長 小川 雅也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

第14期決算公告 令和7年3月28日

大阪府淀川区西宮原一丁目8番39号 サムティプロパティマネジメント株式会社 代表取締役社長 植田 剛志

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) Table with columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 負債合計, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県小田郡城見村大字用之江三三六番地、最後の住所岡山県小田郡城見村大字用之江三三六番地 被相続人 亡 松浦 須賀 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月七日

岡山県笠岡市十一番町五番地一

相続財産清算人 司法書士 原田 宏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県浜田市金城町長田口二七番地、最後の住所広島市安佐北区あさひが丘一丁目一番八号 被相続人 亡 竹本 保 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年六月九日までに請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月七日

広島市中区東白鳥町二〇番八号川端ビル二階石口俊一法律事務所

相続財産清算人 弁護士 和田森 智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県長門市油谷川尻四三七番地、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 藤川 裕 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月七日

山口県萩市大字西田町七〇番地 萩・山口法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 正之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市八幡西区大字上上津役一〇一六番地七、最後の住所福岡県福岡市早良区東入部六丁目二〇番五六号医療法人楽天堂 廣橋病院 被相続人 亡 室井 勇輝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月七日

事務所福岡市東区箱崎三丁目五番三八一〇一号

相続財産清算人 司法書士 國府寺恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県佐伯市大手町一丁目八五番地、最後の住所大分県佐伯市城下町五番三六号 被相続人 亡 荒牧眞理子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年四月七日

大分県佐伯市野岡町二丁目九番一号

相続財産清算人 司法書士 川野 克仁

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 林 雄二 従来の住所 東京都練馬区豊玉北五丁目二五番一八一〇三号

生年月日 昭和三十三年六月十四日

二 供託所 東京法務局

三 供託番号 令和六年度金第五〇三八九号

四 供託金額 三、三九九、四四四円

五 裁判所 東京家庭裁判所

六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件

七 事件番号 令和二年(家)第七一九六五号

令和七年四月七日

東京都中央区銀座三丁目一〇番七号 銀座京屋ビル六階 緑川・北代法律事務所

不在者財産管理人 弁護士 北代八重子

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六條の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。 一 不在者 多字 京子 最後の住所 アメリカ合衆国(以下不明) 生年月日 昭和十七年十二月二十日

二 供託所 那覇地方務局石垣支局 三 供託番号 令和六年度金第一二七号 四 供託金額 四、七六〇、九〇〇円 五 裁判所 那覇家庭裁判所石垣支部 六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件 七 事件番号 令和五年(家)第八〇〇八号

令和七年四月七日

沖縄県石垣市宇新川二九二番地二

不在者財産管理人 籠谷 鑑

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第4項の規定により次のとおり公告します。 公益社団法人不動産保証協会(以下「保証協会」という。)の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の8第1項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内に同法施行規則第26条の5第1項に規定する認証申出書3通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担保は同人に返還されます。 令和7年4月7日 東京都千代田区紀尾井町3番30号 公益社団法人不動産保証協会 記

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。 令和七年四月七日

一、墳墓等所在地 石川県金沢市森山二丁目一

番三二二号

一、墳墓等の名称 浄光寺墓地

一、死亡者の本籍及び氏名 本籍全て不詳 松田 吉左衛門、長野多吉、乙丸屋又右衛門、伍堂時房、研谷さく、松寺仁平、井守義文、二日市屋 伊兵衛、河村家、長野昭三、徳野喜一、林末松、宮嶋正一、河越ツネ、横川家、吉田源四郎、大浦善太郎、代田志げ、川端友久

一、改葬を行うおとする者 石川県金沢市森山二丁目一九番三二二号 宗教法人浄光寺 代表役員 藤 任章

滋賀県大津市馬場2-3500万円

北海道札幌市中央区北2条西2-32 1000万円

北海道札幌市東区中沼西1条2-2-5 1000万円

宮城県塩竈市港町1-1 1000万円

宮城県仙台市宮城野区松岡町81-3 1000万円

福島県郡山市鳴神2-1000万円

代表取締役 上田典史

代表取締役 山本優一

代表取締役 笠島守

代表取締役 日野加奈子

取締役 平山健二

代表取締役 長尾義光

令7不保8	大久保総合事務所	茨城県知事 (2)6995	大久保勉	茨城県桜川市高久608	1000万円
令7不保9	株式会社ファミリ	埼玉県知事 (3)21827	代表取締役 持齋幸男	埼玉県さいたま市大宮区三橋1-1336-2	1000万円
令7不保10	株式会社ロードスタンス	埼玉県知事 (3)22216	代表取締役 粟崎延幸	埼玉県富士見市鶴馬1-3-30	1000万円
令7不保11	有限会社アップヒル	埼玉県知事 (2)23377	取締役 坂田純二	埼玉県東松山市下野本1321-3	1000万円
令7不保12	株式会社サンコーボレーション	埼玉県知事 (1)23931	代表取締役 佐竹信宏	埼玉県さいたま市浦和区元町1-24-25	1000万円
令7不保13	合同会社ライブ住まい	埼玉県知事 (1)24169	代表社員 大沼麻有	埼玉県越谷市大泊578-1	1000万円
令7不保14	L I C株式会社	埼玉県知事 (1)24904	代表取締役 堀真爾	埼玉県所沢市美原町1-2927-2	1000万円
令7不保15	レヴィー株式会社	埼玉県知事 (1)24977	代表取締役 山野井拓郎	埼玉県志木市館2-5-2	1000万円
令7不保16	株式会社アトラクト	千葉県知事 (3)16073	代表取締役 福原哲也	千葉縣市原市五所1661	1000万円
令7不保17	ME不動産東葛株式会社	千葉県知事 (3)16303	代表取締役 市原基	千葉県松戸市新松戸1-364	1000万円
令7不保18	株式会社京葉EPOCH	千葉県知事 (1)18055	代表取締役 高橋正義	千葉県千葉市中央区院内1-2-9	1000万円
令7不保19	有限会社三田商事	東京都知事 (1)41685	代表取締役 田中順一	東京都江戸川区中葛西3-27-8	1000万円
令7不保20	株式会社ハウズプランニング	東京都知事 (6)74568	代表取締役 相澤宏紀	東京都武蔵野市吉祥寺本町3-10-1	1000万円
令7不保21	住ブラザ	東京都知事 (5)80996	井手修一郎	東京都中野区東中野5-17-13	1000万円
令7不保22	有限会社ハーベストウエイ	東京都知事 (5)83712	代表取締役 眞砂光生	東京都中央区新川2-6-16	1000万円
令7不保23	株式会社美和興産	東京都知事 (4)86094	代表取締役 小杉勲	東京都葛飾区青戸3-23-19	1000万円
令7不保24	株式会社コレレオーネ・インベストメント・ジャパン	東京都知事 (4)91181	代表取締役 中村武治	東京都中央区銀座8-12-15	1000万円
令7不保25	クリスビル管理株式会社	東京都知事 (3)91412	代表取締役 栗橋孝治	東京都中央区日本橋人形町3-6-8	1000万円
令7不保26	株式会社アルカ	東京都知事 (3)92423	代表取締役 田中芳昭	東京都中央区銀座2-13-19	1000万円
令7不保27	株式会社ESP	東京都知事 (3)93337	代表取締役 三差崇	東京都港区芝大門2-9-15	1000万円
令7不保28	有限会社エル・ディー・エム	東京都知事 (3)95410	代表取締役 木島正信	東京都港区六本木4-2-20	1000万円
令7不保29	株式会社アストラトラス	東京都知事 (2)97185	代表取締役 澄川充	東京都大田区田園調布1-35-9	1000万円
令7不保30	株式会社西東京協同事業所	東京都知事 (3)96986	代表取締役 袴田博文	東京都町田市下小山田町1475	1000万円

令7不保31	有限会社アド・リンク	東京都知事 (2)97577	取締役 山瀬智之	東京都練馬区小竹町1-72-12	1000万円
令7不保32	株式会社イワ才企画	東京都知事 (2)98709	代表取締役 岩尾剛幸	東京都武蔵野市中町1-27-7	1000万円
令7不保33	大協建設株式会社	東京都知事 (2)101879	代表取締役 川邊貴士	東京都世田谷区鎌田3-19-3	1000万円
令7不保34	株式会社折茂熱学	東京都知事 (2)102196	代表取締役 大友さとみ	東京都練馬区東大泉1-37-13	1000万円
令7不保35	東京イースト株式会社	東京都知事 (2)103314	代表取締役 三田俊彦	東京都台東区台東3-43-10	1000万円
令7不保36	株式会社ゆとりと不動産	東京都知事 (1)104092	代表取締役 川久保智広	東京都千代田区九段北1-13-6	1000万円
令7不保37	三洲株式会社	東京都知事 (1)103966	代表取締役 兼子奈凡	東京都三鷹市下連雀3-27-14	1000万円
令7不保38	株式会社マチカラ	東京都知事 (1)104103	代表取締役 飯田拓哉	東京都墨田区京島3-20-9	1000万円
令7不保39	HAYASHIYA合同会社	東京都知事 (1)104504	代表社員 竹辻智之	東京都八王子市大和田町7-1-5	1000万円
令7不保40	株式会社ビルマネMATE	東京都知事 (1)105747	代表取締役 東海林博	東京都豊島区池袋2-16-12	1000万円
令7不保41	東京マークス不動産株式会社	東京都知事 (1)108392	代表取締役 水谷俊哉	東京都渋谷区道玄坂2-18-11	1000万円
令7不保42	株式会社陽だまりの工務店	東京都知事 (1)109702	代表取締役 田所正孝	東京都八王子市上柚木2-9-4	1000万円
令7不保43	株式会社N-Nine	東京都知事 (1)109692	代表取締役 黒川友太	東京都豊島区南池袋1-16-15	1000万円
令7不保44	てんびん不動産	東京都知事 (1)110399	安藤浩聡	東京都杉並区高円寺南2-53-4	1000万円
令7不保45	ディ・アイ・ネットワーク株式会社	東京都知事 (1)110550	代表取締役 長谷川義明	東京都墨田区押上1-16-5	1000万円
令7不保46	e-MARK株式会社	神奈川県知事 (7)20745	代表取締役 熊井茂樹	神奈川県藤沢市南藤沢18-1	1000万円
令7不保47	株式会社ハウスファクトリー横浜	神奈川県知事 (5)23911	代表取締役 帖佐隆	神奈川県横浜市港北区鳥山町228-10	1000万円
令7不保48	株式会社ライトエステート	神奈川県知事 (3)27377	代表取締役 森浩之	神奈川県茅ヶ崎市元町19-12	1000万円
令7不保49	有限会社安藤商事	神奈川県知事 (3)27554	取締役 安藤敬	神奈川県足柄下郡湯河原町中央1-1651-1	1000万円
令7不保50	株式会社8	神奈川県知事 (1)32024	代表取締役 宮寿美子	神奈川県川崎市中原区田尻町29-1	1000万円
令7不保51	株式会社リビング・ゲート	山梨県知事 (1)2517	代表取締役 木村徳男	山梨県甲府市中央4-10-4	1000万円
令7不保52	株式会社中之島ケアサポート	新潟県知事 (2)5299	代表取締役 大湊豊	新潟県長岡市中之島中条字三之江217-3	1000万円

令7不保53	タナカメイキング	新潟県知事 (2)5408	田中伸也	新潟県新潟市中央区堀之内南1-21-18	1000万円	令7不保77	みつわビル管理株式会社	鳥取県知事 (1)1406	代表取締役 松井尚成	鳥取県米子市安倍22-1	1500万円
令7不保54	株式会社TKコーポレーション	新潟県知事 (1)5482	代表取締役 榎田健	新潟県長岡市東蔵王2-1-13	1000万円	令7不保78	株式会社ビルドアップ山陰	島根県知事 (1)1357	代表取締役 村松佳雄	島根県松江市東長江町902-49	1000万円
令7不保55	有限会社新栄開発	長野県知事 (0)2889	代表取締役 工藤勝彦	長野県佐久市新子田1973-2	1000万円	令7不保79	株式会社トラスト総合企画	島根県知事 (1)1401	代表取締役 坂本明弘	島根県出雲市渡橋町1130-6	1000万円
令7不保56	株式会社ユナイト	岐阜県知事 (1)5227	代表取締役 西亮吾	岐阜県多治見市本町1-80	1000万円	令7不保80	株式会社プロズジャパン	岡山県知事 (5)4585	代表取締役 河野光章	岡山県岡山市北区芳賀1735-144	1000万円
令7不保57	株式会社新宅不動産	静岡県知事 (9)7068	代表取締役 由井原実紀	静岡県藤枝市南新屋261-14	1000万円	令7不保81	有限会社ヒロ建設	岡山県知事 (3)5340	代表取締役 井上博之	岡山県岡山市南区植松699-5	1000万円
令7不保58	だるま	静岡県知事 (6)11458	佐藤隆史	静岡県磐田市福田中島1219-1	1000万円	令7不保82	有限会社岡組	広島県知事 (4)9502	代表取締役 今井正美	広島県竹原市下野町上条2747	1000万円
令7不保59	合同会社Sak	愛知県知事 (1)24285	代表社員 児山徳子	愛知県瀬戸市塩草町11-123	1000万円	令7不保83	川崎興産株式会社	広島県知事 (3)10245	代表取締役 川崎綱江	広島県広島市安芸区矢野南1-18-16	1000万円
令7不保60	JEMスクエア不動産株式会社	愛知県知事 (1)24295	代表取締役 尾石昭洋	愛知県名古屋市中区丸の内3-6-27	1000万円	令7不保84	株式会社M&K	広島県知事 (2)10430	代表取締役 大林和彦	広島県東広島市西条土与丸5-8-26	1000万円
令7不保61	有限会社植松商事	京都府知事 (5)11165	代表取締役 植松なみ	京都府京都市南区久世築山町37	1000万円	令7不保85	株式会社オフィス・アリア	広島県知事 (2)10433	代表取締役 木村修	広島県広島市安佐北区可部南5-11-10	1000万円
令7不保62	ムーンストーン株式会社	京都府知事 (5)11527	代表取締役 白石孝幸	京都府京都市下京区塩小路通新町東入東塩小路町579-11	1000万円	令7不保86	塩崎不動産商事	愛媛県知事 (1)1615	塩崎富士男	愛媛県新居浜市泉宮町4-9	1000万円
令7不保63	有限会社ラブピュア	大阪府知事 (4)52122	取締役 伴シツ子	大阪府四條畷市雁屋南町5-32	1000万円	令7不保87	有限会社松山農林開発	愛媛県知事 (9)3284	取締役 林雅俊	愛媛県松山市井門町384-1	1000万円
令7不保64	株式会社ソウルメイト	大阪府知事 (3)57042	代表取締役 大原祥弘	大阪府大阪市生野区鶴橋4-13-18	1000万円	令7不保88	渡部不動産	愛媛県知事 (9)3549	渡部彰	愛媛県伊予郡松前町大字中川原679-3	1000万円
令7不保65	株式会社ホームアセット	大阪府知事 (3)57194	代表取締役 森俊成	大阪府大阪市西成区萩之茶屋2-8-21	1000万円	令7不保89	有限会社和田ホーム	愛媛県知事 (5)4572	取締役 和田耕太郎	愛媛県松山市三番町8-354-4	1000万円
令7不保66	Soar不動産	大阪府知事 (2)60289	山本垂佐美	大阪府大阪市生野区巽北1-9-6	1000万円	令7不保90	テラーホーム	愛媛県知事 (2)5499	石川和馬	愛媛県松山市高砂町2-3-10	1000万円
令7不保67	株式会社JD	大阪府知事 (2)60999	代表取締役 小松茂	大阪府大阪市中央区東心斎橋1-4-11	1000万円	令7不保91	シドニー不動産F.P事務所	高知県知事 (2)2839	岡崎千佳	高知県高知市高須2-10-13	1000万円
令7不保68	築建開発株式会社	大阪府知事 (1)61538	代表取締役 楊輝	大阪府大阪市住之江区粉浜西2-7-17	1000万円	令7不保92	西海通産株式会社	福岡県知事 (4)15928	代表取締役 萩原大和	福岡県北九州市小倉南区若園2-24-5	1000万円
令7不保69	株式会社MK興産	大阪府知事 (1)63002	代表取締役 河西裕始	大阪府大阪市淀川区十三元今里1-5-19	1000万円	令7不保93	有限会社アセット・インフィニティ	福岡県知事 (2)17851	代表取締役 大塚誠司	福岡県福岡市中央区西中洲10-4	1000万円
令7不保70	株式会社nainairo	大阪府知事 (1)62063	代表取締役 西田祐樹	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1	1000万円	令7不保94	ASK不動産株式会社	福岡県知事 (2)18177	代表取締役 小林公重	福岡県久留米市国分町1326-1	1000万円
令7不保71	株式会社いちばん不動産	大阪府知事 (1)62303	代表取締役 山内哲	大阪府高槻市城北町2-14-26	1000万円	令7不保95	株式会社キャピタルグラフ	福岡県知事 (1)20037	代表取締役 小田切光	福岡県福岡市博多区博多駅東2-13-26	1000万円
令7不保72	有限会社アイホーム	兵庫県知事 (9)450607	取締役 倪晶	兵庫県姫路市琴岡町274-3	1000万円	令7不保96	有限会社YANAMOTO	大分県知事 (4)2833	代表取締役 田中美紀	大分県大分市大字荏隈299-6	1000万円
令7不保73	橋不動産	兵庫県知事 (5)203411	入江康司	兵庫県尼崎市西難波町1-5-3	1000万円	令7不保97	株式会社イエロー	宮崎県知事 (2)4825	代表取締役 宮田真樹	宮崎県宮崎市清水3-5-6	1000万円
令7不保74	株式会社あつみ事務所	兵庫県知事 (1)12166	代表取締役 吉満博	兵庫県神戸市東灘区本山中町1-16-19	1000万円	令7不保98	株式会社泰建	鹿児島県知事 (7)4231	代表取締役 窪田建男	鹿児島県鹿児島市田上5-40-22	1000万円
令7不保75	オーテックス株式会社	奈良県知事 (2)4349	代表取締役 大塚靖史	奈良県奈良市学園大和町1-1-4	1000万円	令7不保99	イソラ株式会社	沖縄県知事 (2)5007	代表取締役 島袋豊	沖縄県沖縄市比屋根6-4-22	1000万円
令7不保76	株式会社ウェアブ	鳥取県知事 (3)1297	代表取締役 丹波恭子	鳥取県倉吉市堺町3-14-3	1000万円	令7不保100	株式会社建築市場	沖縄県知事 (1)5168	代表取締役 芹澤明志	沖縄県宜野湾市真志喜624-1	1000万円
						令7不保101	合同会社DOHZO	沖縄県知事 (1)5355	代表社員 佐古一将	沖縄県那覇市泊1-3-2	1000万円

第5期決算公告

令和7年4月7日 東京都港区虎ノ門二丁目6番1号
Swedish Orphan Biovitrum Japan株式会社
代表取締役 金哲大
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

第57期決算公告

令和7年4月7日 東京都新宿区西早稲田一丁目9番12号
株式会社早稲田大学プロパティマネジメント
代表取締役 関口八州男
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 資産の部, 金額, 負債及び純資産の部, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 賞与引当金, 退職給付引当金, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

第7期決算公告

令和7年4月7日 東京都江東区新木場二丁目3番8号
モデルナ・エンザイマティクス株式会社
代表取締役 ネディム・エミル・アルタラス
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

第4期決算公告

令和7年4月7日 東京都港区虎ノ門四丁目1番1号
モデルナ・ジャパン株式会社
代表取締役 長山 和正
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

第6期決算公告

令和7年4月7日 東京都港区赤坂二丁目10番5号デロイトトーマツ
赤坂インターナショナル株式会社社内
ナガヤマ特定目的会社
取締役 山崎 亮雄
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 4 columns: 科目, 金額, 科目, 金額. Rows include 流動負債, 固定負債, 株主資本, 流動資産, 固定資産, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) (単位:千円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業収益, 営業費用, 営業外収益, 経常利益, 税引前当期純利益, 法人税, 事業税, 当期純利益, 当期未処分利益.

第53期決算公告 令和7年3月28日
福岡県糸島市香力474番地
伊都ゴルフ土地株式会社
代表取締役 貴 正義
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

第5期決算公告

令和7年4月7日 東京都港区赤坂七丁目6番15号
プレミアムヒラフプロパティーズ特定目的会社
取締役 下田 興一
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部, 金額, 負債及び純資産の部, 金額. Rows include 特定資産, 土地, 建設仮勘定, その他資産, 流動資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨 (自 令和6年1月1日 至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

Table with 2 columns: 科目, 金額. Rows include 営業費用, 営業損失, 経常損失, 税引前当期純損失, 法人税, 事業税, 当期純損失.

第32期決算公告 令和7年3月13日
北海道苫小牧市真砂町38番地5号
MFフィード株式会社
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円). Rows include 流動資産, 固定資産, 負債, 株主資本, 資産合計, 負債・純資産合計.

第8期決算公告
 令和7年3月18日
 東京都千代田区大手町一丁目3番7号
ヘッドスプリング株式会社
 代表取締役
 ディエゴ・パレンシア・デ・サラリア
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	54,876
固定資産	
資産合計	54,876
負純資産及びのび部	
流動負債	9,748
株主資本	45,128
資本剰余金	1,600
資本準備金	1,400
利益剰余金	42,128
その他利益剰余金	42,128
(うち当期純利益)	(20,893)
負債・純資産合計	54,876

第15期決算公告
 令和7年3月17日
 東京都中央区日本橋室町一丁目10番11号
ベル債権回収株式会社
 代表取締役 三谷 進二
 貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産	578,173	流動負債	6,333
固定資産	6,398	固定負債	92,000
有形固定資産	6,388	負債合計	98,333
投資その他の資産	10	株主資本	486,238
		資本剰余金	500,000
		利益剰余金	△ 13,761
		その他利益剰余金	△ 13,761
		純資産合計	486,238
資産合計	584,571	負債・純資産合計	584,571

損益計算書の要旨
 (自 令和6年1月1日
 至 令和6年12月31日)
 (単位:千円)

科 目	金 額
売上高	179,862
売上原価	88,908
売上総利益	90,953
販売費及び一般管理費	68,530
営業利益	22,423
営業外収益	2,976
営業外費用	1,118
経常利益	24,281
特別損失	1,502
特別損失	5,963
税引前当期純利益	19,821
法人税、住民税及び事業税	3,514
法人税等調整額	△ 177
当期純利益	16,483

第18期決算公告
 令和7年4月7日
 東京都新宿区西早稲田一丁目9番12号
株式会社早稲田大学ボリス
 代表取締役 関口八州男
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	44,072
固定資産	3,173
資産合計	47,245
負純資産及びのび部	
流動負債	11,448
賞与引当金	557
固定負債	8,477
退職給付引当金	8,477
株主資本	27,320
資本剰余金	10,000
利益剰余金	17,320
その他利益剰余金	17,320
(うち当期純利益)	(287)
負債・純資産合計	47,245

第58期決算公告
 2025年3月24日
 神奈川県川崎市川崎区浮島町10番3号
日本ブチル株式会社
 代表取締役社長 佐伯 光一
 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産	13,626	流動負債	10,082
固定資産	3,980	固定負債	1,456
有形固定資産	3,388	負債合計	11,539
無形固定資産	10	株主資本	6,067
投資その他の資産	582	資本剰余金	3,168
		利益剰余金	2,899
		利益準備金	792
		その他利益剰余金	2,107
		純資産合計	6,067
資産合計	17,607	負債・純資産合計	17,607

損益計算書の要旨
 (自 2024年1月1日
 至 2024年12月31日)
 (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	19,129
売上原価	17,524
売上総利益	1,605
販売費及び一般管理費	1,302
営業利益	302
営業外収益	38
営業外費用	58
経常利益	282
特別損失	49
特別損失	233
税引前当期純利益	82
法人税、住民税及び事業税	82
法人税等調整額	△ 22
当期純利益	174

第28期決算公告
 令和7年4月7日
 東京都新宿区西早稲田一丁目9番12号
 大隈スクエアビル4階
株式会社
早稲田大学キャンパス保険センター
 代表取締役 早坂 鉄兵
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	157,985
固定資産	60
資産合計	158,045
負純資産及びのび部	
流動負債	45,824
株主資本	112,220
資本剰余金	10,000
利益剰余金	102,220
利益準備金	10,550
その他利益剰余金	91,670
(うち当期純利益)	(9,649)
負債・純資産合計	158,045

第53期決算公告
 令和7年4月7日
 愛知県大府市大東町二丁目75番地
住友ナコフォークリフト株式会社
 代表取締役社長 西濱巴基男
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
流動資産	18,618	流動負債	17,030
固定資産	5,230	固定負債	1,476
		負債合計	18,507
		株主資本	5,257
		資本剰余金	1,000
		利益剰余金	4,257
		利益準備金	172
		その他利益剰余金	4,085
		評価・換算差額等	83
		その他有価証券評価差額金	83
		純資産合計	5,341
資産合計	23,848	負債・純資産合計	23,848

損益計算書の要旨
 (自 令和6年1月1日
 至 令和6年12月31日)
 (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	28,449
売上原価	26,156
売上総利益	2,293
販売費及び一般管理費	1,760
営業利益	533
営業外収益	242
営業外費用	228
経常利益	547
税引前当期純利益	547
法人税、住民税及び事業税	△ 8
法人税等調整額	—
当期純利益	556

第1期決算公告
 令和7年4月7日
 東京都新宿区早稲田鶴巻町513番地
株式会社早稲田大学TLO
 代表取締役 石田 智朗
 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	
流動資産	24,316
固定資産	1,394
資産合計	25,710
負純資産及びのび部	
流動負債	5,789
株主資本	19,922
資本剰余金	15,000
利益剰余金	4,922
その他利益剰余金	4,922
(うち当期純利益)	(4,922)
負債・純資産合計	25,710

第70期決算公告
 2025年3月7日
 奈良県大和郡山市池沢町321番地の5
クオリカプス株式会社
 代表取締役 松村誠一郎
 貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目		科 目	
流動資産	11,163	流動負債	31,369
固定資産	19,747	固定負債	1,463
有形固定資産	4,353	株主資本	△ 1,946
無形固定資産	391	資本剰余金	1,000
投資その他の資産	15,001	資本準備金	530
		資本剰余金	250
		その他資本剰余金	280
		利益剰余金	△ 3,477
		その他利益剰余金	△ 3,477
		評価・換算差額等	25
		その他有価証券評価差額金	25
		純資産合計	30,911
資産合計	30,911	負債・純資産合計	30,911

損益計算書の要旨
 (自 2024年4月1日
 至 2024年12月31日)
 (単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	8,051
売上原価	4,619
売上総利益	3,432
販売費及び一般管理費	2,203
営業利益	1,228
営業外収益	1,037
営業外費用	3,074
経常損失	808
特別損失	—
特別損失	53
税引前当期純損失	862
法人税、住民税及び事業税	449
法人税等調整額	56
当期純損失	1,367

第20期決算公告 令和7年4月7日
 東京都江東区新砂一丁目13番6号
株式会社 ツー・アンド・ワン
 代表取締役 李 根宰
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	223,834
	固定資産	61,318
	資産合計	285,152
負債純資産及び部	流動負債	1,351,297
	(うち返引当金)	(2,920)
	固定負債	15,636
	株主資本	△1,081,781
	資本剰余金	90,000
	資本準備金	353,877
	利益剰余金	△1,525,658
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△1,525,658 (158,627)
	負債純資産及び部合計	285,152

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を六千百万円減少することにいたしました。
 ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日を下回ることはありません。
 そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年四月七日
 東京都江東区新砂一丁目一三番六号
 株式会社 ツー・アンド・ワン
 代表取締役 李 根宰

第7期決算公告 令和7年4月7日
 東京都新宿区袋町5番地1
株式会社 Scalar
 代表取締役 深津 航
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	669,876
	固定資産	118,446
	資産合計	788,322
負債純資産及び部	流動負債	227,045
	固定負債	11,000
	株主資本	550,276
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	1,120,371
	利益剰余金	△620,095
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△620,095 (610,818)
	負債・純資産合計	788,322

第8期決算公告 令和7年4月7日
 大阪府北区梅田二丁目1番3号
株式会社 刀
 代表取締役 森岡 毅
貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科	目	金額(百万円)
資産部	流動資産	3,754
	固定資産	16,227
	資産合計	19,981
負債純資産及び部	流動負債	2,868
	(うち賞与引当金)	(50)
	固定負債	929
	株主資本	16,183
	資本剰余金	99
	資本準備金	17,903
	利益剰余金	△1,819
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△1,819 (2,436)
	負債純資産及び部合計	19,981

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を五億円減少し、準備金の額を九千九百万円とすることにいたしました。
 ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日を下回ることはありません。
 そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年四月七日
 大阪府北区梅田二丁目一番三号
 株式会社 刀
 代表取締役 森岡 毅

第7期決算公告 令和7年4月7日
 神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目9番32号
ボッシュグローバルソフトウェアテクノロジーズ株式会社
 代表取締役 ガウアー・ダットレア
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	351,216
	固定資産	2,985
	資産合計	354,201
負債純資産及び部	流動負債	748,609
	固定負債	△394,408
	株主資本	12,500
	資本剰余金	12,500
	資本準備金	12,500
	利益剰余金	△419,408
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△419,408 (281,393)
	負債純資産及び部合計	354,201

第5期決算公告
 令和7年4月7日
 大阪府中央区南久宝寺町三丁目2番7号
 第一住建南久宝寺ビル9階
広安日本貿易株式会社
 代表取締役 林 有希
貸借対照表の要旨
 (令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資産部	流動資産	244,259
	繰延資産	377
	資産合計	244,636
負債純資産及び部	流動負債	9,419
	株主資本	235,216
	資本剰余金	240,000
	利益剰余金	△4,783
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△4,783 (2,346)
		負債純資産及び部合計

資本金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を二億三千万円減少し、準備金の額を一千九百万円とすることにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年四月七日
 大阪府中央区南久宝寺町三丁目二番七号
 第一住建南久宝寺ビル九階
 広安日本貿易株式会社
 代表取締役 林 有希

決算公告
 令和7年4月7日
 神奈川県横浜市戸塚区戸塚町1500番地
MadgeTech Asia株式会社
 代表取締役 ノーマン・カールソン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(円)
資産部	流動資産	10,000
	固定資産	10,000
	資産合計	20,000
負債純資産及び部	流動負債	12,300
	固定負債	12,300
	株主資本	△2,300
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金(うち当期純損失)	△12,300 (12,300)
	負債純資産及び部合計	20,000

第9期決算公告
 令和7年4月7日
 大阪府泉大津市東雲町1-35
屋根裏株式会社
 代表取締役 寺田 雅史
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	19,051
	固定資産	995
	資産合計	20,046
負債純資産及び部	流動負債	9,082
	固定負債	16,000
	株主資本	△5,035
	資本剰余金	61,000
	資本準備金	51,500
	利益剰余金	51,500
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△117,535 (32,804)
		負債純資産及び部合計

資本金及び準備金の額の減少公告
 当社は、資本金の額を五千五百五十万円、準備金の額を五千五百五十万円減少することにいたしました。
 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年四月七日
 大阪府泉大津市東雲町一三三五
 屋根裏株式会社
 代表取締役 寺田 雅史

第8期決算公告
 令和7年4月7日
 東京都港区麻布台1-11-7
 AURA麻布台
Caleta Bay Asia株式会社
 代表取締役 平間 淳
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産部	流動資産	2,499,463
	固定資産	21,540
	資産合計	2,521,003
負債純資産及び部	流動負債	2,358,318
	賞与引当金	3,828
	株主資本	162,685
	資本剰余金	10,000
	利益剰余金	152,685
	その他利益剰余金(うち当期純利益)	152,685 (44,841)
		負債純資産及び部合計

第36期決算公告

令和7年3月31日
東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
株式会社三和研究所
代表取締役 吉野 慎也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 利益剰余金, 負債・純資産合計).

第5期決算公告

令和7年4月7日
兵庫県佐用郡佐用町才金411番地1
株式会社クライステック
代表取締役 岡本 宗康

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 資産合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 利益剰余金, 純資産合計).

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百万円減少し五百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
兵庫県佐用郡佐用町才金四一一番地一
株式会社クライステック
代表取締役 岡本 宗康

第7期決算公告

令和7年4月7日
東京都中央区八重洲二丁目1番1号
日本グロース・キャピタル株式会社
代表取締役 西野 貴司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 繰上資産, 合) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 利益剰余金, 繰上準備金, 繰上利益剰余金, 合).

第3期決算公告

令和7年4月7日
岡山県倉敷市林2177
株式会社海の中道アスレチックパーク
代表取締役 吉川 青良

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 繰上利益剰余金, 繰上繰越利益剰余金, 合).

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を七千七百万円減少して、九千八百万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
岡山県倉敷市林二一七七
株式会社海の中道アスレチックパーク
代表取締役 吉川 青良

第2期決算公告

令和7年4月7日
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号
パシフィックセンチュリープレイス丸の内13階
Ultrabulk Japan株式会社
代表取締役 ハンス・クリスチャン・オルセン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 利益剰余金, 繰上利益剰余金, 合).

第117期決算公告

令和7年4月7日
神奈川県横浜市都筑区中川中央一丁目9番32号
ポッシュ株式会社
代表取締役社長 クリスチャン・メッカー

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

Table with 4 columns: 資産の部, 負債及び純資産の部. Rows include 流動資産, 固定資産, 流動負債, 固定負債, 株主資本, 利益剰余金, 繰上利益剰余金, 繰上繰越利益剰余金, 資産合計, 負債・純資産合計.

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日, 至令和6年12月31日)(単位:百万円)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 売上高, 売上総利益, 売上費及び一般管理費, 営業利益, 営業外利益, 特別損失, 引当金繰入, 法人税等調整額, 当期純利益.

決算公告

令和7年4月7日
東京都港区南麻布一丁目1番5-105号
株式会社Global Step Academy
代表取締役 加藤 道緒

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 利益剰余金, 繰上利益剰余金, 合).

第24期決算公告

令和7年4月7日
東京都港区新橋五丁目30-6 伊藤ビル3階
アイヴリックスタジオ株式会社
代表取締役 塚越 倫子

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

Table with 3 columns: 科, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合) and 負債純資産及び部 (流動負債, 株主資本, 繰上利益剰余金, 繰上繰越利益剰余金, 合).

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百万円減少し、一千万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
東京都港区新橋五丁目三〇一六伊藤ビル三階
アイヴリックスタジオ株式会社
代表取締役 塚越 倫子

第1期決算公告

令和7年4月7日
東京都渋谷区神宮前五丁目46番1号
株式会社YOAKE entertainment
代表取締役 福山 正之
貸借対照表の要旨
(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百五十万円減少し一億円とすることにいたしました。なお減少する二百五十万円は資本準備金とします。
株主総会の決議は、令和七年三月二十一日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
東京都渋谷区神宮前五丁目四六番一號
株式会社YOAKE entertainment
代表取締役 福山 正之

第22期決算公告

令和7年4月7日
東京都港区麻布台一丁目11番9号
BPRプレイス神谷町2階
海通国際株式会社
代表取締役 季 屏子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

第38期決算公告

令和7年4月7日
滋賀県大津市坂本本町4533番地
株式会社飛田設計
代表取締役 飛田 正悟
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は令和七年五月十日であり、株主総会の決議は、令和七年三月六日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
滋賀県大津市坂本本町四五三番地
株式会社飛田設計
代表取締役 飛田 正悟

第7期決算公告

令和7年4月7日
東京都渋谷区南平台町16番11号
アライブ南平台ビル7階
株式会社magaport
代表取締役 松延 秀夫
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

令和7年4月7日
東京都渋谷区桜丘町4番17号
株式会社チッピー
代表取締役 山崎令二郎
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を五百六十七万五千円、資本準備金の額を五千二百八十六万四百七十五円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
東京都渋谷区桜丘町四番一七号
株式会社チッピー
代表取締役 山崎令二郎

第6期決算公告

令和7年4月7日
東京都渋谷区南平台町16番11号
株式会社アイデア
代表取締役 松延 秀夫
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

第17期決算公告

令和7年4月7日
長崎市金屋町1番2号桜ビル2F
株式会社スターライト
代表取締役 城 竜次
貸借対照表の要旨
(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

新設分割公告
当社は、新設分割により新設する株式会社アセットジョイ(住所長崎市魚の町七番一三〇二号)に対して当社の不動産に関する事業及びビルメンテナンス・清掃事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
長崎市金屋町一番二号桜ビル2F
株式会社スターライト
代表取締役 城 竜次

第6期決算公告

令和7年4月7日
東京都渋谷区南平台町16番11号
株式会社しょうわ出版
代表取締役 佐藤 鉄平
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 目, 金額(千円). Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産, 合計) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債, 資本, 剰余金, 純資産合計).

第8期決算公告

令和7年4月7日
東京都千代田区神田神保町2-10-4
PMO神保町8F
Pax Japan株式会社
代表取締役 常山 宏彰
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額(百万円), 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

第50期決算公告

令和7年4月7日
大阪府東成区東中本一丁目15番23号
株式会社切通コンタクトレンズ
代表取締役 切通 祥子
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額(千円), 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に對し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 左記のとおりです。
(乙) 計算書類の公告義務はありません。
大阪府東成区東中本一丁目一五番二三号
株式会社切通コンタクトレンズ
代表取締役 切通 祥子
○大坂市中央区石町一丁目一番一〇一三
(乙) 有限会社タックメディアカル
代表取締役 辻 容子

第2期決算公告

令和7年4月7日
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号
タイワロイネットマネジメント株式会社
代表取締役社長 鈴木 大介
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額, 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

第52期決算公告

令和7年3月28日
滋賀県守山市梅田町15番9号
橋本不動産株式会社
代表取締役 橋本 達雄
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額, 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:百万円)
Table with 3 columns: 科, 目, 金額. Rows include 売上高, 売上総利益, 売上費, 営業利益, etc.

決算公告

会社法第440条に基づき、いわゆる「決算公告」には、信頼性も高く、低廉な掲載料金を採用している「官報」をご利用ください。
掲載のお申込みは、全国の官報サービスセンター等で受け付けています。
(官報サービスセンター一覧)
独立行政法人 国立印刷局

第2期決算公告
令和7年4月7日
東京都渋谷区神宮前六丁目27番8号
株式会社K12ホールディングス
代表取締役 安井 康真
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額(千円), 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。合併の効力発生日は令和七年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同法七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しております。この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に對し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
(甲) 金融商品取引法による有価証券報告書提出済み
(乙) 左記のとおりです。
令和七年四月七日
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
(甲) 株式会社レアジョブ
代表取締役 中村 岳
東京都渋谷区神宮前六丁目二七番八号
(乙) 株式会社K12ホールディングス
代表取締役 安井 康真

第18期決算公告

令和7年4月7日
京都市下京区東塩小路町607番地辰巳ビル1階
株式会社マイファーム
代表取締役 西辻 一真
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)(単位:千円)

Table with 4 columns: 科, 目, 金額, 合計. Rows include 資産部 (流動資産, 固定資産) and 負債純資産及び部 (流動負債, 固定負債).

資本金及び準備金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三億九千七百五十万円、資本準備金の額を五億六千三百二十一万九千八百二十六円減少し、それぞれ一億円、零円とすることにいたしました。
この決定に對し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
京都市下京区東塩小路町六〇七番地辰巳ビル一階
株式会社マイファーム
代表取締役 西辻 一真

第34期決算公告 令和7年4月7日
千葉県夷隅郡大多喜町森宮138番地
平林物産株式会社
代表取締役 平林 悠蔵
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	1,929,644
	固定資産	665,625
	資産合計	2,596,887
負債純 資産 及び の び部	流動負債	1,292,386
	固定負債	361,323
	負債合計	943,178
	株主資本	25,000
	剰余金	919,678
	利益準備金	10,800
	剰余金	908,878
	利益剰余金	(38,551)
	自己株式	△1,500
	負債・純資産合計	2,596,887

準備金の額の減少公告
当社は、資本準備金の額を三億二千四百九十六万六千五百十円減少することにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
千葉県夷隅郡大多喜町森宮一三八番地
平林物産株式会社
代表取締役 平林 悠蔵

第4期決算公告 令和7年4月7日
沖縄県那覇市字天久816番地
ファミーユコート天久301
Create Education Online株式会社
代表取締役 佐藤 鉄平
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の 産部	流動資産	12,093
	固定資産	517
	資産合計	12,610
負債純 資産 及び の び部	流動負債	1,414
	固定負債	11,196
	負債合計	2,000
	株主資本	9,196
	剰余金	9,196
	利益剰余金	9,196
	利益剰余金	(1,236)
	自己株式	
	負債・純資産合計	12,610

第4期決算公告

令和7年4月7日

東京都港区西新橋一丁目2番9号
メンターキャピタル税理士法人内
三原橋インベストメント特定目的会社
取締役 武野氏伸哉

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額	科	目	金額
特 定 流 動 資 産 部	流動資産	7,276,005	流 動 負 債 部	流動負債	76,360
	固定資産	7,276,005		固定負債	—
	資産合計	7,276,005		負債合計	76,360
負 純 資 産 及 の び 部	流動負債	—	社 員 資 本 部	社員資本	6,916,667
	固定負債	—		特定資本	100
	負債合計	—		優先資本	6,916,567
	株主資本	—		剰余金	282,978
	剰余金	—		当期未処分利益	282,978
	純資産合計	7,199,645		負債・純資産合計	7,276,005
資産合計	7,276,005				

損益計算書の要旨
(自 令和6年7月1日
至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科	目	金額
営 業 営 業 営 業 特 別 特 殊 税 引 前 当 期 業 務 利 益 部	営業利益	153,912
	営業外収益	130,830
	営業外費用	23,082
	特別損失	96
	特別損失	80,218
	特別損失	57,040
	特別損失	340,898
	特別損失	—
	特別損失	283,858
	特別損失	880
当期純利益	282,978	
当期純利益	0	
当期純利益	282,978	

優先資本金の額の減少公告
当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金六十八億九千二百二十三万七千五百二十二円減少することいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
東京都港区西新橋一丁目二番九号メンターキャピタル税理士法人内
三原橋インベストメント特定目的会社
取締役 武野氏伸哉

乙の貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	214
	固定資産	2,436
	資産合計	2,651
負債純 資産 及び の び部	流動負債	76
	固定負債	2,574
	負債合計	10
	株主資本	2,047
	剰余金	2,047
	利益剰余金	517
	利益準備金	2
	剰余金	514
	利益剰余金	(2,084)
	負債・純資産合計	2,651

甲の貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科	目	金額
資産の 産部	流動資産	204
	固定資産	29,446
	資産合計	29,650
負債純 資産 及び の び部	流動負債	105
	固定負債	15,050
	負債合計	14,494
	株主資本	10
	剰余金	14,428
	利益剰余金	14,428
	利益準備金	56
	剰余金	2
	利益剰余金	53
	利益剰余金	(363)
負債・純資産合計	29,650	

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和七年四月七日
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
(甲) エンゼルエステイト滋賀株式会社
代表取締役 滝根 直哉
滋賀県東近江市青野町四六〇〇番地
(乙) エンゼルエステイト滋賀株式会社
代表取締役 滝根 直哉

第7期決算公告 令和7年4月7日
東京都目黒区駒場二丁目1番7号
駒場パークサイドヒルズ2階
株式会社タカクワキャッスル
代表取締役 高桑 昌彦
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科	目	金額(円)
資産の 産部	流動資産	8,017,464
	固定資産	1,349,266,891
	資産合計	1,357,284,355
負債純 資産 及び の び部	流動負債	22,361,512
	固定負債	1,323,175,495
	負債合計	11,747,348
	株主資本	1,000,000
	剰余金	10,747,348
	利益剰余金	10,747,348
	利益剰余金	10,747,348
	利益剰余金	(8,044,519)
	自己株式	
	負債・純資産合計	1,357,284,355

第59期決算公告 令和7年4月7日
東京都目黒区駒場二丁目1番7号
駒場パークサイドヒルズ
ハローネット株式会社
代表取締役 山本 一代
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科	目	金額(円)
資産の 産部	流動資産	5,833,415
	固定資産	2,168,500
	資産合計	8,001,915
負債純 資産 及び の び部	流動負債	3,223,177
	固定負債	4,778,738
	負債合計	1,000,000
	株主資本	1,815,598
	剰余金	1,963,140
	利益剰余金	250,000
	利益準備金	1,713,140
	剰余金	(972,142)
	自己株式	
	負債・純資産合計	8,001,915

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
令和七年四月七日
東京都目黒区駒場二丁目一番七号駒場パークサイドヒルズ
(甲) ハローネット株式会社
代表取締役 山本 一代
東京都目黒区駒場二丁目一番七号駒場パークサイドヒルズ2階
(乙) 株式会社タカクワキャッスル
代表取締役 高桑 昌彦

第70期決算公告

令和7年3月24日
 新潟県北蒲原郡聖籠町東港三丁目2265番地6
藤木鉄工株式会社
 代表取締役 小林 輝昭
 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	10,307,827	流動負債	5,562,721
固定資産	5,993,394	固定負債	570,937
		株主資本	10,064,057
		資本剰余金	98,000
		利益剰余金	9,966,057
		利益準備金	26,300
		その他利益剰余金	9,939,757
		(うち当期純利益)	(1,412,306)
		評価・換算差額等	103,505
		その他有価証券評価差額金	103,505
合 計	16,301,221	合 計	16,301,221

第14期決算公告

令和7年4月7日
 東京都千代田区霞が関三丁目2番1号
 霞が関コモンゲート西館34階
CBREインベストメントマネジメントLRAジャパン株式会社
 代表取締役社長 堀田 大介
 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	82,501	流動負債	45,568
固定資産	5,808	賞与引当金	4,050
		株主資本	42,740
		資本剰余金	14,000
		資本準備金	14,000
		利益剰余金	14,740
		その他利益剰余金	14,740
		(うち当期純利益)	(3,059)
資産合計	88,309	負債・純資産合計	88,309

第9期決算公告

令和7年3月26日
 神戸市中央区三宮町1丁目2番4
アシックス・ベンチャーズ株式会社
 代表取締役 母里 明陽
 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	20,832	流動負債	2,141,317
固定資産	3,137,840	固定負債	135,760
		株主資本	553,536
		資本剰余金	310,000
		資本準備金	1,140,614
		利益剰余金	745,000
		繰越利益剰余金	395,614
		(うち当期純損失)	△897,078
		評価・換算差額等	△897,078
		その他有価証券評価差額金	(162,659)
		評価・換算差額等	328,058
		その他有価証券評価差額金	328,058
合 計	3,158,673	合 計	3,158,673

第32期決算公告

2025年4月7日
 東京都港区虎ノ門四丁目3番12号
株式会社日経ビーピーサービス
 代表取締役 野崎勇次郎
 貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	378,004	流動負債	60,175
固定資産	6,927	役員賞与引当金	600
		固定負債	192,642
		退職給付引当金	191,067
		役員退職慰労引当金	1,575
		株主資本	132,114
		資本剰余金	10,000
		利益剰余金	122,114
		利益準備金	2,500
		その他利益剰余金	119,614
		(うち当期純利益)	(35,552)
資産合計	384,932	負債・純資産合計	384,932

第70期決算公告

令和7年4月7日
 東京都台東区柳橋二丁目19番6号
三信建設工業株式会社
 代表取締役 山崎 淳一
 貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,052,874	流動負債	3,318,178
固定資産	3,522,016	完成工事補償引当金	1,200
		工事損失引当金	151,520
		賞与引当金	24,036
		その他	3,141,422
		固定負債	265,679
		退職給付引当金	13,130
		役員退職慰労引当金	11,862
		その他	240,687
		負債合計	3,583,858
		株主資本	4,542,161
		資本剰余金	500,000
		資本準備金	500,000
		利益剰余金	3,542,161
		その他利益剰余金	3,542,161
		評価・換算差額等	448,870
		その他有価証券評価差額金	448,870
		純資産合計	4,991,032
資産合計	8,574,890	負債・純資産合計	8,574,890

損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)
 (至 令和6年12月31日) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
完成工事高価	10,037,374	経常利益	223,865
完成工事原価	8,719,209	特別利益	15,835
完成工事総利益	1,318,165	特別損失	6,940
販売費及び一般管理費	1,215,333	税引前当期純利益	232,761
営業利益	102,831	法人税、住民税及び事業税	59,115
営業外収益	129,361	法人税等調整額	14,761
営業外費用	8,328	当期純利益	158,884

第79期決算公告

令和7年3月14日
 東京都中央区日本橋一丁目4番1号
 日本橋一丁目ビルディング
ユーディーエックス特定目的会社
 取締役 田淵 安春

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産の部		流動負債	2,704
固定資産	54,431	1年内償還予定社債	1,200
建物	20,598	固定負債	47,720
土地	33,773		
建設仮勘定	36		
特定資産の部合計	54,431	負債合計	50,425
その他の資産の部		社員資本	15,476
流動資産	11,374	特定資本金	0
固定資産	95	優先資本金	14,100
		剰余金	1,375
		当期未処分利益	1,375
その他の資産の部合計	11,470	純資産合計	15,476
資産合計	65,901	負債・純資産合計	65,901

損益計算書の要旨

(自 令和6年10月1日)
 (至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
営業収益	2,837	税引前当期純利益	1,376
営業費用	1,460	法人税、住民税及び事業税	0
営業利益	1,376	法人税等調整額	0
経常利益	1,376	当期純利益	1,375

第70期決算公告

令和7年4月7日

大分県別府市大字鉄輪559番地の1

株式会社海地獄

代表取締役 千壽 智明

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。
効力発生日は令和7年5月8日であり、両社に終了して存続し、乙は解散することにした。
この合併の承認決議は令和7年2月28日開催の株主総会の承認決議によるものである。
この合併の承認決議は令和7年2月28日開催の株主総会の承認決議によるものである。
なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。
令和7年4月7日
大分県別府市大字鉄輪五五九番地の1
(乙) 株式会社Dots and L
代表取締役 千壽 智明

第5期決算公告

令和7年4月7日

大分県別府市大字鉄輪559番地の1

株式会社Dots and L

代表取締役 千壽 智明

貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在) (単位:円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

第4期決算公告

令和7年4月7日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目2番4号

株式会社Buddy Compass

代表取締役 高石 大地

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

第2期決算公告

令和7年4月7日

神奈川県川崎市川崎区砂子一丁目2番4号

株式会社LafTive

代表取締役 高石 大地

貸借対照表の要旨

(令和6年7月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

第53期決算公告

令和7年4月7日

東京都千代田区五番町12番地3

ビズネット株式会社

代表取締役 渡里 直樹

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

Table with 3 columns: 科目, 金額, 金額. Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

第50期決算公告

令和7年4月7日

三重県津市安濃町曾根741番地

株式会社げにや

代表取締役 早川 賢

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

第49期決算公告

令和7年4月7日

三重県度会郡玉城町勝田4872番地

株式会社玉城

代表取締役 早川 賢

貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

Table with 3 columns: 科目, 金額(千円), 金額(千円). Rows include 資産の産部 (流動資産, 固定資産, 合計), 負債及び純資産の部 (流動負債, 固定負債, 負債の部合計, 株主資本, 資本剰余金, 資本準備金, 利益剰余金, 利益準備金, その他利益剰余金, 純資産の部合計, 合計).

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにした。
効力発生日は令和7年6月1日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和7年4月7日

三重県度会郡玉城町勝田四八七二番地

(甲) 株式会社玉城

代表取締役 早川 賢

三重県津市安濃町曾根七四一番地

(乙) 株式会社げにや

代表取締役 早川 賢

決 算 公 告			
令和7年4月7日 神戸市北区西大池一丁目3番16号 大池観光株式会社 代表取締役 北野 泰造 貸借対照表の要旨 (令和6年9月30日現在) (単位：千円)			
科 目	金 額		
資 産 部	流 動 資 産	9,586	
	固 定 資 産	45,327	
	合 計	54,914	
負 債 及 び 純 資 産 部	流 動 負 債	2,612	
	固 定 負 債	53,042	
	株 主 資 本	△741	
	資 本 金	10,000	
	剰 余 金	△10,741	
	そ の 他 利 益 剰 余 金 (うち当期純利益)	△10,741 (2,513)	
	合 計	54,914	

代表取締役 大池一丁目三番一六号 大池観光株式会社 北野泰造

令和7年4月7日 神戸市北区西大池一丁目三番一六号

この決議は、株主総会の決議を経ず、取締役会
の決議によって決定しております。効力発生
日は令和7年5月20日です。
この資本準備金の額の減少に異議のある債
権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内
にその旨をお申し出ください。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のと
りです。

準備金の額の減少公告
当社は、令和7年5月20日を効力発生日
とするカネキ酒販株式会社および株式会
社と、株式会社（以下、本株式交換
といたします。）により資本準備金の額が
増加することを停止条件として、資本準備
金の額を増加することを停止条件として、
本株式交換に伴う株式の発行と同時に、本
株式交換による資本準備金の増加額を減
少するものであることから、資本準備金の
減少の効力が生ずる日以後の資本準備金
の減少は、株主総会の決議を経ず、取締
りません。そのため、この資本準備金の
減少は、株主総会の決議を経ず、取締
りません。そのため、この資本準備金の
減少は、株主総会の決議を経ず、取締
りません。そのため、この資本準備金の
減少は、株主総会の決議を経ず、取締

令和7年度エネルギー管理講習「新規講習」の公示

当センターは、エネルギー管理講習に関する規則（平成11年通商産業省令第48号）第2条第2項の規定に基づき、令和7年度エネルギー管理講習「新規講習」を実施する期日、場所その他講習の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

令和7年4月7日

一般財団法人省エネルギーセンター
会長 海輪 誠

令和7年度エネルギー管理講習「新規講習」実施内容

標記講習は、原則インターネット回線等で配信する講義をパソコン・タブレット端末・スマートフォン等によって個別に受講できるオンライン方式により実施します。

1. 講義課目及び時間割

時 間	120分	120分	90分
課 目	エネルギー総合管理に関する基礎知識及び法規	エネルギー管理の手法	エネルギー管理の実務

・各課目は4～6の単元に分かれており、単元の区切り毎に配信される問題に解答する「効果測定」を行います。効果測定の解答に要する時間は上表の時間に含まれていません。

2. 講習の期日

(1) 上期

- 令和7年6月5日（木）から令和7年8月31日（日）
- 以下の地域においては集合講習も実施します。（定員に達し次第締め切り）
東京6月17日（火）、名古屋6月24日（火）、大阪6月25日（水）

(2) 下期

- 令和7年10月1日（水）から令和7年12月31日（水）
- 以下の地域においては集合講習も実施します。（定員に達し次第締め切り）
東京11月5日（水）、名古屋11月13日（木）、大阪11月26日（水）

3. 受講申込書の申込方法及び受付期間

(1) 申込方法

- 電子文書による申込方法（インターネット申込）：当センターのホームページ(<https://www.eccj.or.jp/>)から申込みを行い、申込後に当センターから送信される電子メールの説明に従い受講料を支払う方法
- 申込書類による申込方法：郵便局（ゆうちょ銀行）の窓口で当センター指定の払込取扱票（申込書）を提出し受講料を支払う方法

(2) 受講申込書の受付期間

- 上期：令和7年4月7日（月）から 令和7年7月11日（金）まで
- 下期：令和7年8月15日（金）から 令和7年11月12日（水）まで

4. 申込書等必要書類の配付場所及び問い合わせ先

一般財団法人省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習本部 講習部（〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング・電話（03）5439-4977）、北海道支部（(011) 271-4028）、東北支部（(022) 221-1751）、東海支部（(052) 232-2216）、北陸支部（(076) 442-2256）、近畿支部（(06) 6539-7515）、中国支部（(082) 221-1961）、四国支部（(087) 826-0550）、九州支部（(092) 431-6402）及び公益社団法人沖縄県工業連合会（(098) 859-6191）

・問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで（土・日・祝日・5/1を除く）

5. 受講料 15,600円（非課税）

6. 受講資格 受講資格は問いません。ただし過去に当講習を受講したことのある方は受講できません

第4期決算公告 令和7年4月7日
 東京都中央区八重洲二丁目1番1号
Marindows株式会社
 代表取締役 末次 康将
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資産の部	流動資産	253,630
	固定資産	1,128
	資産合計	254,758
負債及び純資産の部	流動負債	13,471
	固定負債	241,287
	株主資本	90,000
	資本剰余金	563,300
	資本準備金	325,150
	その他資本剰余金	238,150
	利益剰余金	△412,012
	その他利益剰余金(うち当期純損失)	△(67,493)
	負債・純資産合計	254,758

準備金の額の減少公告
 当社は、資本準備金の額を二億四千四百七十六万二千四百四円減少し八千三百六十八万七千五百九十六円とすることにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
 なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
 令和七年四月七日
 東京都中央区八重洲二丁目一番一号
Marindows株式会社
 代表取締役 末次 康将

第47回エネルギー管理士試験の公示

当センターは、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則(昭和59年通商産業省令第15号)第31条第2項の規定に基づき、第47回エネルギー管理士試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので公示します。

令和7年4月7日

一般財団法人省エネルギーセンター
 会長 海輪 誠

- 試験方法及び課目 筆記試験(マークシート方式)
- 試験課目及び時間割 必須基礎区分に加えて、熱分野専門区分と電気分野専門区分のいずれかを選択
 - 必須基礎区分+熱分野専門区分
 課目Ⅰ エネルギー総合管理及び法規(09:00~10:20)、課目Ⅱ 熱と流体の流れの基礎(10:50~12:40)、課目Ⅲ 燃料と燃焼(16:20~17:40)、課目Ⅳ 熱利用設備及びその管理(14:00~15:50)
 - 必須基礎区分+電気分野専門区分
 課目Ⅰ エネルギー総合管理及び法規(09:00~10:20)、課目Ⅱ 電気の基礎(16:20~17:40)、課目Ⅲ 電気設備及び機器(10:50~12:40)、課目Ⅳ 電力応用(14:00~15:50)
- 試験地 北海道、宮城県、東京都、愛知県、富山県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県
- 試験を実施する日時 令和7年8月3日(日) 9:00~17:40
- 受験申込方法
 - 電子文書による申込方法(インターネット申込):当センター指定のホームページ(<https://www.eccj.or.jp/>)から申込みを行い、申込後に当センターからのお知らせに従い受験手数料を支払う方法
 - 申込書類による申込方法:受験願書の受付期間内に郵便局(ゆうちょ銀行)の窓口当センター指定の払込取扱票(受験願書)を提出し、受験手数料を支払う方法
- 申込受付期間 令和7年4月7日(月)から令和7年6月23日(月)まで
- 受験手数料 17,000円(非課税)
 ただし、エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則の一部を改正する省令(平成18年経済産業省令第20号)附則第6条に該当する者は10,000円(非課税)
- 受験願書等必要書類の配付場所及び問い合わせ先
 一般財団法人省エネルギーセンター エネルギー管理試験・講習本部 試験部
 (〒108-0023 東京都港区芝浦二丁目11番5号 五十嵐ビルディング・電話(03)5439-4970)、北海道支部((011)271-4028)、東北支部((022)221-1751)、東海支部((052)232-2216)、北陸支部((076)442-2256)、近畿支部((06)6539-7515)、中国支部((082)221-1961)、四国支部((087)826-0550)、九州支部((092)431-6402)及び公益社団法人沖縄県工業連合会((098)859-6191)
 ・問い合わせ時間 9時15分から17時30分まで(土・日・祝日・5/1を除く)

第89期決算公告

令和7年4月7日

大阪市北区長柄西一丁目2番25号

日本精工硝子株式会社

代表取締役 三野 親慶

貸借対照表の要旨
 (令和6年3月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	2,342,824
	固定資産	4,150,016
	資産合計	6,492,840
負債及び純資産の部	流動負債	563,849
	(うち賞与引当金)	(5,077)
	固定負債	527,012
	(うち特別修繕引当金)	(505,443)
	負債合計	1,090,861
	株主資本	5,459,763
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	6,335
	その他資本剰余金	2,220
	利益剰余金	4,115
利益準備金	5,415,278	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	25,000	
自己株式	5,390,278	
評価・換算差額等	(90,909)	
その他有価証券評価差額金	△ 11,850	
	△ 57,783	
	△ 57,783	
	純資産合計	5,401,979
	負債・純資産合計	6,492,840

第64期決算公告

令和7年4月7日

東京都品川区戸越1丁目7番1号

東急リネン・サプライ株式会社

代表取締役 小野 隆憲

貸借対照表の要旨
 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科	目	金額
資産の部	流動資産	2,082,467
	固定資産	1,624,932
	有形固定資産	1,530,092
	無形固定資産	40,254
	投資その他の資産	54,585
	資産合計	3,707,399
負債及び純資産の部	流動負債	1,724,243
	(うち賞与引当金)	(50,183)
	固定負債	1,467,435
	(うち退職給付引当金)	(448,917)
	(うち特別修繕引当金)	(43,242)
	株主資本	515,721
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	141,676
	その他資本剰余金	141,676
	利益剰余金	324,044
利益準備金	30,000	
その他利益剰余金(うち当期純利益)	294,044	
	(408,417)	
	負債・純資産合計	3,707,399